

臨時資金調整法

十二年九月法律第八十六號

臨時資金調整法施行令

同勅令第五百二十七號

臨時資金調整法施行細則

同大藏、農林、商工省令

なほこの法令は外地にも同年十月勅令に依り施行された。

調整法の内容

施行當初に於ける内容を見ると、(一)事業資金の調整、(二)興業債券發行限度の擴張、(三)時局關係會社の増資及び社債募集に關する商法の特例、(四)貯蓄債券の發行、(五)金融事項の調査の五項目に大別される。勿論其の中心をなすものは事業資金の調整であるが、事業資金の調整は資金供給者たる金融機關の側と、資金需要者たる事業主體の側との兩方面から行はれる。金融機關側よりの調整に就いて同法の適用を受けるものは銀行、信託、保險、産組中金及び信組聯合會等の金融機關の貸付と、有價證券の引受又は募集取扱を業とする者、即ち證券引受業者の有價證券應募、引受又は募集の取扱とである(第二條)。尤も金融機關の貸付と云つても、事業設備の新設、擴張、改良等に關する一定額以上の資金、即ち一定額以上の長期資金の貸付に限定され、又有價證券も實際には社債及び外國證券の應募、引受募集の取扱等に限られる。従つて金融機關及び證券引受業者としても一定額以下の事業

資金貸付や社債及び外國證券の應募引受等は、運轉資金の貸付、一般有價證券の賣買、竝に國債、地方債、本邦株式の應募、引受又は募集の取扱と同様に自由である。而して斯様な金融機關よりする資金調整は、原則として許可制の下に行はれることとなつてゐるが、實際の運用に就いては寧ろ金融機關及び證券引受業者が夫々組織した自治調整團の自治的調整に委ねる方針が採られてゐるのである。(第三條)次に事業主體側よりする資金調整であるが、資本金五十萬圓以上の會社が第二回以後の株式拂込、十萬圓以上の自己資金に依る設備の新設、擴張又は改良、竝に社債の直接發行をなす場合には政府の許可を受けるを要し、資本金五十萬圓以上の會社の設立の場合、増資、合併等に依り五十萬圓以上の會社となる場合及び五十萬圓以上の會社の目的變更の場合には夫々政府の許可を要するのである(第四條)之等の認可、許可(金融機關側よりする資金調整が自治的に行はれない場合の許可を含む)の決定權は無論政府に存するのであつて、總理大臣を會長、大藏、商工兩大臣を副會長とし、それに内閣から任命された貴衆兩議員、民間代表者、關係各省官吏等を委員とする臨時資金調整委員會に依つて決定された原則的な調整基準に基き、日銀總裁を會長とし内閣により任命された關係各省官吏及び日銀職員を委員とする臨時資金審査委員會が認否を決定するのであるが、認可、許可の實際上の事務は日銀に委ねてある(第十一條、第十二條、第五條)これがため日銀では實施されたる九月に資金調整局を設置し、統制事務を處理することとした。

以上は不急不要事業への資金流入を阻止して金融市場の不必要なる梗塞を防止し、公債の消化、時局産業の生産力擴充資金の供給を容易ならしめんとする目的からの對策であるが、時局産業に對しては積極的に資金を供給して生産力を出来る丈け早く擴充せしめる必要がある。金融緩和と工作を施す場合に工業金融機關たる興銀を時局金融の第一線に立て、日銀並に大藏省預金部を其の資金的背景とする建前が採られたのも、一つには斯様な理由に依るのであつたが、臨時資金調整法に於ては右の如き必要を充す爲の方法に就いて、次の様な内容を持つ規定が設けられたのである。

即ち、興銀の興業債券發行限度額は從來の五億圓(拂込資本金の十倍)より十億圓に擴張され、且つ募債を容易ならしむる爲に新規増加分五億圓の元利支拂は政府によつて保證される(第六條)又金融情勢上、市場から所要資金を調達することの不適當な場合乃至は不可能の場合には、募債に就いては資金特別會計の資金を利用することが出来る(第七條)これに依つて、軍需産業に對する資金供給に關しては非常な便宜が與へられることになつた譯であるが、時局産業に對する積極的な資金供給策はそれのみならず、時局産業會社が商法の規定を超えて株金の全額拂込前に増資し(第八條)、又拂込資本金の二倍迄社債發行を爲し得ることとした(第九條)

なほこの外勸銀をして二億圓の貯蓄債券の發行を許容し、國民貯蓄の吸収に努むると共に、國債消化を促進せしめんとする一方、國內金融事情又は國際收支狀況の調査を容易に行ひ得ることが規定さ

れた。

斯くて資金調整の運用は資金調整委員會で決定された「事業資金調整標準に關する件」及び「事業資金調整標準」が其の基準とされた。

なほ又、政府では資金調整の適正を期するため、一年中に於ける資金の需給に關する正確なる豫測を樹てることとなり、十三年一月大藏省令第一號を以て國內資金調査規則要綱を發表し、資本金五十萬圓以上の會社より一年中に於ける事業設備の新設、擴張、改良等の事業資金計畫を報告せしむることとし、又今後は十三年十二月大藏省令第六十八號の臨時資金調整法第十六條の規定に基く命令の件に依つて報告書を指定し、一定様式に依る報告書の提出を求めることとした。

自治調整團の結成

資金調整法に基く許可又は認可に關する事務は前述の如く、直接主務官廳にて行はず、總て日銀をして取扱はしむることとしたが、右は此等の事務は金融經濟の全局と密接な關係があつて、其の處理に當ては敏活適正を期することが最も肝要であるから、金融界の實務に習熟し且つ本來公共的使命を有する日銀をしてこれを取扱はしめることが最も妥當な措置と認められたからであつて、爲替管理法關係の申告書類提出も日銀經由と國家統制に關する廣汎な許可事務が一切を擧げて政府以外の機關に委任

せられてゐることは、戦時に於ける臨時立法たる特異な現象と云はなければならぬ。

前述の如く、事業資金の貸付及び社債の引受を爲す等には政府の許可を要することとなつてゐるけれども、金融機關等が法の目的に従ひ、政府の適當と認むる方法に依り自治的に資金調整を行ふときは政府の許可を受けることを要せざることとなつてゐるが、金融機關等は既に銀行法等に依り政府の監督を受けてゐるのであるから、若し適當な方法に依つて政府の趣旨を體し、其の資金使用を調整するときは個々の運用に就いて一々許可を受けしむる必要なのみならず、その方法が敏活を尊ぶ性質から自治調整を認められたものである。

斯くて自治調整に關しては日銀の本支店を中心として地方別に其の組織を構成することとなり、各金融機關毎に自治調整團が結成され、夫々日銀と協力して圓滑なる自治調整を行ふ旨の決議を行つた。而して十五年六月末現在に於いて主務大臣から自治調整を認められたものは左の如くであつた。

- 一、單獨に資金の自治調整を爲す特殊金融機關
 - (一) 横濱正金銀行
 - (二) 日本勸業銀行
 - (三) 日本興業銀行
 - (四) 北海道拓殖銀行
 - (五) 臺灣銀行
 - (六) 朝鮮銀行
 - (七) 商工組合中央金庫

二、金融機關又は證券引受業者が組織する自治調整團

- (一) 農工銀行同盟會(五行)
- (二) 産業組合金融統制團(産業組合中央金庫外四十七信用組合聯合會)(四八)
- (三) 日本銀行本支店區域別に組織せられた普通銀行の地方自治調整團(十七地方二九八行)
- (四) 全國貯蓄銀行協會(七〇行)
- (五) 信託協會(二七社)
- (六) 證券引受會社協會(八社)
- (七) 生命保險會社協會(二九社)
- (八) 損害保險自治協議會(四八社)

此の結果本邦の銀行、信託會社、保險會社、證券引受業者等の金融機關は殆ど全部が、自治的に資金の調整を爲すことになつたのであつて、金融機關等の方面に於ける資金調整は自治的調整が寧ろ原則となつてゐるのである。

第六節 臨時資金調整法の施行狀況

調整法の改正強化

臨時資金調整法の施行に依つて我が國産業の構成は一大變革を來しつゝあるが、斯る變動に従つて調整法の運用も又戰爭目的達成に沿ひて變更されつゝあつて、戰爭の長期化に伴ひて歩一歩づつ其の統制は強化されて行き、十四年末に至つて事變下の資金調整に關する體制は全く完成さるゝに至つた。同年末迄に於ける主要なる改正點は大體左の如くであつた。

即ち、施行當時に於ける會社の設立、増資、株金の拂込、事業設備の新設、擴張等に就いて許可を要するものは資本金五十萬圓以上の會社に限られ、それ以下の資本金の會社は何等臨時資金調整法に依る制限を受けなかつた。又金融機關の事業設備資金の貸付、會社の事業設備の新設、擴張等に就いて許可を要するものは一件の金額十萬圓以上のものに限られてゐたことは既述せるところであるが、これが爲か、猶相當の事業資金が政府の統制外にあつて、此の部面に於ては自由に事業活動が行はれてゐたのである。従つて資本金四十八萬圓、四十九萬圓と云ふ會社が相當多く設立せられる狀況であつた。

一ヶ年を経過せる十三年八月に至り、同法施行令、施行細則、資金調整標準等が改正された。これは六月下旬に樹立決定された物資總動員計畫の遂行を資金側から助長し、以て長期經濟戰に備へんと

したので外ならない。従つて此の改正は相當廣範圍に亘り、可なりに思ひ切つた事業資金の抑制が行はれたのである。即ち、事業主體側よりする統制を從來の拂込資本金五十萬圓以上の會社より二十萬圓以上の會社迄及ぼし、又金融機關側よりする統制限度（但し要許可額）は從來十萬圓以上となつてゐたのを、これを五萬圓以上に引下げた。

更に翌十四年に於ては議會の協賛を経て、法律並に關係法規の大改正を行ひ、事業設備の新設、擴張等に就いては會社が行ふもののみならず、一般の個人、團體等迄及ぼし、金融機關の設備資金の貸付、會社其の他のもの行ふ事業設備の新設、擴張等の内不急不要と認められる數十種の事業に就いては許可の限度を一件三萬圓以上のものに迄引下げ、猶これに伴つて法律に違反して事業設備設新擴張等を爲すものに對して其の中止を命令することを得る等、可成り廣汎な改正を行つて資金調整の強化を圖つた。夫れ迄は資本金二十萬圓以下の會社、會社以外の個人團體等は資金調整の範圍外であり、資本金十九萬五千圓と云ふが如き會社も續々設立され、全般的資金調整はなほ不完全であつたのであるが、茲に至つて殆ど總ての新規投資が完全に此の法律の統制下に入り、臨時資金調整法は大體全事業資金を調整し得ることとなつた。

なほ法律所定の興銀の債券發行能力は生擴資金の需要旺盛から發行餘力が減少したのに鑑み、これを五億圓追加し十億圓となし、又勸銀の貯蓄債券發行額を三億圓増加し、五億圓となした。

續いて同年末生産力擴充計畫の整備と所謂重點主義に依る其の促進に呼應して追次改正されつゝあつた事業資金調整標準に大改訂を加へ、軍需品及び生産力擴充品目及びこれと密接の關係にある事業のみを優先せしむることとして、運用方針を強化整備するに至つた。

斯くの如く臨時資金調整法は資金の側より抑制するものであつたが、事變の長期化に連つて物資不足は深刻なるものがあり、物の側よりも自然抑制される様になつて來た。

起債市場の統制

起債市場は産業界の發達と共に育成されて來たものであるが、支那事變迄の社債發行方法は自由發行であり、起債條件は金融市場の情勢乃至は會社内容の如何に依り決定されるのであるから、金融の梗塞期に於ては起債を不能ならしむる場合多く、社債に依る事業資金の吸収は甚だ不安定にあつた。事變下に於けるかゝる情勢は生産力擴充資金の圓滑なる疏通と云ふ立場から當然是正されなければならぬ。さればこれが統制が臨時資金調整法に謳はれた所以でもある。

然し、時局産業會社債にしても其の起債を無統制に放任してゐる時は金融市場に重大影響を與へ、國債消化乃至は生擴資金の調達に迄阻害する恐れもあるので一定計畫の下に行ふ必要が生じて來たのである。

斯くて大藏省は起債市場の順調なる推移を期し、十三年一月以降より日銀及び興銀を中心とする起債當局をして社債發行に對する統制を行はしむるに至つた。即ち、社債發行に當つては金利水準を維持する爲、妥當な條件の決定を行ひ、發行時期の決定は、資金の出廻り關係を考慮すると共に、事業別によつてもその重要性を計量し、發行の順位が決定されたのである。

これと共に、各金融機關の自治調整團に對しても社債の引受、募集取扱等を行はんとする場合には總て條件、時期等に就いて豫め關係當局の内諾を受くべき旨の通達が發せられた。

之等の措置は起債市場の振興に資したものであるが、一方起債市場の打開を目指したものである。即ち、既述の如く事變勃發後は金融梗塞から依然起債市場は閉塞状態を續け、生擴資金の擡頭から起債市場の打開は急務とさるゝに至り、政府、日銀等に依つて極めて積極的な金融緩和工作が講ぜられたのも其の一つの目的は起債市場の打開にあつたのであるが、其の中でも日銀が時局産業會社々債擔保貸付を行ふこととして、興銀に融資して社債の買入を行はしめたりしたと云ふことは、全く起債市場の打開が主目的であつたのである。

斯くの如き政府の金融經濟政策の効果は十三年に入つて漸く現はれ、一月早々東京電氣社債（四分三厘パー、期限十ヶ年、金額一千萬圓）の起債談成立を契機として、待望の起債市場打開も茲に漸くなり、其の後銀行債も地方債も段々發行される様になつた。

然し乍ら、起債市場の健全なる發展は時局産業の生擴資金需要の旺盛に連れて益々社債優遇の途と統制強化が加へられることとなり、十三年三月には有價證券取締法及び同引受業法が公布（七月より實施）せられ、又後述の擔保附社債信託法の改正の行はれたのもこの故であり、これと前後して日銀に於ても臨時資金調整法に基き社債發行の審査を爲すに際しては擔保附社債と無擔保社債との間の取扱を區別する旨發表し、且つ無擔保の場合にも減債基金を多くする様要望し、更に三月中旬の政府保證興業債券の發行に先立つて同債券を擔保とする日銀貸出日歩を國債並みに取扱ふこととした。之等の手段は總て社債、興業債券の流通の圓滑を圖る爲に行はれたのであるが、他方には長期資金の潤澤化を期して國庫金前拂制度の擴大、貯蓄獎勵、物價抑制、物資消費制限禁止と云つた一般的對策の外に地方債發行の抑制と云ふ様なことも行はれた。

斯くの如く、事變後の起債統制は浮動購買力の吸収と生擴資金の調達を目的とする統制にあつた。又一方に社債引受シンジケート團を擴大して社債引受能力の擴大強化を圖つた。然し、起債市場の進展は一つに金融情勢の如何にあつて、當時に於ても左の如く繁閑を示したものである。

公社債發行高

昭和十二年 十三年 十四年 十五年

地方債	二四三、二五	二五、四七	三三、六三	一五七、〇〇六
銀行債	六九、三八	八七、八二	五九、三七	一、三七、九五〇
社會債	二七四、二六	四八五、二九五	九四、九〇九	八三、七六
計	一、四〇〇、〇〇〇	五、九三、一四九	七、〇九、六九四	九、一三三、二五九

(資料) 興銀月報

なほ、前述の有價證券取締法並に同引受業法の施行に依つて證券引受會社協會が入間野局長の斡旋により設立されたことは注目すべきである。

即ち、前者は有價證券の賣買を爲すものは取締法の下に商工大臣より免許を受けることを要し、後者は大藏大臣の所管に屬し、有價證券の引受募集を爲すものは、これが認可を必要とするものであつて、この業法施行と同時に日本勸業證券、日興證券、川島屋證券、野村證券、山一證券、藤本ビルブローカー證券、小池證券、共同證券の入社が證券引受業法の下に始めて認可され、之等の連絡協調と共に國策に協力せしむるため、十三年十一月協會が創立されたことにある。

自治調整に對する統制強化

資金調整の實際の運用に就いては金融機關に於て組織した自治調整團に委任されて來たが、時局の

進展に連れて自治調整の範圍も漸次強化さるゝに至つた。

即ち十三年六月の改正に依つて、從來標準甲類の産業に對して自治調整機關は自由に（但事後報告を要す）貸付を行ふことが出来たものが、以後甲の（イ）に對してのもの三百萬圓以上の場合及び甲類の（ロ）に對するもの百萬圓以上の場合には孰も日銀と協議し、又乙の（イ）に就いても從來五十萬圓以上に限り日銀との協議を要したものが、改められて三十萬圓以上となり、加之、甲類又は乙類の（イ）に屬する時局産業に關するものと雖も、生産力擴充の効果が差當り得られないと認めらるゝ場合には、之も日銀との協議が必要となつた。其の代りに乙類の（ロ）（ハ）及び丙類に屬する事業、大體に於て平和産業であるが、直接輸出増進に役立つものと認めらるゝ場合には、日銀と協議の上特別の便宜を與へても差支へないこととなり、輸出増進策が盛らるゝこととなつた。

十四年十二月に於ては一層この範圍が縮少され、甲の（イ）に關しては五十萬圓、（ロ）は二十萬圓、乙の（イ）に對しては十萬圓とし、又乙の（ハ）及び丙に屬する事業に關しては自由貸付の限度を撤廢し、一件の金額五萬圓以下の貸付に就いても日銀と協議せしむることとした。

この改正は當時各金融機關の貸出額の顯著なる増勢を不急事業への貸付、資金の投機、思惑への流出に起因すると見て、貸出膨脹の傾向を押へ、公債消化の障害を除去せんとしたものであつて、十四年七月大藏、商工、内務三省次官通牒を以て資金調整法の趣旨を喚起したことは自治調整の範圍を縮

少せしむる前提となつた。なほ流動資金の貸付が設備資金に流用されることを取締るため、大藏省では臨時資金調整法第十六條を發動して設備資金以外の融通資金の報告を徴することに十四年十二月から實施するに至り、資金統制は愈々完璧化さるゝに至つた。其の内容は左の如くである。

- 一、報告すべき貸出は一口又は一件の金額十萬圓以上のもの
- 一、一口又は一件の金額三十萬圓以上のものに就いては貸出の都度、其の他の貸出は毎月分を取纏め翌月十日迄に報告すること
- 一、報告書は當分の間日銀本支店を経由すること

右の如く十四年に入り資金統制は飛躍的發展を遂げたが、其の運用に就いても當局の方針は漸次強化しつゝあつた。

即ち、株式の拂込に就いては時局關係事業と雖も無條件にこれを認めず、又其の額も最少限度に留めることとし、又物資不足の現状から一層物資との關聯性を強め、工事の能不能を確めた上認許可を與へ、事業資金調整に當り企業經營機構及び資本の構成迄タッチし、資金側より企業經營の指導迄に及ぶに至り、國家的統制へと推進したのである。

又大藏省では資金調整法の統制外にある法人、又は個人保有株式の公開にも統制を行ふこととした。

斯くの如く、資金統制は細密化されて行つたが臨時資金調整法に於ける事業設備資金の十五年六月末迄の実績は左の如くてあつた。

臨時資金調整法施行状況
資金調達別事業設備資金

期 別	金 融 機 關 ノ 貸 付						有 價 證 券 集 集	調 整 法 第 四 條、第 八 條ニ 依 リ 許 可	官 廳 ノ 協 議	計
	銀 行	信 託	保 險	共 ノ 他	小 計	大 項 = 合 計				
昭和 年 月 日	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
12. 9-12	231,965	39,957	7,292	444	279,658	大項 = 合 計	950,264	71,182	1,301,105	
13. 1-3	197,680	26,652	10,616	2,808	237,757	〃	365,233	42,661	645,651	
4-6	274,814	39,284	14,813	1,595	330,506	〃	387,184	23,953	746,643	
7-9	201,776	28,969	1,812	1,532	234,090	〃	259,889	123,457	617,437	
10-12	311,783	44,030	6,181	2,148	364,142	〃	331,240	109,572	804,954	
14. 1-3	200,820	35,281	1,076	2,991	240,168	97,160	255,515	60,914	653,757	
4-6	255,837	46,874	9,739	2,892	315,342	146,000	416,213	89,919	967,474	
7-9	410,665	82,807	284	1,811	495,467	186,740	344,273	237,758	1,284,238	
10-12	471,212	60,928	4,955	1,507	538,602	134,618	497,964	98,328	1,319,512	
15. 1-3	312,611	39,857	800	6,746	360,015	125,000	338,067	70,586	893,668	
4-6	485,897	49,724	1,549	4,597	541,767	130,280	378,387	56,340	1,107,274	
當初ヨリ累計	3,354,960	494,365	59,119	29,072	3,937,516	869,798	4,524,229	1,010,170	10,341,713	

第七節 公債の消化策

國債シンジケート團引受に依る公債の發行

公債消化に關しては、戰時財政經濟の運営上非常に重大な問題であるので、公債消化のためには、既述の金融緩和策、資金調整等の根本的方策の外、種々の對策が講ぜられた。

公債發行方法は七年以降、高橋藏相に依つて公債の日銀引受による發行方法に依る自然消化の方策が採られ、事變前迄續けられて來たのである。

然し、事變勃發直後に於ては事變不擴大方針から、其の事變公債も多額を要せざる豫想と健全財政の立場からこれを直接金融市場で募集することに決定し、十二年八月第一回事變公債一億圓を九月及び十月に國債引受シンジケート團引受に依り發行した。

其の後に於ける公債發行は、形式的には第一回發行の場合と異なり、一應日銀引受の形が採られたものの其の發行に先立つては民間金融機關、其の他の話合に依つて實際の引受購入額を決定し、發行と同時に日銀より其の豫約申込に應じて賣却する方針が採られようとした。同時に政府、日銀等から

民間金融機關に對して公債消化のための協力が懇請せられた。

だが、八月に至つて、事變不擴大主義の放棄が聲明せられ、第七十二議會に於て二十億圓の公債發行が已むなきに至るや、右の方針も、又放棄されざるを得なくなつた。この事に關し議會で賀屋藏相は

先づ資金の撤布、金融の緩和を圖り、金融機關の資力が十分に満ちて、公債にても向はなければ、金のやり場がないと云ふ風になつて初めて採用せしめることに努むる、斯様な方法で行き度い。公債の發行は當分總て日本銀行引受とし、先づ市場に資金を撤布して後に、然るべき時に之が吸収を圖ることとする積りである

と言明した。即ち政府の直接的消化主義と待機的消化主義とを併用せんとせる方針は事變の擴大に依つて、日銀引受に依る待機的消化に一元化される様になつた。

公債消化に關する措置

公債消化の基本的要件としては、金融機關並に一般國民が進んで公債の買入を爲すやうな經濟上の自然の環境を醸成することが必要で、従つて強制手段等を弄することは嚴に避けねばならぬ。故に、政府に於ても、自然的な環境を作る爲め、事變當初は其の障礙を除去する方策が講ぜられた。

即ち、十二年七月日銀國債擔保貸付利子の引下や、九月の北支事件特別税及び十三年春の支那事變特別税の實施に際して國債利子のみには（高利國債は別として）特に課税されなかつたことは、斯様な理由に基くものであるが、又日銀では金融情勢の變化に對して所有證券の賣却に手心を加へたことは、順調且つ持続的な公債消化を期して行つてゐるものと云ふことが出来る。

又公債の民衆化を圖る一方、通貨の不必要なる膨脹を防止せんがため、日銀では個人の買入れにも斡旋することになつたが政府では歐洲第一次大戰當時に採用した郵便局賣出の方法を十二年十一月から採用するに至り、其の第一回賣出の場合には特に額面二十五圓、五十圓の小額公債を發行したが、十三年に入つてからは八月より、民衆化を容易ならしむるため支那事變特別國庫債券と稱する額面十圓の小額債を賣出した。この小額債の賣出実績は左の如くである。

昭和十二年度	賣却額
十三年度	一一八、七五〇 <small>千圓</small>
十四年度	四七五、〇九七
十五年五月迄	四九六、六九八
計	七七、〇一三
	一、一六七、五五八

(資料) 大藏省調

第七節 公債の消化策

尙ほ公債市價維持策が公債消化の根本的條件であるから、金利水準の維持と云ふことが必要となり、後述の低金利政策の強行となつて現はれた。

政府機關の動員

更に公債消化の促進を圖るため、政府關係機關に於ける資金が動員された。然しこれは從來からもある程度行はれてゐたが、事變後は著しく強化されたのであつて、金資金特別會計の公債買入もこの一であるが、其の外簡易生命保險積立金、特別會計資金、政府關係共濟組合資金等も極力動員されたのである。

其の内、最も効果を擧げてゐるのは預金部資金の動員であつて、其の機能は單に發行の引受のみならず、直接日銀からの買入に、市中其他買入にと動いてをり、預金部の公債消化機關化は極めて顯著となり、事變下に於ける預金部の立場は重大化するに至つた。

斯様な預金部資金の動員が行はれ得たのは、事業界の活況、物價抑制、消費節約、貯蓄等の獎勵に依つて、郵便貯金が加速度的に増加した結果であつた。

然し乍ら、一方政府が事變以來預金部の公債保有力増大のため盡力したことを忘れてはならない。

後述の資金調整法に依る貯蓄債券の發行を認めこれが資金を預金部に預入れしめたことは、預金部の公債保有力増大を目的とせる一方法であつたのである。

政府機關の國債所有額

	十二年十二月末所有額	十五年十二月末所有額	比 較(増)
	千圓	千圓	千圓
大 藏 省 預 金 部	二,三六八,四四〇	六,七九,六六一	四,三七〇,七五二
簡易生命保險及郵便年金	三三三,六六六	五七,五七七	二八四,八九一
其の他の政府部内各會計	四〇七,四九一	六〇,九一一	三三三,四三二
政府關係共濟組合	二四,六七五	一三〇,三三〇	五,六四五
地 方 公 共 團 體	四七,八三七	七三,三三一	二五,四五五
計	三,三七一,六六一	八,二五,六四一	四,八八〇,〇三三

備考 米穀證券並蠶糸證券を除く、地方公共團體所有額は十五年六月末現在なり

貯蓄債券の發行

貯蓄債券の發行は前述の如く、預金部資金の擴大を目指して公債消化の一助とし、臨時資金調整法に基き勸銀をして取扱はしめ、一種の當籤式を加味して一般大衆より通貨吸收、即ち購買力を吸収し公債消化の一動力となしたるものであつて、日露戦争の當時矢張り勸銀をして貯蓄債券を發行せしめ

たことがあつたが、當時は單獨法を公布して發行したものである。今回は臨時立法として調整法に附屬せしめたのであるが、十二年十一月第一回發行以來小額國債と併用して一般大衆の購買力吸収に寄與して來つたが、大衆の好奇心薄らぐと共に其の賣行停頓したのに鑑み、十五年臨時資金調整法を改正し、現行貯蓄債券と富籤形式の中間を行く高率の割増金附債券たる報國債券の發行を五月より行ふに至つた。

昭和	貯蓄債券發行高	報國債券發行高
十二年	二〇、〇〇〇 <small>千圓</small>	—
十三年	八〇、〇〇〇	—
十四年	一七五、〇〇〇	—
十五年	一五〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇

又一方、政府機關の資金増加對策として十三年五月より從來郡部のみに限り實施してゐた月掛貯金の制度を全國の市制實施地域にも擴大することとなり、簡易生命保險金額の限度を四百五十圓より七百圓に引上げ同年十月より實施したのも國民經濟力の進展と云ひ乍らも、一つに政府機關の資力増大に資したものである。

これに引續き遞信省では郵便貯金の現行最高限度二千圓を倍額の四千圓に引上げる案を樹立し、十

四年の第七十四議會に提出すべく大藏省と折衝を進めつゝあつたが、大藏省としては稅收入の關係より三千圓説を固持して譲らず、又地方銀行、貯蓄銀行等の反對に會ひ、遂に議會への提出は見合せとなつた。

第八節 貯蓄の獎勵

公債の果増

政府は十三年五月に於て貯蓄獎勵運動の中心的な指導機關として大藏省に國民貯蓄獎勵局を設置して、一大貯蓄運動を展開するに至つたことは、各金融機關並に一般大衆の公債消化力を一段と増強し、以て公債に依る政府資金の調達を容易ならしめんとする目的に出たものであるが、これは常に公債消化のためのみならず、又生産資金供給力を増大すると共に、不足物資に對する國民の文化的消費の節減、物價騰貴の抑制等を行はうと云ふのであるが、資金側から見た其の主目的は公債消化力の増大にあつた。

公債發行豫定額 (單位百萬圓)

	十二年度豫定額	十三年度豫定額	十四年度豫定額	十五年度豫定額
一般會計	八七〇	一、〇〇八	一、七七七	一、九〇六
特別會計	九七〇	一、一四四	二、七三三	四、四七七
臨時軍事費特別會計	二、四三三	四、四三三	三、九四四	三、六三三
合計	三、三九四	五、六六八	五、九五五	六、〇〇六

事變の擴大に伴つて斯くの如く公債發行は累増されたのであるが、又それだけの政府の資金撤布が行はれたのである。

斯く巨額なる支出に依つて、徒らに資金が民間の手に滞留することがあれば、通貨の惡質な膨脹が起り、政府の所要資金調達が困難となり、遂には我が財政は破綻に瀕することとなる。故に政府が其の指導に根本的な方針を樹て其の徹底を期するに至つたのである。

貯蓄の目標

斯くて政府は、十三年四月、今後一ヶ年間に於ける貯蓄目標を八十億圓とし、其の貯蓄奨励運動の方針を決定したが、それに依ると原則として貯蓄運動の主たる対象を時局に依り所得の特に増加した方面に置き、其の貯蓄は如何なる方法でも差支へないこととして一大運動を展開し、官公署、學校、

銀行、會社、工場、町會、部落、商工業團體、青年團、婦人會其の他の團體等をして貯蓄組合を組織せしめ、或は既存の組合を強化することとしたのである。更に政府は十三年六月には國民貯蓄奨励委員會を設けて國民貯蓄の増加を圖るために採るべき適切なる方策を研究する一方、或は貯蓄宣傳を國民精神總動員運動の一部門として貯蓄運動の普及振興を圖り、或は貯蓄強調週間を設けて國民貯蓄の増加に努めて來た。

此の八十億圓の目標に就いては事變前の一ヶ年の國民貯蓄三十億圓以上の増加（金錢貯蓄二十二億圓、個人有價證券應募約十二億圓、合計三十四億圓）を根據として樹立したもので、賀屋藏相は十三年五月の財政誌上に其の算定基準を左の如く述べてゐる。

各種金融機關に集積する貯蓄額並に國債公社債等に對する直接投資額として今後一年間に増加することを必要とする國民貯蓄の額は經濟界の狀況、政府資金の撤布額如何等に依つて異なるけれども大體約八十億圓程度を目標とすべきである。然らば何故約八十億圓程度を目標とするかと謂ふに今後一年間の國債發行額は五十億圓を超ゆる豫想であつて之を消化する爲には五十億圓に近い資金を要し又生産力擴充資金も今後一年間に大體三十億圓以上を要する見込であるから此の兩者を合せば八十億圓以上の資本の増加を必要とするのである。今後經濟活動の増大に伴つて日本銀行券のある程度の膨脹も必然であつて、現に第七十三回帝國議會に於て保證準備擴張の法律も

通過した様な次第であり、之を細かく謂へば數億圓程度は通貨膨脹に依つても支辨される譯であるから資金蓄積の目標としては先づ大體に於て八十億圓程度が適當であると考へる。

即ち、換言すれば貯蓄増加目標額は、先づ軍事費其他戦時財政の財源に充當すべき國債の消化所要資金と高度國防國家體制を完成する爲に必要な生産力擴充資金とを見極め、更に前年度に於ける貯蓄実績を考慮に入れて決定されるのである。

斯くの如き趣旨に依つて、政府は毎年一定額の貯蓄目標額を樹立して貯蓄運動を展開することとなつたが、其の目標額も豫算の膨脹に伴れて左の如く擴張されて行つた。

政府貯蓄目標額

昭和三十三年度	昭和三十四年度	昭和三十五年度	公債消化			生産力擴充資金			購買力吸収			合計
			千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	
			五〇〇	三〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	八〇〇	
			六〇〇	四〇〇	一〇〇	四〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	
			六〇〇	四〇〇	二〇〇	四〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	一、二〇〇	

なほ政府の貯蓄目標額の樹立に従ひ、各金融機關でも後述の如く夫々目標額を樹立した。

貯蓄の実績

斯くの如き貯蓄目標に對して其の実績は如何と云ふに、左の如く第一年度は六月より樹立せるため其の目標額に對して六億六千七百萬圓程足りなかつたが、第二年度より目標額を突破する好成绩を擧げてゐる。

國民貯蓄の増加実績

(單位百萬圓)

昭和三十三年度	昭和三十四年度	昭和三十五年度	國民貯蓄の増加実績		
			昭和三十三年度	昭和三十四年度	昭和三十五年度
郵便貯金	八一五	一、三八四	一、七二五		
簡易保險積立金	一九五	二四七	三三二		
郵便年金積立金	二〇	三九	八〇		
銀行預貯金	三、〇六〇	四、九〇八	四、九八一		
信用組合貯金	四一四	九六三	一、二五九		
金 錢 信 託	二二四	二九七	三三三		
保險會社資金	三九一	四七二	七六七		
無盡會社資金	六一	一〇四	一九六		
小 計	五、一八二	八、四一四	九、六五三		
直接有價證券投資	二、一五一	一、七八八	三、一六四		
合 計	七、三三三	一〇、二〇二	一二、八一七		

(資料) 大蔵省調

備考

- 一、郵便振替貯金及銀行當座預金の増加は之を除外せり
- 二、金融機關相互の預け金は之を預入先金融機關より控除せり
- 三、直接有價証券投資高は當該期間中に於ける國債、地方債、社債、株式の純發行高(發行高より償還高を控除せるもの)より各種金融機關所有有價証券及有價証券擔保貸付金並に政府所有有價証券の純増加高を控除せり

右の如き、好成績を挙げ得たことは、各種統制力の浸潤と消費規定の適正化から物價騰貴を極力抑制したからであつて、政府並に各金融機關の努力の程が察せられるのである。各金融機關に於ける預金増加目標の樹立並に貯蓄週間中の營業時間延長等其の協力の現はれてあるが、各金融機關が其の各自の目標を樹立したのは長期持久戦に入つた十四年度からであつた。

金融機關の預金増加目標

昭 和 十 四 年 度	シンジグー ト銀行團		地方 銀行團		貯蓄銀 行團		信 社	
	債 消 化	(内)公 債 消 化	債 消 化	(内)公 債 消 化	債 消 化	(内)公 債 消 化	債 消 化	(内)公 債 消 化
十五年度	三〇	一	三〇	一	三〇	一	三〇	一
十六年度	三三	二・五	三三	九	三四	九・八	三五・五	〇・五

右の目標達成のため、眞剣なる努力が爲されたのであるが、正式に公債消化額が目標に折込まれる

こととなつたのは、公債消化促進強化方針が宣傳された十六年度からであつて、其の実績に就いては十四年度は好成績を挙げ得たが、十五年度に入り歐洲戰爭勃發に基く生産力擴充資金の需要旺盛、物價騰貴等から預金増勢鈍化し、シンジグート銀行團並に信託會社は前表の如く、其の目標を内輪にせざるを得なかつた。

公債消化に就いて十三年十二月より有價証券引受業法に依る有價証券引受協會加盟會社に於て一般大衆方面の開拓に乗り出したことは其の顧客層より見て銀行の窓口賣捌と同様相當成績を挙げ得たもので、十五年二月末迄の成績は六億六千百萬圓と事變開始以來十四年末の國債消化率八四%五の内一二%を示した。

然し、事變も長期化に入ると共に、統制經濟から計畫經濟に發展するに伴ひ、社債發行にも一定の計畫性を附與せられ、之等業者の下請手數料は減少し、又有力顧客筋たる地方銀行の資金運用難から直接與銀より社債買入となつて現はれるに従ひ、證券會社は公債取扱機關化する一方、其の業務内容に變更を生じつゝあるは注目される。

第九節 本邦資本の對滿支進出

滿支産業の開發

支那事變勃發は滿洲産業開發五ヶ年計畫の所要資金を二十八億圓より六十億圓に擴大せしめた。これは滿洲資源の開發が生産力擴充計畫の一端を負ふものにして、其の貿易決済は金現送に依らず圓ノ一トに依り決済せられ、日滿は通じて一經濟國家を結成し、其の興隆も軌を一つにしてゐるからである。斯くて我が國より資本の投下竝に技術の提供に依つて資源の開發が圖られたのであるが、政府に於て第七十三議會に於て滿洲國債を優遇する法律案を通過せしめたのも滿洲國開發資金の誘導を目論見たるのに外ならないのである。

又十三年に入り北支、中支の治安確立と共に十一月に北支那開發會社並に中支那振興會社を設立し兩社共に債券發行能力を拂込資本金の五倍迄とし、又其の債券に對して政府保證を與へたことは日滿支の計畫經濟の前進を意味し、十三年十二月の企畫院の生産力擴張計畫がよくこれを物語つてゐる。

即ち、重要な國防産業及び基礎産業につき昭和十六年を期し所要の目標に達せしむべき日滿支を通ずる生産力の綜合的擴充計畫を確定せんがため、其の根本方針として

一、本計畫の範圍は國防力の基礎充實に主眼を置き且國民消費生活上の重要物資の充足に付ても考慮を拂ひ特に統一的計畫の下に急速擴充を要する重要産業に之を限定す

二、本計畫は日滿支間相互の緊密なる連絡協調の下に日滿支を通ずる綜合的計畫を樹立する方針に基き我が國重要産業に付之が生産力擴充計畫を確立するものとす

三、本計畫は重要資源に付我が勢力圏内に於ける自給自足の確立に努め以て有事の場合に於ても可及的第三國資源に依存することなからしむることを目標とするものとす

右の日滿支三國ブロックを通ずる十四年度以降十六年度迄の豫算總額を百十餘億圓として生産力擴充案を實行に移したのである。

外地機關に信用供與

斯くて、滿支に於ける開發資金投資は我が國の生産擴充と全く異るところなく、貿易に將又證券へと後述の如く盛行を來たしたものであるが、滿洲の國幣、北支の聯銀券、中南支の軍票は圓貨と常に平價で結びつき、これらの流通する地域は所謂圓ブロック地域を形成するに至り、我が國は圓ブロックの盟主として滿支と金融協同體を結成すべき措置が講ぜられたのである。

即ち、十三年二月創立されたる中國聯合準備銀行に對して、北支新政權の出資拂込資金に對し、我が國三特殊銀行より右政權に出資金を融資することとなつた。その内容は

一、融資總額一千二百五十萬圓

- (イ) 九百萬圓は金資金で、興銀、正金、鮮銀が各三百萬圓宛引受ける
- (ロ) 三百五十萬圓は銀資金で鮮銀が全部引受ける
- 二、擔保は中國臨時政府の持株たるべき中國聯合準備銀行株式とす
- 三、融資期限は十ヶ年

右に關して大藏省は同月石渡次官より大要左の如く發表した。

中國聯合準備銀行に對する中華民國臨時政府の出資金に充つべき一千二百五十萬圓について我が日本興業銀行、橫濱正金銀行及び朝鮮銀行の三銀行が共同して同政府に融資することとなり、二月十日右借款に調印した。惟ふに同銀行の設立はたゞに北支民衆生活を安定し北支經濟の復興開發を促進するに止まらず、日支經濟關係を今後一層緊密ならしむるものであつて、日支共存共榮の精神に鑑み誠に慶賀の至りに堪へず、今後も出來得る限りの援助を致し度いと考へる。

なほ、これと共に中國聯合準備銀行より我が金融團に對して爲替決済資金として一億圓のクレジット設定方を要請し來つたに對して、國債引受シンジケート銀行を中心として左の如き内容でこれを許容することに決定したが、特にこのメンバーに臺銀、神戸が加はつたことは對支貿易に密接な關係あるとは云へ、今後の國債引受シンジケート團と行動を共にする契機となつたのである。

(一)クレジット總額は一億圓 (二)期限一ヶ年(但し二回迄更新し得ること) (三)資金の用途は

爲替決済のためのみに限り、之が使用の際は豫めシ團の承認を要す (四)シ團の要求ある場合はクレジット使用分に就き擔保を提供すること (五)貸付利率は其の都度取決める (六)中國臨時政府は償還に對して連帶保證をなす

また、滿洲國産業五ヶ年計畫は客觀的情勢の緊迫化に連れて急速なる具體化が要望さるゝと共に、滿洲國産業の一元的開發機關として滿洲重工業會社の設立に伴ひ、滿洲國の出資分は滿洲中央銀行引受に依る滿洲國債發行に依つて調達さるゝ關係上、これが圓資金調達方を滿洲中央銀行では日銀當局と接衝中にあつたが、十三年三月に於て日銀は中銀に對し左の如き條件でクレジットを供與した。

- 一、日銀は中銀に對して九千八百萬圓を限度としてクレジットを供與する
- 一、クレジット使用に際して日銀は中銀引受の國幣公債を見返りとしてとること
- 一、日銀から融通する圓資金は將來適當の時機に於て必ず之を日貨公債に振替へ、以て滿洲國債引受シ團に引受けしむること

尙ほ右と同時に、滿洲國債引受シンジケート團は右と別個に、滿洲國に國債發行を見返りとして一億圓を前貸することに滿洲國と契約成立した。これと共に日銀では滿洲國債優遇の見地から同公債を擔保とする日銀貸出利率を從來の一流社債並の一錢一厘より一厘方引下げ一錢とした。

右中國聯合準備銀行並に滿洲中央銀行に對するクレジット供與は期限到來と共に更改されて來た

が、後述の如く我が國內の生産力の擴充の急速化に伴ふ金融逼迫から、外地に於ける生擴資金の現地調辨主義への轉換を見、此處にクレジットは愈々其の效力を發揮することとなつた。

朝鮮銀行券の北支引揚と朝鮮金融機構整備問題解決

鮮銀券の北支流通高は事變前には五、六百萬圓に過ぎなかつたが、事變後は急激に増加して流通高は五、六千萬圓に上り、一方中國聯銀の北支一帯の統一も必要であるので、鮮銀券の回収には政府として漸進主義によつて一定期間に亘り之が流通を認めることとなり、其の具體的方法として中國聯銀と鮮銀との間に兩通貨の等價交換を行ふこととなつた。

其の方法は鮮銀の在北支店に於ける貸出は新通貨を用ひることとし、これがため鮮銀は中國聯銀に一定額の預金を爲し、中國聯銀は之と同額の資金を等價を以て鮮銀に預金することに依つて新通貨を以て貸出を行ふこととなる。一方中國聯銀は鮮銀の金圓預金を金資金として發行準備に充當する譯である。

此の方法は十年末鮮銀の滿洲國撤退に際しても滿洲中金と鮮銀との間に協定して効果を收めたものであつて、今回北支に再び適用を見た譯である。

又鮮銀券の回収と共に、鮮銀では軍の經理處理上、他方北支各地に支店網を擴充することとし、濟

南、太原、石門等に漸次出張所を設けるに至つた。

此處で一言して置くことは、和田局長時代から懸案であつた朝鮮金融機關の整備問題がこれを契機として解決したることである。

即ち、朝鮮の金融は地場銀行の力なく、大體金融組合を除いては鮮銀、殖産の兩行で行つて來たが、鮮銀は久しく滿洲に進出してゐたために、鮮内には支店數も十分でなく、一方殖産は全鮮に亘つて進出すると共に、朝鮮經濟の發展に依つて不動産金融のみならず、商業、工業金融にも進出してゐたため兩者間の業務分野は錯綜してゐたのである。

斯くて、鮮内金融整備の問題は發展した都市金融組合の銀行への轉向、地場銀行の發展助成等の諸問題と共に、最も深刻化を來し、兩銀行間の業務協定が第一に解決を急がれたものである。其の結果

- 一、短期、商業金融は朝鮮銀行が行ふ
- 一、長期、不動産金融は朝鮮殖産銀行これを行ふ
- 一、但し鮮銀支店のない地方に於ては殖産が短期商業金融も行ふことを得

と、協定が成立したのである。

右は事變勃發の十二年九月に於て解決したものであり、この解決に依つて其の後の全鮮に於ける金利協定等は急速に進展するに至つた。

日本銀行の滿支進出

南北兩支の戦火終局に伴ひ、大藏省では駐支財務官を設置して戦後の經濟工作に資せしむるところあつたが、日銀でもこれと關聯して曩に上海、北京に行員を派遣して、軍部の囑託として經濟工作に參畫せしめたが、今日日銀内規を改正し、兩支に常駐制を設け、海外代理店監督役と同格の參事を北京、上海に駐在せしめることにした。これは日銀の海外支店とも目されるべきものである。

これと同時に、滿洲中央銀行に對し、積極的に人的援助を行ふ下に、業務上の中堅人物を送ることに十三年三月發表したが、右は前述の滿洲中央銀行に對する一億圓のクレジット設定による經濟的援助と共に、更に人的連關をも一層緊密にして日滿金融ブロックの強化に資せんとしたもので、又このことは中國聯合準備銀行に對しても云へるのである。斯る措置は今後に於ける支那、大陸筋に對する日銀の積極的進出を意味したものである。

而して又東亞の經濟金融問題が重要性を増して來たのに鑑み、日銀では調査局内に東亞調査係を設け、經濟資料の蒐集並に其他調査に當らしめることにした。右の係は十二年末に設置されたものであるが、本店部局内に係制度を設けたのは十二年七月末からで、左の如く職制の一部を改正したものである。

一、調査役を役名とし、現在の本支店調査役を次長とすること

一、支店係主任を係長と改むること

一、書記と調査役との間に主事の階級を設けること

一、本店部局にも係を設けること

與銀でも中國聯銀のクレジット供與の幹事銀行として、又現地經濟狀況報告のため、駐在員を日銀と同時に北京に置くこととした。

現地調辨主義への移行

前述の如く、滿支に於ける開發資金は漸次本邦に對する依存性を高めつゝあつたが、十四年秋に於ける第二次歐洲戰爭勃發に依つて、我が國金融市場は後述の如く逼迫し、對滿物資の輸出も圓滑を缺き圓資金の調達は我が國內の資金需要増大に従つて樂觀を許されなくなつた。

本邦内滿支關係債發行高

	滿洲國公社債	在滿日本會社債	支那關係債	合 計
昭和十二年	三,000 千圓	五,000 千圓	1 千圓	10,000 千圓
十三年	10,000 千圓	1,200,000 千圓	1 千圓	1,210,000 千圓

十四年	五四,000	一四〇,000	一一〇,000	九〇,000
十五年	四九,000	一七三,000	一三三,000	一〇一,000

(資料) 興銀調査月報

此處に於て、滿洲開發資金の本邦依存主義は現地調達主義への轉換が要請されたのである。即ち十四年十二月開催された東亞經濟懇談會に於て津島日銀副總裁は左の如く述べて、現地調辨を力説した。(前略) 今後に於ても我が金融界としては時々金融情勢と睨み合せ、新東亞建設の理想の下に極力大陸開發資金の調達に協力して行く所存である。尤も日滿支全體としての資金の所要額が、今後益々増大すべきことを考へるときは、物資の配給關係に重きを置くと共に、資金調達の緊要性に對して十分の考慮を拂ひ、尙本邦の國債消化との關係に付きても十分調整の要があることは勿論である。之と同時に大陸方面の經濟力の充實、金融機構の整備に伴つて、この方面に於ても一層資金の蓄積に力を注ぎ、所要資金を可能の限度に於て所謂現地調達をなし、不足の部分を我が國に求むると云ふ様な方向に進むことが必要であると信ずる。

斯くて滿支の本邦内起債に就いては一定の計畫性が附與さるゝこととなつたが、従前よりも起債當局に於て外地起債に就いては其の統制が圖られたものであるが、今回は滿洲國事業に對する融資及び滿洲國事業の内地金融市場に於ける起債は、其の用途が内地より物資購入代金又は内地金融市場より

の借入金並に社債の償還利拂に限り之を許容することとし、其の資金統制の方法としては我が金融界の實情に即して事業の緩急を考慮して融資する方針の下に、内地にシ團を有する大規模事業會社は對滿事務局と連絡を取りつゝ、何れもシ團幹事銀行と折衝を行ひ其の統制下に服し、又シ團を有せざる在滿群少事業會社の資金統制に關しては滿洲興業銀行の手によつて統制し、此の内、内地に資金を求めるときには興銀と協議を重ねて資金調整を圖ることとした。

而して事變發生以來十四年迄の本邦對滿投資額は對滿事務局の發表するところに依れば左の如くである。

項 別	十二年	十三年	十四年
滿鐵株金拂込徴收	五,000	一〇,000	四〇,000
滿鐵社債純増額	三,000	二五,000	三三〇,000
滿鐵借入金	八四,000	七四,000	二五,000
滿鐵持株開放	—	一五,000	五〇,000
在滿主要會社々債及借入金純増額	二七,〇〇〇	一三,〇〇〇	一五,三九一
新設會社株金拂込	三二,一〇〇	九,六二二	四九,三〇四
既設會社拂込徴收	五〇,七九	四二,八五	一〇三,七九
滿洲國借款	△ 二,〇〇〇	△ 二,〇〇〇	—

滿洲國建國公債	△	4,000	△	1,000					
滿洲國北鐵公債				50,000					
同 借入金		2,500	△	2,000					
滿洲國投資事業公債			△	200					
同 借入金				100,000					
水力電氣事業公債					△				
興業金融公債		40,000							50,000
合 計		3,900		4,200					1,100,700

備考 新設會社株金拂込及び既設會社拂込徴収中には在滿株式所有者の投資額も相當含まれ居るべきも其の數字判明せざるを以て一應内地分として計上した。△印は償還を示す。

斯くの如く、本邦投資に依つて大陸方面の生産力擴充は圖られたのであるが、現地發行の通貨は軍事活動の擴大に伴ふ資金撤布量の増加、生産機構の擴充、經濟活動の旺盛化による資金の増大等に依つて其の膨脹は著しく、現地通貨は圓と平價にリンクせる關係上、これが價值維持は政治的、經濟的に日本の責任負擔の加重を意味し、相當問題を提起することとなつたが、この點は今後の機會に譲ることとする。

第十節 擔保附社債信託法の改正 株式擔保の社債發行

この改正の必要性は、昭和八年五月に於て社債分割發行制度が採用された時、既に發生し、發行餘力の恢復と最終回の社債發行期限の延長が要望されたものであるが、特に株式を擔保として社債發行の可否が問題とされたものである。又實際問題として十二年に於ては日本產業會社の子會社株式擔保に依る社債發行問題が惹起された。

日産會社では社債發行の計畫を樹て、株主總會の承認を得たが、擔保を子會社の株式とする點に於て、現行擔保附社債信託法上疑義を生じたもので、日産のみならず子會社の株式以外に擔保に提供すべき財産を有せぬ持株會社は、事業金融の本道たる社債發行を許されないと云ふことが問題となつた。然し、これは日産會社の滿洲移駐と共に解消したが、これが捨石となつて擔保附社債信託法が改正せらるゝこととなつた。即ち、大藏省は子會社の株式を信託し、その信託證書を物上擔保とする社債發行は「證書ある債權質」を擔保とするものであるから差支へないとしたが、一應この點を明確にするため、法律を改正することとし、社債擔保に株式質を加へることになつた。これは第七十三議會の協

費を経て、十三年五月法律第八十三號で公布實施すると共に、施行細則も省令第二十六號で改正公布した。右の改正は期間の延長は後日の問題として残し、唯株式擔保による社債發行を認められたものであるが、この改正に依つて生産力擴充計畫は促進されたのである。なほ株式質を認むる株式の銘柄は、官制によらざる委員會を設け、認可基準を作成することとし、其の委員會は十三年六月に左の内規を決定したが、其の第一回發行は三菱社に依つてトップが切られた。

一、擔保に提供する株式に就いては或一定額以上の資本金を持つ會社の株式で、然も配當及び時價の變動等過去の實績に徴して確實性のあるものたること、新株と雖も一流會社のものであれば認可し得ること、評價値段は諸般の事情を參酌して中庸をとること

一、株式質の適用は別段持株會社に限定されてゐないが、社債發行社の提供する株式は同資本系統のものに限定すること

一、株式質の場合は特に受託會社の債權者に對する責任は重大となるに鑑み受託會社は善良なる管理者の注意を以て善處すること、例へば株式質が評價額以下に値下りした場合には遅滞なく増擔保を請求し又株式質としてすでに擔保の付せられてゐる當該會社が更に借入金となす際は管理者としての注意を怠らず善處すること

一、既に工場財團を擔保として社債を發行してゐる株式會社の株を擔保として社債を發行する際

は原則として株式質とするを認めないこと

第十一節 中小商工業轉失業問題

事變の影響

我が國產業界は貿易を中心とする輕工業に依存し、其の業者も中小工業者が多數を占めてゐたから、事變の長期化に伴ひ、重工業に再編成を餘儀なくされ、此處に於て中小商工業者の轉失業問題が登場するに至つた。

即ち、爲替管理の強化と輸出入臨時措置法實施に依つて軍需工業關係以外の一般産業の原料輸入は著しく減少し、配給は不圓滑となり、又一方優先的に物資配給を受ける地位にある重工業方面にしても民需方面への物資配給は極めて少く、重工業原料の絶對的增加を前にし乍ら軍需關係以外の方面では操短の已むなき状態となり、物資面より制肘を加へらるゝと共に、金融面よりは信用の短期化、現金取引の盛行、賣掛代金回收難となつて現はれ、資力あるものと雖も、平和産業は國家目的完遂のためには轉業が要請されるゝこととなつた。

事變勃發の當初、東西預金利子協定銀行に於て、事變召集者並に其の家族に對して定期預金、定期

積金、据置貯金等の期限前拂戻しを行つたことは、右を救済する一助となつた。

中小商工業轉換資金の設定

斯くて、中小商工業者の轉失業問題は商工省が中心となり對策を樹立し、大藏省預金部よりも十三年九月から積極的な融資が行はれたのであるが、右と共に在支一般邦人の業務復興資金も正金、鮮銀、臺銀、東拓を通じて融資された。當時商工省に轉業對策部が新設されたことは轉失業の問題が如何に緊急であつたかを物語るもので、又後述の庶民金庫の設置も右の理由からであつた。

而して、戰時國民生活の安定確保と云ふ點より轉失業問題の解決は緊急を要すると、轉業資金の積極的融資を圖るため、中小商工業者資金融通損失補償制度（政府再補償付）を適用することとし、大藏、商工、内務三次官名を以て地方長官宛に同年十二月通牒を發したのも愈々切實なる問題と化したからであつた。

右政府再補償とは商工省に於て、十二年四月以降十七年三月に至る期間に於て中小商工資金融通のため損失を受けたる金融機關に對し、損失補償契約による補償をなしたる時、政府は貸付金總額の四分の一を限度として、總額二千五百萬圓（一ヶ年五百萬圓宛）を限り、道府縣又は六大都市の補償額の二分の一以内の金額を補給することとしたものであるが、物資統制の強化に依つて一層轉業を要するもの増加に伴ひ、十四年に入り一ヶ年五百萬圓以内の再補償限度を撤廢し、總額の範圍内に於て融資し、以て資金難を緩和すると共に轉業者の經濟的負擔を軽減する爲、十四年度以降現在徴收しつゝある道府縣、六大都市の損失補償料（年一分以下）及び國家の再補償料（年五厘）を撤廢することとし、同年五月三省次官通牒を發した。右の結果融通利率は最高一分五厘、最低五厘の利子軽減となり、補償料撤廢に依る中小商工業轉換資金の貸付利率は預金部資金に就いては借受人が組合の場合三分九厘以内、個人の場合は五分二厘以内、金融機關の自己資金に就いては借受人組合個人共に六分以内となつた。

右の如く、政府に依る積極的な融資策が圖られたのであるが、時局の進展は集團的轉業に迄發展し遂には國民更生金庫の新設となつたのである。

庶民金庫の設立

庶民金融機關の設置は既述の如く、永年に渉る大藏省の懸案であり、右法案が具體化されたのは、和田局長時代に於ける馬場増税に伴ふ庶民階級の救済を目的とし、公共的なる施設として目論まれたのであつたが、倒閣と共に解消したのである。

然し、今事變下に入り戰時下の國民生活の不安除去は戰爭遂行上絶対に必要なるがため、庶民階級

を金融方面から救済し、生活の安定を圖るため、十三年の議會に庶民金庫法を提出すると共に一方、恩給金庫法を提出した所以であるが、庶民金庫法は斯くて十三年四月法律第五十八號で公布、勅令で同年五月より施行され、營業は同年八月一日から開始された。なほ貸出先は勤勞階級並中小小工業者が其の目標とされ、其の金額も最高貸出一千圓迄とされた。

當時物資消費規正の統制強化に依つて、前述の如く中小小工業者の轉業問題は深刻なものがあつたから、轉業資金に就いては特別の事情ある場合は三千圓迄とした。なほ中小小工業の金融難打開と庶民金庫も愈々設立されることとなつた關係から、従前から一部門を設け、中小小工業者に積極的融資を行つてゐた日本晝夜銀行では、更に貸出限度並に期限等を延長して融資を積極化するに至つた。

債券發行銀行の積極的融資

轉換資金の如き、前途不安なる融資は普通銀行で爲し得るところでなく、政府代行機關たる債券發行銀行に依つて行はれたことは已むなき次第であるが、從來より中小小工業者と關係深き興銀乃至は商工組合中央金庫の積極的融資となつたことは云ふ迄もない。前述の如く、興銀に於ても政府の轉業對策と歩調を合せ、預金部融資の事前的工作として十三年八月に於て、今後一ヶ年の融資限度を二千萬圓とし、これを以て特別口座を設け、中小小工課内に新に轉業金融係を設置して、其の融資に就いて

は相當社會政策を加味して積極的態度で臨んだものであつた。

然し乍ら、轉業問題は原材料の配給統制によるもの、製造禁止或は製品の賣行減少に伴ふ轉業等に依つて、其の轉換も部分的或は全面的となり、轉業そのものの困難性を示すと同時に、轉業を決議してから資金調達段階に迄到達するのに又相當時日を要するため、其の融資成績は餘り香しからぬ状況にあるに鑑み、十四年勿々普通銀行經由に依る貸付條件の緩和を爲し、又政府補償の適用に伴ひ、其の貸付利率の低減を爲すところあつた。

又勸銀でも従來の貸付先に於て、轉業に迫られつゝある現狀に鑑み、政府の方針決定迄、自己資金を以て融資することとなり、其の條件を著しく緩和することに十三年八月決定した。

これと共に全國農工銀行同盟會でも轉業資金貸出に就いて積極的融資策を決定、申合せた。一方、時局の進展は中小小工業者の轉業が要請さるゝと共に生産力擴充計畫に即應する生産設備擴張が企圖せられ、金融面よりする援助が行はれたのである。

事變當初に於ける大都市所在の普通銀行並に貯蓄銀行の貸出が急増を告げたことはこれを示唆するものであるが、中でも中小小工業者に對する興銀の貸出は、時局産業の生産力擴充と歩調を合せ急激に膨脹し、これに對應して興銀では調査方法の簡易化、貸出條件の緩和等を行つた。

日本興業銀行の中小小工業者融資高

一、借入申込高

昭和十二年上期	下期	十三年上期	下期	十四年上期	二、期末残高
口 數	一、六〇〇	一、六八八	一、四五二	一、二三七	一、一四七
金額	一八、〇四四 <small>千圓</small>	二七、九三九	二一、七五一	一九、八八八	一九、八七一

昭和十二年上期	下期	十三年上期	下期
口 數	六、七四三	七、二四〇	七、〇五五
金額	三九、三九九 <small>千圓</small>	四八、三九九	四八、七三五
		六、九二八	四八、八八六

然し乍ら、興銀に對する其の資金借入申込高は十二年下期を最高として爾後漸減傾向を辿つてゐるが、これは戰時初期に軍需生産力擴充を第一目標として固定設備資金並に運轉資金の急激な充實の要

望があつたに對し、これ以後は軍需注文に對する前渡金の交付其他政府資金撒布の浸潤と一面物資統制強化による平和産業の萎縮とにより資金需要が減退したことを物語るものであるが、然し、其の期末貸出残高は一口當り貸出増を反映して増加してゐる。又事變長期化は中小商工業者問題を一層深刻化せしめつゝあるの、興銀では十五年四月積極的融資を斷行するため、貸出機構を整備して貸出の迅速を圖ると同時に、中小工業振興資金に就いては、從來の年利六分二厘基準を五厘下げの五分七厘とし、既往の貸出にもこれを適用して業者の負擔を軽減することとなつた。即ち

- 一、一口一萬圓以下の貸出に就いては、中小商工課で一切を處理し、貸出の迅速化を圖る
- 一、中小商工課の一口の貸付限度十萬圓を二十萬圓に引上げ、それ以上は貸付課の取扱とする
- 一、本店中小商工課の人員を増加すると共に、主要支店でも支店長代理を中小商工係として貸出の積極化を圖る

中小商工業金融と共に、勸銀に於ける中小産業金融も新規營業資金殊に轉業資金乃至は高利債の借換等事變を遠因近因とする比較的の小口資金の需要が擡頭し、事變前の大口不動産金融に比して小口不動産金融が盛行を來したのである。これに伴ひ戰時下農村經濟力の擴充増進策として、十四年夏より左の如く積極的融資方法を講ずることとなつた。

- 一、農村生産資金に就いては、從來と雖も十人以上連帶貸付、耕地整理組合に對する預金部資金貸

付等を行つてゐたが、更に戦時經濟の緊急問題たる農村漁村生産力擴充資金に就いても、軍需、輸出用農産物増産に關しては特に各府縣と協力し、地方の特殊事情に應じて有效適切なる積極的融資を行ひ、以て該政策の圓滿遂行に萬全を期する

- 一、最近南鮮、中國地方の早魃には相當憂慮すべきものがあり、關係當局ではこれが對策樹立を急いでゐるが、同行としても取敢えず應急對策として、揚水機等の用水農業機具の購入資金、代作用種苗資金乃至は肥料購入資金等を十人連帶貸付の形式で、低利融通する
- 一、戦時經濟編成替に伴ふ中小商工業の維持振興に就いては、既に預金部資金による中小商工業振興資金並に轉業資金の積極的貸出を行ひつゝあるが、今後相當の進捗を圖る
- 一、住宅金融に關しては、既に自己資金によるものは、從來と雖も相當見るべきものがあつたが預金部では最近の生産力擴充の進行に伴ふ軍需工業地帯の工場従業者住宅難の深刻化に對應して、これが緩和を圖るため、工業従業者住宅資金二千萬圓を貸付けることとなつたので、同行としても嘗て預金部資金による住宅金融を行つた經驗に鑑み、積極的貸出を行ふべく萬全の準備を行ふ

然し、中小商工業は重點主義の強化から、原材料の不圓滑となり、其の存立は著しく脅かされて、好むと好まざるに拘らず、轉失業の傾向を強めて、中小商工業者金融は轉換資金の名稱と變じつゝある。

輸出資金前貸損失補償制度

輸出資金前貸損失補償制度は輸出増進と中小商工業者の金融難打開とを目論見て創設されたもので現存の輸出補償法とは別個に、輸出向け商品の製造を金融部面より促進するものである。

從來の輸出補償制度は、輸出業者が商品の積出を終り荷爲替手形を銀行に賣渡した以後に於て、故障のため銀行が損失を蒙つた場合にこれを補償する制度であつたが、今回の制度はこれに一步を進め、海外よりの引合ひがあるに拘らず輸出業者が輸出商品の買集め、又は製造に要する資金を有しないために、海外注文に應じ得ない場合、輸出組合が輸出のための資金需要であることを證明したならば、これに對する金融を政府が補償し、以て銀行の輸出業者に對する金融を促進せしめんとするものである。

この制度は法律に依らず、政府銀行間の契約によつて十三年八月より實施したものであるが、實施に先立ち、大藏、商工兩當局の發表した内容は左の如くである。

本邦輸出貿易の現状に鑑み、輸出資金の前貸を積極化して、輸出業者の金融難を緩和するため、本邦爲替銀行をしてこの際臨時輸出資金の前貸を實施せしめ、これに依り銀行が損失を蒙りたる

場合、その入割を限度として、政府に於てこれが損失を補償することとし、所要經費四百七十萬四千圓を第二豫備金より支出せんとす。よつて七月二十九日の閣議に附議決定することとなつた。斯くて、政府は爲替銀行の損失の入割を補償することとなつたが、更に五大都市並に各都市に於ても政府補償の外に再補償を行ひ、損失の一割五分を爲替銀行に補償し、貿易業者より補償料（政府補償料の二割）を徴收することに十三年十月決定した。

これにより爲替銀行は輸出前貸資金に對し政府と縣市補償により九割五分の損失補償を受けることとなつた。

右制度の實施期間は當初十三年八月より十四年二月と爲したるものであつたが、銀行に於ける前貸実績は二千四百三十三件、一千四百八十八萬七千圓と豫想外の好成績を收めたと、業者の要望に鑑み、右期間を十四年三月より十五年三月迄延長し、其の適用範圍を左の如く擴張し、貿易の振興に資した。

- 一、本制度を利用し得る者の資格は從來輸出組員又は商工大臣の承認したる團體の構成員に限られて居たが之を擴張し、輸出組合若しくはその組員又は二年以上引續き輸出を業とし信用確實なる者に限ることとした
- 二、從來輸出資金の前貸を受けんとするときは注文の事實に付ては借受人は所屬輸出組合又は團

體の證明を受くることとなつて居たが、之を廢止し注文の事實は銀行の認定に委した

- 三、從來の制度は銀行が政府より損失補償を受けたときは費用倒れとなる場合の外、如何なる場合と雖も後日損失金額の全部に付借受人は償還の義務を課せられ居りたるも、今回は所謂不可抗力（例へば戦争、動亂、天災、地變其の他）に因り損失の發生したる場合に於て損失の全部又は一部に付借受人をして償還せしむること不適當なるときに限り國家に於て保險的にこれを補償することとした

- 四、政府の損失補償の期間は之を二ヶ年度内とし補償金支出は翌年度に於ても之を爲し得ることとした

- 五、輸出資金の前借は借受人の振出したる約束手形の割引に依りなす

尙右改正と同時に、輸出補償法も一部改正し、現行輸出補償手續の簡易化を圖るところあつた。又十四年五月に於ては輸出資金のみならず、工業者に對して輸出品製造資金の前貸を爲さしむるべき輸出品製造資金前貸損失補償制を制定、これに依り銀行が蒙る損失に就いては政府がその入割を補償することとしたが、これも五大都市並に府縣の追加補償に依つて銀行損失に對し九割五分の補償となつた。

斯く右兩制度は法律に依らず、豫算外國庫負擔の契約による政府と銀行との契約に基いて實施され

て来たが、補償期限の到来と共に、右兩制度を立法化し、法律の根據に基き右制度を實施し、その恒久化及び普及化を計る一方、輸出補償法と對應して輸出の前後を一貫した金融制度を確立し以て輸出振興を圖るため、輸出資金及び輸出品製造資金融通損失補償法を十五年の通常議會に提出し、協賛を得て十五年五月より實施した。

第十二節 日本興業銀行の機能擴大

國家總動員法の制定

事變第二年目の第七十三議會に於て注目すべきものとして國家總動員法が提案された。

近代の戦争は國民全體の戦となり、國の總力に於て、敵に優つてゐなければ勝つことは出来ぬのであつて、國內の基礎をなすものは、人と物である。斯くて人力竝に物力を有效適切に效力を發揮せしむるため、此の兩資源の統制運用が要請され、國家總動員法は此の要請に促されて、統制に法的根據を與へる爲成文化されたものである。

而して、國家總動員法の發動は、直ちに國民の自由を制限し、其の權利に重大なる影響を及ぼすから、議會で相當論議の的となつたことは無理からぬ次第であるが、政府の要請に答へ、現在迄の自由

主義的な色彩を抛ち、全會一致これを通過させたことは、我が國非常時局の重大さを物語るものであらう。なほ當時の近衛首相の提案理由の大略を記さう。

(前略) 戦時又は戦争に準ずべき事變に際しては物心兩面に亘り全資源を動員し以て獨り軍需の充足を完うするに止らず、國民生活を確保し且戦争遂行上必要なる各般の國家活動を圓滑ならしめ以て國の全力を最も有効に發揮することが、戦争の目的を達する爲必須の要件であります。(中略) 斯くの如き戦時發動を必要とする政府の權限の大綱は國家總動員の準備事務の進捗に伴ひ大體豫定し得る譯でありますから、豫め議會の協賛を経て之を定め置き、其の範圍内に於て政府が戦争の實際の狀況に即應し臨時の處置を講じ得ることと致しますのが適當と考へます。尙斯くして國家總動員に關する國家權力發動の態様を豫め國民一般に諒解せしめ置くことは、國家總動員準備の進捗に資する所以なるのみならず、有事に際し國民の自發的協力を容易ならしめ、法令執行の圓滑を期する上に必要であると考へます(後略)

即ち、國家總動員法は國家に全權的委任を附與し、情勢の變化に従ひ、逐次發動し得ることとしたものである。斯くて通過と共に十三年四月法律第五十五號で公布され、勅令を以て同年五月より實施された。

この法律は人、物から企業の整理合同これに關する金融的措置に迄及び後述の興銀機能の増大は一

にこの法律に依存し、又金融界にも至大なる影響を與へたのであつた。

總動員法第十一條の發動

徐州陥落を契機として支那事變は長期建設段階に入ると共に、政府は國內體制の再編成を決意し、國家總動員法の全面的發動を考慮するに至り、總動員法第十六條の事業設備の新設擴張又は改良に關する勅令案審議から同法第十一條の發動が擡頭するに至つた。

即ち、第十六條を發動して事業設備の新設擴張若しくは改良を事業家に命ずる以上、政府は當然その設備の新設なり擴張なり或は改良なりに必要な資金の融資を考慮すべきであり、臨時資金調整法では金融機關の不急不要事業方面への貸出を抑制することが出来ても、必要な方面に積極的に貸出せしむる規定が缺けてゐるから十一條を發動すべきであると言ふのである。

然し、總動員法第十一條第三項の規定に依れば「政府は——銀行、信託會社、保險會社其の他勅令を以て指定する者に對し資金の運用に關し必要な命令を爲すことを得」と規定され、あらゆる金融機關に命令し得ることとなつてゐるが、融資命令を全ての金融機關に下すことは實際問題としてその要なく、結局大藏當局としては戰時金融會社の設立と興銀の活用の二案を考慮したが、最後に池田藏相の裁斷に依つて興銀の別勘定に於てこれを處理することとなり、強制融資命令は専ら同行に對して

のみ發動され、興銀は斯くて一層積極的に時局金融の重責を帯びることとなつた。右に關して藏相のバトンを引き継いだ石渡藏相は十四年一月の衆議院本會議で左の如く述べてゐる。

惟ふに長期建設の遂行の爲には日滿支を通じ必要な物資の生産力を擴充することが急務でありますことは申す迄もない所であります。臨時資金調整法の施行も之に對する一方策であります。今後の情勢に對應する爲には、更に企業の經營を堅實ならしむると共に、産業資金の積極的供給に付ても方策を講ずるの要があると考へ、會社の利益配當に關し適當なる制限を設け、又政府に於て日本興業銀行に對し資金の融通に關し、必要な命令を發し得ることと致す次第であります。今後臨時資金調整法の運用と相俟つて生産力の擴充並に産業の基礎強化のために寄與することあるべきを期待致して居る次第であります。

日本興業銀行の増資

斯くて、總動員法第十一條の發動は十三年十二月の國家總動員審議會第五回總會に於て可決され、會社利益配當及び資金融通令として、十四年四月勅令第七十九號で公布、十日より實施された。

右は國家總動員法第十一條の會社經理に關する命令と銀行に對する資金の運用に關する命令とを規定したものであつて、會社利益配當は一定率以上の株支配當を制限するもので、これに依つて通貨の

膨脹を防ぐと共に會社内部の保留金を増加し、貯蓄獎勵の一助に資したものである。而して興銀に對する融資金命令は興銀經由に依る直接の政府資金の放出でなく、興債發行に依つて融資金を賄はなければならぬのであつて、このことは融資金命令には政府の損失補償が附隨してゐることに依つても知り得るところであるが、これがため今後益々増加する興銀に對する資金の需要に對して何等かの方法に於て同行の債券發行能力を増加して、資金調達力を擴張する必要が生じて來たのである。

當時同行は事變勃發以來、時局産業金融の第一線に立ち積極的な融資を行つて來た結果、貸出高並に債券發行高は左の如く増加してゐたのである。

昭和十一年	貸出 残 高		債券發行高	
	上 期	下 期	上 期	下 期
十三年	上 期	一、一三一、三〇七	上 期	七三九、八〇三
	下 期	一、一三一、三〇七	下 期	八七二、一三八
十二年	上 期	九一九、八八三	上 期	六四〇、八六七
	下 期	七七九、一四二	下 期	七三九、八〇三
十一年	上 期	三九五、七〇二	上 期	二四四、四七七
	下 期	三三〇、三八六	下 期	二八八、八五三

十四年	貸出 残 高		債券發行高	
	上 期	下 期	上 期	下 期
十五年	上 期	一、〇三三、六三六	上 期	一、〇五二、六三二
	下 期	一、三一九、一三九	下 期	一、四二五、〇六五

(資料) 理財局年報

前表の如く、昭和十一年上期末に於ては三億三千餘萬圓であつた貸出高は十三年末には十一億一千餘萬圓と僅か二ヶ年間に約三倍と云ふ激増振りを示した。これに對する同行十三年末の資金源泉は如何と云ふと

興銀法第十二條による興債發行限度	五億圓
資金調整法による興債發行限度	五億圓
拂込資本金及諸準備金	八千百六十萬圓
計	十億八千百六十萬圓

なるに對し、十三年末の興債發行は八億七千二百萬圓と約二億圓の發行餘力を残すのみとなつた。斯くて考慮せられたのが、興銀の増資であつた。これは、興銀の資本金五千萬圓が大銀行に比し過少なると銀行自體の基礎を固むると共に増資に依る興業債券の發行限度の自然的擴大を目指したのである。

斯くて、其の増資額は一應二倍と内定したが、市中金融團體の時局金融に對する熱意から、其の増資株引受の希望多きに鑑み、四倍増資、即ち一億五千萬圓の増資と決定した。

其の増資株の割當は地方銀行並に信託會社より參加希望もあるので最初割當決定したシンジケート團引受株二百萬株の中より地方金融機關に十四萬八千株を分讓することになり、斯くて興銀の増資新株中特定募集の二百萬株は全部都鄙を通じて銀行は百八十五行、信託會社は二十五社で引受けられ、興銀は名實共に全國の金融機關に依つて支持されつゝ多年懸案の増資を十四年二月の株主總會に於て決定した。

其の第一回拂込四分の一即ち十二圓五十錢は五月に徴收され、興銀資本金二億圓中拂込金は八千七百五十萬圓となり、随つて興債發行限度は八億七千五百萬圓に擴張するに至つたが、日滿支を通ずる生産力擴充は益々資金の需要巨額を要するがため、政府は前述の如く、興銀の増資に依る興業債券の限度擴張の外、臨時資金調整法に基く興銀債券發行限度を擴張し、興銀機能の擴大強化を圖つたのである。

而して、融資命令發動に關しては、資金融通審査委員會の決定に基き、發動されるものであるが、委員會官制は十四年五月勅令第二百九十一號で公布され、興銀では融資命令は特別勘定で處理することとし、十四年四月臨時資金融通部を設置するに至つた。なほ第十一條の發動は當初時局に必要な

軍需、生産力擴充資材、輸出向製品の生産資金に限定されてゐたが、其の後漸次株價挺入れ資金並に信用機關の救済資金としても運用されることとなつた。

興銀の増資に關聯して朝鮮殖産銀行も半島に於ける時局産業の盛行に伴ひ、其の債券發行機能を増大するため、十三年十一月増資を執行し、資本金を倍額の六千萬圓と爲すところあり、次いで十四年末には制令に依つて興銀同様債券發行能力の増大を來たした。

第十三節 通貨膨脹に對する措置

通貨の膨脹

巨額なる軍事豫算の實施は通貨の膨脹を招來し、これに附隨して物價も漸次上昇の様相を呈するに至つたが、特に全國的にインフレが浸潤せる十四年に於てこの傾向は著しかつた。

日銀兌換券平均發行高並物價指數

年	月	日銀券平均發行高	物價指數
昭和十二年	六月	千圓 一、四五二、四五二	卸賣 一〇〇 小賣 一〇〇
	五月	千圓 一、四五一、四五一	

十二月	一、九三六、四四六	一〇一	四四〇
十三年六月	一、八五六、一一九	一〇七	一〇六
十二月	一、三三四、九四〇	一〇七	一一五
十四年六月	二、二〇六、九六四	一一三	一二四
十二月	三、一〇四、八三七	一二二	一二八
十五年六月	三、三一六、五三八	一二九	一四〇
			一五三

(資料) 大蔵省調

日銀兌換券は二・二倍強の膨脹を示し、物價指數は卸賣一三二二、小賣一四〇〇と日銀兌換券の膨脹率程ではないが、兎に角卸賣は三割二分、小賣は四割の騰貴となつた。

この通貨膨脹の原因として入間野銀行局長は十五年二月の議會に於て

- 一、國庫の軍事費支出が増加したこと
- 一、現金通貨量の増大
- 一、撤布資金の市場滞留量の増加
- 一、生産力擴充に伴ふ取引の増大
- 一、銀行預金増により支拂準備としての銀行手許資金が増加を見たこと

- 一、朝鮮、臺灣兩銀行の發券準備充當の日銀券の増加
- 一、歐洲大戰勃發による輸入物資の値上り
- 一、米商の價格増から地方滞留資金の増加
- 一、生活必需品の現金取引量の増加

なる旨答辯したが、これを要約すれば日銀公債引受に依る政府購買力の増大は物價騰貴に強力なる刺戟を與へたが、而し日銀造出資金が直ちに物價騰貴を招來したものでなく、寧ろ物價騰貴の結果、造出せられた資金が日銀に還流せず、一般流通界に滞留せしめられたるに依つて通貨膨脹が生じたものとされた。

通貨流通量の調節作用としての從來の日銀の割引政策は公債の日銀引受政策に依つて其の機能を喪失しつつあつた。このことは日銀利益勘定に於て割引料収入が漸次減少し、公債利息収入に依つて賄はれてゐることに依つて證明されよう。斯くて戰時下に於ける通貨調節作用は貯蓄獎勵の強弱に依つて決定されることとなり、通貨膨脹に伴ひ強制貯蓄の聲が叫ばれるのもこれが所以であつた。

通貨膨脹對策

通貨膨脹對策として漸次貯蓄目標額は引上げられるに至つたことは既述したが、他方通貨膨脹阻止

策として小切手等に依る納税案も十四年二月の日銀に於ける金融懇談會にて擡頭する等見られたのであるが、當時戰時體制下に於ける新段階に對處するため、十四年勿々近衛内閣の總辭職あり、平沼内閣の登場となり、新内閣の全貌判明すると共に、汪兆銘の和平勸告運動の積極化等から内外諸情勢の好轉に伴ひ、清算市場も活氣を帯び事業界を刺戟し、之れが又通貨膨脹の一因となつて、遂に運轉資金名目による拂込株金の増加乃至は單名手形により設備資金の捻出と云ふ非法なる措置も屢々見られ、又清算市場の活況から思惑資金の擡頭も起り、各銀行の思惑資金の抑制申合せと迄發展した。然し、通貨膨脹が顯著に現はれ出したのは、十三年下期からで、通貨の循環過程に於て放出してより回収に至る迄に於て時間を要すると資金の滯留に依つて通貨膨脹の現象が起さるからである。

斯くて一ヶ年經過して通貨は膨脹傾向を辿るに至つたが、貯蓄奨勵の徹底並に物資側よりの經濟統制の強化に依つて銀行預金も増加趨勢を辿り、延いては公債消化にも好影響を與へ、十四年上期は公債消化率一〇四・七と云ふ事變以來の好成績を示したものであつたが、下期に入り日米通商條約廢棄通告から國際關係の險惡化就中第二次歐洲戰爭の勃發に依つて金融情勢は一轉機を劃し、又經濟統制も一段と強化された。

事變以來の公債發行消化狀況

年	月	新規公債發行額	消化率
昭和十二年	下期	一、三〇〇	五五・五
	上期	一、八三〇	九三・四
十三年	下期	二、五〇〇	八三・二
	上期	二、二三〇	一〇四・七
十四年	下期	三、〇五一	七七・八
	上期	二、七六五	九六・八

通貨膨脹の對應策

斯くの如き通貨膨脹に對處するため、金準備評價法が十二年八月實施されたことは既述したが、同時に日銀正貨準備の評價替に伴ひ臺銀所有の金を日銀に於て買入れることとなつた關係と戰時行動の擴大に連れて鮮銀券の使用増加となつた結果、鮮銀の現行保證準備五千萬圓を倍額の一億圓となし、臺銀の保證準備も二千萬圓より五千萬圓に擴張すると共に現在金、銀及び地金銀のみを以て銀行券發行準備としたものを鮮銀同様日銀券を以て準備と爲し得ることとしたが、日銀の保證準備には何等手を付けなかつたものであつた。然し尤大豫算の施行に伴ふ商取引の活潑化並に物價騰貴等の事情に依つて制限外發行が常態化する現狀に鑑み、臨時的措置として十三年三月法律第六十四號で兌換銀行券

の保證發行限度の臨時擴張に關する法律を公布、日銀の保證準備を七億圓増加し十七億圓とし、四月一日より實施した。

越えて十四年三月には通貨膨脹の跡顯著なるに鑑み、前記法律第六十四號を改正し、二十二億圓と爲す外、通貨膨脹の一因が臺銀、鮮銀に於ける發券準備に充當されてゐる分が作用し居るがため、これを一部解放の意味に於て十四年三月法律第五十九號で、朝鮮銀行券及び臺灣銀行券の保證發行限度の臨時擴張に關する法律を公布、鮮銀の保證發行限度を一億圓より一億六千萬圓に、臺銀のこれを五千萬圓より八千萬圓に夫々擴張し、何れも五月一日より實施したのである。これを契機に兩行は内地の低金利に即應して利下げを行ふに至つた。

朝鮮銀行、臺灣銀行發券高並兌換銀行券準備發行期末殘高

昭和十二年	朝鮮銀行		臺灣銀行	
	發行現在高	兌換銀行券準備發行	發行現在高	兌換銀行券準備發行
上期	千圓 一五、四七	千圓 天、一五	千圓 七五、四九	千圓 一
下期	二七九、五〇二	一六、一八七	一三三、〇三二	六、三三
十三年上期	二四四、一七	一九、二九三	一〇五、四四〇	五、四三
下期	三三、七七	一五、八六	一四〇、〇一八	八、九二

(資料) 金融事項參考書

十四年	上期	下期	十五年	上期	下期
發行現在高	二八五、二〇七	四三、九六	四七、六九	天〇、三三	二八、七〇
兌換銀行券準備發行	二八、五七	三九、三六	一六、六五	二六、七〇	一九、六五
發行現在高	一四、四六	一七、一六	一六、八九	一九、六五	三、七五
兌換銀行券準備發行	三、〇一	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三

右表に看取せらるゝ如く兩銀行共異常なる銀行券の膨脹を來してゐるが、右は何れも業績の發展を示すものであり、鮮銀は事變と共に政治經濟上重要な役割を帯びるに従つて、金融機關としての使命も重要性を加へ、半島經濟の膨脹に連れて生産力擴充資金供給の機能も飛躍的に擴張されるに至つたもので、臺銀に就いても島内經濟の發展は勿論乍ら、南方權益の擴張に伴ひ其の指導的地位は益々昂揚せらるゝに至つたのである。このことは又事變下に入り株主配當を増加し十四年上期は兩行共六分配當を行つたことに反映してゐる。

斯くの如く兩行共其の使命が益々加重さるゝに伴ひ内部を充實して今後の發展に資するため、臺銀では十五年三月未拂込株金百八十七萬五千圓を徴收し全額拂込と爲し、五月の臨時株主總會に於て金融恐慌前の資本金に復歸しないけれども懸案の増資が斷行され、資本金は倍額の三千萬圓となつた。これと軌を一にし、鮮銀も未拂込金五百萬圓の徴收が認可された。

通貨回收策

昭和二年法律第四十六號に依る兌換銀行券整理法は震災手形の損失に一部流用する目的で制定されたものであつたが、偶然と云ひ乍ら端なくも數字上の通貨收縮の役目をする事となつた。

即ち明治十八年以降大正六年迄に發行した額面五圓、十圓、二十圓、百圓の舊日銀兌換券は滅失、燒失等に依つて流通界より一部は消失したるものと認められるから、新紙幣を發行し、舊紙幣と交換整理し、其の差額を國庫に歸屬せしめんとせるものであつて、右法律は前記舊紙幣の強制通用力を十四年三月末迄とし一應打切り、其の以後は政府に於て引換義務を負ふこととした。斯くて十四年四月一日に於ける未回收高は四千四十八萬圓を算し、夫れ丈け日銀帳尻より落され、直に國庫に納付されたのである。

この外通貨膨脹の回避策として日銀の特融返還高も有力な作用を爲してをり、和田局長の當時に於て新たな償還計畫の下に返済方法が講ぜられるに至つたことは既述したが、事變と共に經濟界の回復に連れ擔保物件も處分容易となれる關係から償還額も良好となり、通貨膨脹阻止に對する有力なる基因を爲してゐることが窺はれた。

昭和十二年下期	期末殘高	期中償還額
十三年上期	四〇七、五〇〇 <small>千圓</small>	一八、二二一 <small>千圓</small>
十三年下期	三八八、〇三六	一九、四六四
十四年上期	三七一、九二九	一六、一〇七
十四年下期	三五六、九九八	一四、九三一
十五年上期	三三二、〇五〇	二四、九四八
十五年下期	三〇九、八四七	二二、二〇三
	二八九、一一二	二〇、七三五

(資料) 金融事項參考書

第十四節 不動産銀行の機能變化

農村金融の不振

馬場藏相以來勸農合併を強行し不動産金融機關の全國的統一を圖つた結果、不動産金融の體制上に於ては漸く完成の域に近づきつゝあるの感があつたが、事變の進行に連れて農村金融問題が益々重大化するに連れて、勸銀の立場も重大化し、既述の如く積極政策を採り、其の主眼を農村の負債整理と

行務調査會を設置して首腦部の獻策機關としたことも右に沿ひたるものであつた。又十二年末公布された農村負債整理資金特別融通及び損失補償法に基く融資不振に就いて政府に建築するところあり、更に住宅難緩和に住宅金融開始、山林貸付の積極化を圖る爲、鑑定料を無料とする等時局に即應して業務内容の改善を圖つたのである。

又後述の如く内部機構を整備して時局即應態勢を整へ、農村金融並に貯蓄債券業務の繁忙に資すると共に、臨時資金調整法の精神に則り、十四年八月臨時貸出審査課を設置する一方、南方政策の重視せらるゝに伴ひ、臺灣の高雄出張所を支店に昇格せしめる議が起りつゝあつた。

工業金融への進出

農村金融の不振に對應して、工業金融へと從來よりも積極的に進出するに至つたが、こゝに機能の變化が見出し得るも、然し勸銀は工場財團を抵當とする金融機關として興銀よりも古い歴史と、經驗を有してゐるものであり、勸農合併の強行以來、工業金融機關としての地位を興銀に譲つたものであるだけ、業務分野を舊に復して擴大したとも云へる。

即ち、不動産金融本來の使命から、工場財團擔保貸出を爲しつゝあつたが、時局に對應してこれを積極化せしむるため、十三年春、社債發行者利廻り迄貸出利率の引下げを行ひ其の積極的意圖を明に

すると共に十四年上期の株主總會に於て同一借主に對する貸出限度を擴張し、貸出最高限度を拂込資本金の百分の十を、拂込資本金並に積立金の百分の十と爲し大口金融に對處するところあつた。斯くして農村金融の不振は工場財團擔保貸出の伸長に依つてカバーせられたのである。

日本勸業銀行工場財團擔保期末貸出殘高

昭和十二年	上期	下期	上期	下期
口 數	二六七	二七九	二八九	二八〇
金額	六五、五六一	六七、六八九	六六、八〇一	六八、三四四
				七三、二二三
				九一、六七一
				八六、八九八
				三三〇、七〇八
				三三四
				三〇七
				三一六
				二八六
				二八〇
				二八九
				二七九
				二六七
				二六七

(資料) 勸銀考課狀

貯蓄債券の發行

日露戦争當時勸銀に貯蓄債券を發行せしめたことがあつたが、前述の如く政府は事變勃發と共に臨時資金調整法に依つて勸銀に貯蓄債券發行事務を委任し、其の發行金額は、全部預金部に導入して公債並に時局社債の消化に資する一方、貯蓄債券發行に依つて、浮動購買力を吸収せしめたのである。臨時資金調整法の改正に伴ひ、其の發行限度も逐次擴張され、其の業務繁忙となるに伴ひ、十三年夏、國民貯蓄獎勵部並に委員會を新設したことは、勸銀業務の擴大を物語るものである。

貯蓄債券並報國債券發行額

昭和	貯蓄債券	報國債券
十二年	二〇、〇〇〇	—
十三年	八〇、〇〇〇	—
十四年	一七五、〇〇〇	—
十五年	一五〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇

(資料) 大蔵省調査
備考 買上價格を示す

このことは十四年七月に於ける勸銀機構の大改革に依つて此の點を更に明確にした。

- 一、支店、出張所統轄の系統化 従來の支店課を解消して監理課を新設し、支店業務を統合する
- 一、本店營業部を新設之に従來の貸付、管理、預金、出納の四課を吸収合併して専ら本店關係の現業事務の簡捷を圖る

- 一、公共金融課を新設従來の臨時特融課を吸収し、勸銀本來の使命に鑑み、特に公共的不動産金融の活動に努める

- 一、債券課の機能擴充 發行事務の外債券の市場統制をも行ふ

- 一、證券保管課を新設し、貯蓄債券其他各種證券類の保管業務繁忙に備へる

- 一、資金課を新設 資金の計畫運用に萬全を期する

この改正に伴ひ、一層公共的金融に進出するため、各種組合最高貸付利率を年六分より五分六厘に引下げると共に實行利率を公共團體並の年四分八厘迄引下げ得ることとし、農村の生産力擴充に呼應することとした。

北海道拓殖銀行法の改正

北海道に於ける不動産銀行たる北拓の業務も勸銀と同様、不動産金融はインフレの進展に連れて減少傾向を辿る反面、北海道に於ける産業開發の急速化に伴ひ、商業金融に對する貸付は顯著なる増加を示した。

然し、北拓は不動産業務を其の主體としてゐる關係から商業金融には自ら限度があつて、同銀行法第八條第三項の規定に依つて、商業金融の如き普通銀行業務に屬する貸付の總額は不動産銀行業務に屬する貸付の總額を超過するを得ないこととなつてゐる。

時局の推移は不動産金融、商業金融共、同額に近い數字となり、従つて現行法の規定を其の儘として置くときは、同行の普通銀行業務に屬する貸出は今後多くを期待し得ず、延いては同地方に於ける産業振興の上に少からざる不便を來すこととなるので、右の規定を廢止して無制限の貸出を認めることとし、改正法律案を第七十四議會に提出したが、これも北拓の機能變化を示すものであつた。

右改正法律案は年賦貸付に就いて、据置年限及び中間据置年限の定める規定がなかつたのを勸銀同様据置年限設定を認めることとし、不動産金融上の不便を除去し、通過と共に十四年三月法律第二十六號で公布實施したのである。

右法律通過に際し衆議院で左の決議が附されたことは大に注目すべきであらう。

附帶決議 本法案は北海道拓殖銀行の特異性を喪失せしむるの虞れあり、よつて政府は本行設立

の趣旨に鑑み不動産金融に一層の力を傾注すべく嚴重に監督指導し、萬遺憾なきを期すべし

不動産融資及損失補償法の延期と補償委員会の設置

生産力擴充資金の需要旺盛のためと事變當初に於ける金融界の放出手控へに依つて、地方金融界に於ける金融梗塞は特に著しかつた。これがため、全國地方銀行協會では十三年九月満期となる不動産融資及び損失補償法を金融逼迫の際其の圓滑を期し、地方人心を安定せしむるため、期限延長方に關し陳情したるに對し、大藏省も同意し、陳情通り三ヶ年延長することとなり、融通を行ふは施行の日より九年、融通期限を十八年と改正し、十三年四月法律第六十五號で公布、又省令第十五號で債務者より辨済を受くべき不動産抵當附債権も三ヶ年延長し、昭和十二年十二月以前に登記せられたるものとした。

斯くて再度に涉る擴張が爲されたが、昭和七年の不動産價格の低落に際して設けられたものであるだけに、時日の経過に依つて、各融資銀行から政府に損失補償を求めて來たので、十四年八月同法に基き、勸令第六百二號で不動産融資損失審査會官制を公布、同年十二月第一回損失審査會を開催、勸

銀の受けたる損失及び其の額を審査の結果、其の第一回分を三萬四千八百六十四圓と決定した。其の後未回収分の判明次第審査會を開き、補償額を決定融資したのである。

第十五節 第二次歐洲戰爭の勃發

爲替基準の變更

歐洲情勢の險惡化は遂に十四年九月、英佛兩國の對獨宣戰に依つて火蓋が切られ、我が國に於ては八月のノモンハン事件が發生の矢先き、獨ソ不可侵條約の成立に伴ひ、平沼内閣は歐洲情勢の複雑怪奇なる様相を歎じつゝ、新構想に依る新内閣の成立を望んで桂冠するに至り、阿部内閣（藏相青木一男氏）の出現となつた。此處に於て我が國內情勢も歐洲情勢を折込んで財政金融政策は一變を來すこととなつた。其の最も大なるものは爲替基準の變更であつた。

歐洲情勢の緊迫化に伴ひ、暫く小康を得て居た我が爲替相場は英米クロスの動搖に連れて動き、爲替銀行は爲替協定の一部變更を行ひ、善處しつゝあつたが、米英クロスの大暴落は對英一志二片を基準として對米相場を算出して居る我が國の爲替が大影響を受けることは論ずる迄もないところで、爲替當局としても磅リンクに對して検討を加へつゝあつた。

其の後英國は戰爭の長期化に備へ、爲替管理を漸次強化し、我が國在英資金は著しく制約を受くるに伴ひ、昭和十二年以來堅持して來た對英一志二片の爲替基準を放棄し、對米基準に置換へ、二十三弗十六分の七にリンクせしめることに同年十月決定した。爲替銀行も右に隨つて銀行間の爲替協定を行つた。斯くて國際貸借の決済の目安は倫敦より紐育に移行することとなつた。然し、今回の措置は圓自體の弱材料に基因するものではなかつたが、新基準を大戰前迄持續した對米二十七弗四分の一に比較すると一割六分二厘の激落に相當し、現實に弗轉換に依つて圓の對外價值は一割六分餘の低落を來したのであつた。この爲替低落はそれだけ輸入物資のコストを昂騰せしめ、一般國內物價をも刺戟したことは否めなう。

又爲替基準の變更に依つて我が國の金買上價格が世界市價との間に大幅の開きを生ずるに至つたが、これは買上價格を引上げず、其の差額を金増産の促進のため割増金として交付することとなつた。これは又物價政策に暗影を投ずることとなつた。

この爲替基準の變更理由に就いて、大野大藏次官は十四年十二月の財政誌上に左の如く述べてゐる。
(前略) そも、或る通貨を以て爲替基準の對象とするには、その通貨が價值の安定せる通貨であり、國際間の移動の自由な通貨であると云ふことが要件で、英貨は我が國に關する限り今や國際間の移動が不自由な通貨となり、又其の價值が前途どうなるか、樂觀を許さないこととなつて居る。

更に我が國の爲替基準の對象とするには、我が國の對外取引が基準通貨によつて決済される分量が多いと云ふことが大きな要件である。最近に於ける我が對外取引の實情は、輸出の方では英系の通貨を用ひて居る國と米系の通貨を用ひて居る國とが相半ばして居り、輸入の方では英系が三、米系が七、と云ふ割合で、米系の國との關係の方が英系の國との關係よりも密接となつて居る許りてなく、此の傾向は今後も持續し、更に一層増大するものと見られるのである。

其の後歐洲戦局の進展に伴つて、磅爲替の動搖激しく、十五年上期中などは爲替銀行は磅爲替の協定に就き屢々會合協議した程で、實質上對英爲替の取極めは困難となり、取引は漸次縮少せざるを得ないこととなつた。

物價政策の轉換

第二の影響として物價政策の轉換を來したことであるが、これは歐洲戦争を直接の動機としたものでなく、國內政策より招來せるものであるが、然し歐洲戦争を契機として低物價政策の強化は一層進展したのである。

時局下に於ける物價問題の重要性は今更述べる迄でもなく、政府に於ても其の重要性から中央物價委員會を設置して物價對策に對して審議せしめた程である。

十四年四月この中央物價委員會の名に於て發表せられた「物價統制大綱」は我が國物價政策に一大轉機を齎したものである。其の大綱は相當廣汎に涉るものであるが、從來の政策との對照に於て特異なる點は

- 一、物價統制の基準を國際物價水準に求め、以て輸出の増進を可能ならしめんことを目標とすること
- 二、個々の物價の抑制に止らず、遡つて賃銀、運賃、利潤等生産費構成要素の調整に及び、これに依つて総合的な戰時適正價格の形式を所期すること
- 三、物價騰貴の根本原因たる物資需給の跛行状態の調整に努むべしとなすこと

以上に要約されるが、第一に目立つてゐるのは、物價統制基準が從來は大體事變前の物價水準に置かれてあつたのが、今後はそれを國際水準物價と更改されたことにある。

然し、國際水準の採用は取りも直さず貿易の振興にあつたのであるが、歐洲情勢の變化は國際水準物價の騰勢顯著となつたため、亦々この政策は拋棄され、低物價政策への堅持は物價を構成する利潤、金等の方面から抑制されることとなつた。このことは經濟統制の強化となつて現出したのである。

東京卸賣並小賣物價總平均指數

年	卸	小	賣	
			十三年	十四年
一	一四九・三	一八四・六	二五九・〇	二二二・二
二	一四九・三	一九〇・四	二六四・四	二二四・一
三	一五二・五	一九二・七	二六四・八	二二三・〇
四	一四八・八	一九七・六	二六六・二	二二七・〇
五	一四九・九	一九七・六	二六九・五	二二七・〇
六	一四九・三	一九七・九	二七〇・四	二二〇・五
七	一五〇・三	一九九・三	二七〇・四	二二〇・五
八	一五二・八	二〇三・一	二七二・二	二二二・七
九	一五二・八	二〇四・三	二七二・二	二二二・七
十	一五二・五	二〇七・八	二七三・〇	二二四・八
十一	一五三・八	二〇九・七	二九〇・五	二二四・八
十二	一五五・一	二二二・九	三〇四・一	二二五・七
平均	一五二・三	一九九・七	二七七・五	二二四・三

(資料) 本邦經濟統計
備考 卸賣指數は明治三十三年十月基準、小賣は大正三年七月基準

即ち、物價騰貴は兌換券の膨脹を誘致し、兌換券の膨脹は物價を上昇せしめるものであり、兩者共それ〴〵戰時經濟の一大障礙となるものであるから、これを除外する爲にあらゆる對策が講ぜられなくてはならないのであつて、櫻内藏相も之に就いて第七十五議會で經濟統制の強化止むなしと、通貨膨脹に處する新構想ある旨を述べてゐる。

近時兌換券の發行高が相當増加してゐることは注目すべき現象である。(略)右の増加の方法は主として生産の擴充、物資移動の増加、取引方法の變化等に基くものと認めらるゝのであつて、經濟の規模が擴大した今日に於ては或る程度迄已むを得ない。併し乍ら兌換券の過度の膨脹は極力之を阻止するの要あることは勿論であるから、政府としては特に其の抑制に付留意する必要があると考へて居る次第である。これが爲には從來より行つて來た所の消費の節約、貯蓄の奨励、資金の調整等各種の方策を一段と徹底せしむると共に、今後に於ける事態の推移に伴ひ、直接間接通貨の膨脹を避くる爲、必要なる方策を講じ度いと思ふ。

資金統制の強化

日米通商條約の廢棄通告竝に歐洲戰爭の勃發は生産力擴充を一層痛切に感ぜしむるに至つたが、就中歐洲戰爭の勃發は前大戰の夢を追ひ、清算市場は俄然活況を呈し、過當投機の兆、濃化するに至つ

たので大藏省では商工省とも打合せの上、過當投機抑制に就き地方長官に通牒を發し、又日銀より全國の金融自治調整團に對しても投機思惑資金の貸出抑制を通知したことは資金統制の強化の前提と見らるべきものであつた。

この清算市場の活況並に歐戰に依る人氣好轉を基因とし、又爲替基準の變更に依る爲替低落から物價は前述の如く、十四年下期から上げ足は急となつたのであるが、政府はこれに對處して中央物價委員會の答申を容れて利潤統制を行ふ一方、資金統制を強化したのである。

斯くて、總動員法に依る九・一八價格統制令、貸金臨時措置令、地代家賃統制令、會社職員給與臨時措置令等が公布實施されたのであるが、この九・一八價格停止令は農産物價を統制外に置いたため、農産物價の急騰より諸物價は停止令に拘らず上騰を辿り、開取引の盛行となり、農産物の價格昂騰は地方インフレを顯現して、通貨膨脹の一因となり、結城日銀總裁をして、十四年十一月の支店長會議に於て支店長に對して「地方滯留資金の回收に一層の努力を拂はれ度い」と云はしむるに至つた。

又一方、資金調整法の強化に伴つて、設備資金調達困難のため、運轉資金名目に依る單名手形増加する傾向あるに鑑み、日銀では再三警告を發すると共に、大藏省でも五大都市に對して銀行検査官を派遣して銀行検査を行はしめるに至り、同年九月には資本金二千萬圓以上の會社に對し經理狀況を調査するに決定し、十二月に入りては臨時資金調整法の改正を行ひ、自治調整の範圍を縮少すると共に、設備資金以外の融通資金の報告をも徴取することになつた。

斯く資金の統制が強化されたに伴ひ、日銀では資金調整の認許可に際しては手心を加へることとし事業會社に於ける利益率調整の目的に依る他會社株式買入れを抑止せる一方、不當増資を抑制するため、増資新株の拂込を二ヶ年以内に限定し、又未拂込株金を當面必要なる金額に制限すると共に、金融機關の資金運用状態を調査することに大都市銀行の協力を求めるところあつた。

各年末商取引高現勢

年次	兌換券發行高 百萬圓	通貨流通高 百萬圓	月中手形交換高 百萬圓
昭和十一年末	一、八五五	一、七五五	七、五〇〇
十二年末	二、三〇五	二、〇八〇	九、〇一八
十三年末	二、七五〇	二、四七四	九、〇八九
十四年末	三、六九七	三、三九三	一三、一八一

備考 一、通貨流通高は兌換銀行券發行高より朝鮮銀行並臺灣銀行支拂準備充當高を差引きたるものなり
二、手形交換高は内地分なり

前述の如く、歐戰を契機として金融情勢は一變し、物價騰貴、通貨膨脹、公債消化の鈍化の三者が因となり果となり示現し、これが對策として總動員法の發動、資金統制の強化となつたのであるが、

右情勢の見透しがかざる内に、阿部内閣は十五年一月退場し、米内内閣の出現となつた。

然し、内閣更迭すると雖、金融情勢は依然更新せず、日米通商條約の廢棄、歐洲大戰の勃發に依つて、生産力擴充の必要は益々重要性を加へつゝあるが、資材入手難は愈々加重の傾向を示し、これが思惑資金を擡頭させる原因と見らるゝので、米内内閣の櫻内藏相は十五年四月の全國手形交換所聯合會に於て、資金統制を一層強化する方針なる旨左の如く述べた。

現下の資金及び物資の需給狀況を顧みる時は今後更に資金調整の方針を強化することは避け得られない。此の事は設備資金のみならず運轉資金に就いても考ふべきで、例へば投機の爲の資金、必要以上の資材を保有する爲の資金等の供給の如きは徹底的に是が抑制を圖らんとするものである。斯くて、經理監督を強化するため、現在資本金一千萬圓以上の會社に對しのみ經理報告を提出してゐたのを、これ以下にも適用せしめることとし、運轉資金に就いても一口十萬圓以下にも報告せしめんと資金當局は考慮しつゝあつた。

又事業設備に就いても出來得る限り、重點主義を以て臨み、認許可を發せるものに對しても新規設備擴張を中止せしめ、既存設備の充實を慫慂したものであつた。

又これは十四年十月總動員法に基く「軍需品工場事業場検査令」竝に「陸軍軍需工場原價計算要綱」の公布に依る實施期限の切迫と共に資金統制の強化は一層現實味を帯びるに至つた。

銀行の貸出停頓

米内内閣は組閣と共に、閣議申合せとして、左の政策を發表した。

一、低物價政策を堅持することとし、米穀、石炭、肥料等産業又は生活上の重要商品に就いては右政策を徹底すると共に、物資増産等供給の増加を計るの方針をとること

一、戰時適正價格を設定するに際しては迅速敏活に處理することとし、闇取引の絶滅を期すること

一、通貨の流通に就いては極力これが回収を計ること

一、一般的消費に就いては極力節約を計ること

一、物價委員會等の物價統制機構を改組すること

一、國家管理、保險、年金制度、切符制度、強制貯蓄、物價調整、資金制度竝に物資配給機構等に就いても速に考究すること

右の要綱は歴代内閣に比すれば相當具體的な内容を見せてゐたものである。この申合せに依つて通貨の回收策は一段と進展し、臨時資金調整法を改正し富籤的觀念と貯蓄債券的觀念とを折衷した報國債券を第七十五議會通過と共に發行し、これと共に公債、貯蓄債券等の無料保管制を實施して公債消

化、餘剩購買力の吸収の一助としたことも右の結果であるが、國債シ團の公債保有量目標を預金總額の四分の一としたことは注目すべきであつた。

當時金融界は歐戰を契機として資金需要は一層増大に伴ひ、政府は資金調整を強化したのであつたが、生産力擴充資金は依然巨額を示し、九・一八價格停止令は反對に關取引を盛行ならしむる結果となり、これがため通貨は民間に滯留して銀行預金の鈍化を招來するに至つた。かゝる折、國債保有量の内定は資金運用上一般貸出を抑制せざるを得ない立場となり、十五年三月東京水曜會は大阪二水會と協調して左の申合を行つた。

申合 公債消化の促進並に四圍の經濟情勢から見て、銀行の貸出は慎重を要すること當然であるが、この際東京水曜會に於ける協定貸出率最低日歩一錢一厘は單なる名目に止め、その實行率最低日歩一錢二厘に置くこと、なほこれに關聯して各協定銀行は從來の如き相互間の競争を避けること右の措置は資金運用の手前、自衛上の措置ではあるが、これに依つて貸出の抑制を行ひ、事業に對する銀行信用の供與を調整せんとするもので政府の對策に呼應する金融デフレ政策の顯現と見られよう。

大藏省でも物價抑制の見地から、これと併行して製絲資金貸出自制に關する銀行局長通牒を發すると共に、運轉資金の貸出狀況の事後報告のみならず事前協議をも希望し、極力貸出の抑制を圖つたの

である。當時資金調整標準甲の(イ)に屬する優先的の事業に對しても左記要旨に依る銀行局長通牒を自治調整團に發したことから推察して其の峻嚴振りを知ると共に通貨膨脹の抑制が如何に急務であつたかが知れよう。

銀行局長通牒要旨

兵器部分品製造業及び航空機部分品製造業は資金調整標準甲(イ)に屬するも、右に對する設備資金の貸付は一件金額五十萬圓以下なる場合に於ても、陸軍關係にあつては陸軍省整備局長名義、海軍關係にあつては海軍省經理局長名義の承認あるもの以外は貸付を差控へられ度し。但し右證明なく貸付の必要ありと認めたる場合は、豫め日本銀行本支店に内議の上實行せられ度し。これと共に事業設備の認許可に際しては物資の需給關係を慎重考慮し、重點主義に基き認許可を一層強化にする方針を決定したのであつた。

公債消化の鈍化

生産力擴充資金の需要旺盛と物價騰貴は預金増勢の鈍化となつて示現し、公債消化の鈍化傾向として具現するに至つたが、又當時政府資金の撒布超過額の澁滯がこれに拍車を加へたもので、日銀の保有公債は十四年下期から急増を示したのである。

日銀公債保有高

昭和十二年下期	百萬元
五〇七	
十三年上期	四一八
下期	七六一
十四年上期	八七八
下期	一、五三七
十五年下期	一、六六七

かゝる情勢から日銀では、今後の公債消化目標を年度内の発行額以上に置くこととし、金融機關に對しても公債消化目標の樹立を要望したのである。然し、政府資金撤布の減退、生産力擴充資金の旺盛は金融機關の公債消化能力を削減しつつあるので、これが促進策として各特銀のコール市場依存性を脱却せしめると共に、日銀の公債買操作を積極的に行ふこととなつた。

即ち、結城日銀總裁は十五年四月の全國手形交換所聯合會席上に於て「日銀としても必要に應じ、國債の賣買、其の他有效なる手段を以てその融通性を確保し、又低金利の維持により國債市價の動搖なからんことを期してゐる」と述べ、その具體策は

一、從來公債の買オペレーションに當つては特定の條件附であつたが、今後場合に依つては無條

件で買戻しを行ふ

二、從來の適用範圍を日銀取引先銀行より取引先以外の信託會社、貯蓄銀行にも及ぼす
 三、公債の買戻しは極めて急速を要するので從來本店の内意に依つて行はしめたものを、今後は各支店長の独自の裁量に委任する

ことであつたが、一方に一般貸出を抑制してインフレ抑壓對策を講じたのである。

一、日銀の市中金融機關への貸付は主として國債擔保の形式をとり、利率は最低日歩九厘であるが貸付を受くべき金融機關の如何によつては必ずしも右最低日歩を適用しない。

一、即ちコールブローカー、證券業者、信託會社は固より普通銀行でも日銀に貸出を仰ぐ場合、日銀は右金融機關の資力及び資産運用狀況を精査し、場合によつては日歩九厘の最低貸出率に比し一厘乃至二厘方上翰の實行率を附する。

右の如く、國債消化の促進を圖ると共に一般貸出は極力抑制したのである。

當時國債の完全消化を圖るため、興銀では今後の起債計畫には一定の資金計畫を樹立することとし政府に於ても十五年度の起債計畫を壓縮し、昨年度の起債總額二十五億圓を十五年度十八億圓としたのであつた。なほ同時に生産力擴充資金に預金部資金を動員するため、預金部資金運用規則の改正を行つたのも、これがためであつた。

然し、斯くの如き措置は講ぜられたが、金融情勢は改善せられず、起債界も又停頓の域を脱しなかつた。

第二種綜合課税問題

中央地方を通ずる税制の一般的改正は多年の懸案で、嘗て昭和十二年の第七十帝國議會に所謂馬場増税案が提案されたのであるが、内閣の更迭に依つて實現を見ず、事變勃發に依つて一般的改正は暫くこれを見合ふこととなり、たゞ事變費の一部に充つる等のために三回に亘り臨時的増徴が重ねられ、一面税法の部分的改正として、各税法の小範圍の改正法律が十三年四月より實施されたのである。

増税は通貨の收縮目的に沿ふ有力なるものであるが、再三の増税に依つて最早其の餘地少くなると事變の長期建設段階に入ると共に、これに對應する税制を整備確立するの必要に迫られるに至つたので、十四年に官民各方面より成る税制調査會が設けられ、四月には第一回調査會が開かれ、十月には成案なり、政府に答申するに至つた。

今回の税制改正の目標は

- 一、中央地方を通じて負擔の均衡を圖ること
- 二、經濟諸政策との調和を圖ること

三、収入の増加を圖ると共に弾力性ある税制を樹立すること

四、税制の簡易化を圖ること

の四項目を根本として、國税及び地方税制度の全般に亘り検討を加へ、新事態に即應する新税制を樹立することに努めたのである。

斯くて、國民負擔の均衡を圖る意味に於て、新税法は直接國税の體系を根本的に改組して、從來の收益税制度を廢止し、所得税を分類所得税と綜合所得税との二種に區分して課税する制度を新に採用したのである。此處に於て第二種所得（公社債利子、銀行預金利子、貸付信託の利益等）の綜合課税問題が派生したのである。

即ち、第二種所得の綜合課税（四割控除）に伴ひ、金融機關は預金者個々に就いて申告の義務を負ひ手續きの煩雜化から事務的に就いても到底不可能であり、一方預金、投資家側からすれば、利益採算の基準は不透明となる結果、預金並に利付證券投資の安定性は失はれて資金の移動を誘發し易いとて、預金者の心理的不安、預金の機密性の喪失、技術的困難等を舉げて、金融界は一齊に綜合課税は理論的には妥當であるが、現實的には慎重を要するとして反對論を持し、此の旨大藏當局に建議し、又税制調査會でも賛否兩論相半ばする有様であつた。

なほ又、税制改革に對する省議に於ても問題となり、四割控除に依る第二種所得の綜合課税の免税

點の引上げ等が論議の中心となつたものであるが、現在預金の増進策が圖られつゝあつた時丈けに問題は深刻であり、遂には青木藏相の裁断に俟つこととなつた。

青木藏相は熟慮の結果、第二種課税に對し左の方法を採用する旨裁断を與へ、解決を告げた。

一、分類所得税に就いては主税局試案通り（國債利子百分の四、地方債利子百分の九、其他百分の十）とする

一、一般所得税に就いては四割控除の上綜合課税を行ふが、當分の間納税者の選擇により百分の十五の比例税率を以て、源泉課税をなす途を拓くこと（従つて源泉課税を選擇した場合の税率は分類所得税と併せて銀行預金社債利子に就いては百分の二十五、國債利子に就いては百分の十九、地方債利子に就いては百分の二十四となる）

即ち、第二種所得の綜合課税は主税局試案とこれに對する反對意見の折衷である選擇主義をとることによつて解決を見た譯であつて、米内内閣に引繼がれ其の儘議會提案となつたのである。

然し、この解決も小額所得者は優遇されてゐるが、高額所得者は從來より著しく税負擔が増加する結果となつた。

第十六節 銀行政策の轉換

支店、出張所の新設許容

昭和二年の金融恐慌以來、大藏當局は屢述せる如く銀行の内容充實を目標として、群小銀行の合併整理を奨励し、無謀な競争の防止によつて經營の合理化を圖ると共に、大都市に於ける一流銀行の支店増設を抑制して地方進出を阻止する政策を採つた結果、普通銀行の支店増設は合併其他特別の事情ある場合を除いては容易に認可されず、其の數は銀行合併促進と相俟つて漸次減少し、銀行整理の進捗と共に經營の基礎を鞏固ならしむるに相當効果があつたのである。

然し乍ら、普通銀行に對する此の本店減少方針と支店増設抑制方針とが、其の後急激に膨脹した經濟界の發展に對應して金融の圓滑を圖る上に多大の支障を爲したことは否めない事實で、事變勃發に依つて貯蓄獎勵が重要國策として登場するに及んで早晩この方針は是正されなければならなかつたのである。

十三年四月手形交換所聯合會出席のため下阪した賀屋藏相は「普通銀行支店増設も銀行の弱體化しない範圍で許可する方針である」旨を言明したことは之れを證左するものである。

其の支店新設許容方針は

- 一、東京、大阪の新市地域は従来から銀行店舗数が少かつたので、此の地域にのみ支店新設を許し、舊市内は之を認めない。此の兩市は大銀行の支店のみを許可し地方銀行の進出は認めない。
- 二、地方に於ては一般的に支店新設を認めず、新興工業地帯に限つて認める。地方は地方銀行の支店のみを認め、原則として大銀行の進出は許さない。但し名古屋地方、北九州地方には多少の例外を認める。
- 三、現存店舗の移轉も近距離に限つて認める。
- 四、支店新設を認めるのは普通銀行貯蓄銀行に限り特銀の支店は原則として其の必要を認めぬ。

大體東京、大阪、名古屋、神戸、福岡等の最近急速に膨張せる大都市の新地域乃至工業地帯を始めとして、全國に互つて所得の増加の顯著なる地域を目標として、確實なる銀行の支店、出張所等の新設を認め、又この許容方針に就いては大都市銀行、地方銀行の分野をも確定したものであつた。右の許容方針に依つて京濱、阪神地方の新興工業地帯を中心として普通銀行並に貯蓄銀行の支店、出張所の新設が陸續として見られた。支店新設の中心となつたこれ等府縣の新設振りは左の如くであつた。

なほ、この方針は信託會社にも適用され、十五年より其の支店の新設を見るに至つた。

	普通銀行		貯蓄銀行	
	昭和十二年末	昭和十五年末	昭和十二年末	昭和十五年末
東京府支店	二五	三三	五	六
出張所	三	八	一	一
神奈川縣同	六	六	六	七
愛知縣同	二六	一五	一	三
大阪府同	三九	二五	四	六
兵庫縣同	二五	一四	三	五
福岡縣同	二五	一三	九	七
全國合計同	三、五八	三、六六	三七	四一
同	一、二九	一、〇八	六	七

普銀、貯銀の兩種合計の比較は支店數に於て百十二ヶ所の増加となつたが、出張所數に於て七十一ヶ所の減少を見たから結局此の間四十一ヶ所の増加を見たこととなる。然し現實的には地方銀行の整理合同は後述の如く進捗してゐたから、これに伴ふ支店、出張所は相當廢止され、他方地方銀行の中にも支店新設を許容した所もあるから、これ以上の數字に上つたのである。又出張所の減少は一面、支店に昇格した分も考へられよう。東西有力銀行に此の創設振りを見れば其の盛行さが看取さるゝ。

第一百銀行支店

昭和十二年末

昭和十五年末

出張所

第一銀行	同	八五	九二
三井銀行	同	一九	九
三菱銀行	同	五八	六五
安田銀行	同	一一	二七
	同	二二	二
	同	二二	一
	同	一三	三六
	同	三	四
	同	二六	二二

野村銀行	同	二二	二一
三和銀行	同	三九	四八
住友銀行	同	九	六
三和銀行	同	一五〇	一五四
東京貯蓄銀行	同	五一	四三
住友銀行	同	六九	八一
東京貯蓄銀行	同	二二	七
不動貯金銀行	同	一八	二五
安田貯蓄銀行	同	七七	八二
安田貯蓄銀行	同	五九	六七
大阪貯蓄銀行	同	四四	五五
大阪貯蓄銀行	同	六	二

(資料) 銀行總覽

増配の許容

事變の勃發に伴つて銀行も時局の恩恵を受け業績は左の如き事情に基いて好轉した。

一、國庫資金の撤布激増に伴ひ銀行預金は増勢顯著であり、一方貸出もこれに應じて増加し、低金利の情勢より利鞘は縮少してゐるが、資金ポリュームの増大より全體の収益は却つて増加してゐる。

一、低金利の全國的普遍化に依つて資金原價の低下を見てゐる。

一、時局關係で不良貸付、不良資産が有利に整理されてゐる。

斯くの如き事情に依つて、特に十四年に入り銀行の増配申請を行ふものが多かつたのである。

従來大藏省は銀行の配當復活乃至は増配に對しては其の公共性に鑑み、内容の健實第一主義を採り極めて消極的方針を採用して來たのである。

然し、銀行内容の好轉に依り、これ等申請に對し内容調査の上、當該銀行の信用の向上に役立ち且つその經營の基礎に影響なしと認められた場合には一定の標準に達したものに限り、これを容認することとし、只増配に對しては銀行の特殊性に鑑み、利益の社内保留に重點を置き、年六分を以て一應標準とし、八分を最高とした。猶ほこれ以上の配當を爲してゐるものに就いては其の引下げを慫慂したものと

てこれに依つて銀行局に於ける銀行配當に對する目安が確定さるゝこととなつたのである。

斯くて一流銀行は漸次八分に、其の他は六分を中心に株主配當は引上げられたのである。

全國普通銀行株主配當率

配當率	昭和十四年		昭和十五年	
	上期(三四一行)	下期(三三三行)	上期(三〇三行)	下期(二九二行)
無配	〇	〇	〇	〇
〇—二%	二	三	八	七
三—四%	二	二	二	三
四—五%	四	六	三	元
五—六%	六	六	六	六
六—七%	七	九	六	六
七—八%	五	五	九	七
八—九%	三	三	九	三

(資料) 東京銀行集會所調査、本邦銀行財務分析

備考 記念配當を加算せず、優先株と普通株とある場合には普通株に對する配當を探る、十四年中の無配銀行三行は普通株に對しては無配なるも優先株に對しては配當を爲してゐる。又十五年中の無配銀行二行も優先株に對して配當した。

斯くの如く、銀行界に配當復活並に増配が行はれたことは臨時資金調整法並に會社利益配當令が施行されてゐる現狀に於て、不急部門と見做されてゐた金融界が時局面に有力なる存在を物語ると共に、永年に渉る配當抑制に依つて内部充實の結果、時局の進展に依つて資本の回轉速度の増強に伴ひ、収益率の増加を來したことを示してゐる。なほ又預金増勢の顯著なるところから、資本金と預金總額が不均衡を來す意味から一部の銀行に増資を認めたと特異なことであつた。

銀行合同の推移

地方銀行の整理合同は大藏省の傳統の方策であり、事變下は貯蓄機關として信用力を増大して其の機能を十分に發揮せしむるため、銀行の基礎を強化する目的を以て一層これが強請された。此のことは賀屋藏相が、十三年五月の全國地方銀行協會に於て貯蓄奨勵と關聯して地方銀行の整理に就いて左の如く述べてゐる。

銀行の基礎の強化に關する第一の問題は銀行の整理合同の點であります。政府が一經濟地域に強力なる一中心銀行を置き其の機能の發揮に努めしむるを適當と認めて居ります事は、今更多言を要せぬのであります。諸君の協力に依り漸次此の理想に近づきつゝありますことは洵に幸とする所であります。併し乍ら地方に依りましては、依然銀行が多過ぎて整理合同を必要とするもの

もありますので、政府は將來共漸次實情に即したる方法を以て之を進めて行き度いと考へて居ります

演説の内容に見る如く銀行局の方針も、銀行の多數存在する地方を目標として進め、入間野局長時代に於ては右の如き地方的中心銀行の設立を見たが、中にも栃木縣の足利銀行が縣唯一の銀行として十三年三月茂木銀行を買收して誕生したことは銀行合同の典型的なるものとして注目すべきであらう。

年月	縣名	消滅せる銀行名	資本金 千圓	合同 方法	合同後存續乃至 は新立銀行名	資本金 千圓
一三、三	岩手	岩手	一、〇〇〇	新立	陸中	一、三五四
"	同	第九十	三、五〇〇	新立	中	一、三五四
"	石川	田鶴濱	一、〇〇〇	新立	能和	三、一二二
"	同	宇出津	五〇〇	新立	能和	三、一二二
"	同	能登	二、一七五	新立	能和	三、一二二
"	同	能州	五〇〇	新立	能和	三、一二二
"	同	穴水	六五〇	新立	能和	三、一二二

豫想せられるのであつて、預金利率及び貸出利率の協定の勵行は勿論、事務の整理改善に因つて經費の節約を爲す等も、此の際一層徹底すべきであり、銀行の合同の如きは此の見地より最も効果的であつて或は從來當然實行せらるべきものが種々の關係で實行し得なかつた向もあると思ふのであるが、此の際大乘の見地より再考せらるゝことが甚だ望ましいのである。

斯くて、銀行合同は質的に變化を遂げつゝあつたが、これは銀行規模の擴大となつて示現した。

全國普通銀行貸借對照表合計額の變化

貸借對照表合計額	十四年上期末	十四年下期末	十五年上期末	十五年下期末
百萬元	一〇一五	一〇一五	一〇一五	一〇一五
行%	一五(四・七五)	二六(九・〇〇)	一〇(三・三)	六(二・一七)
五—一〇	五(一・六七)	六(二・〇三)	六(二・〇三)	六(二・〇三)
一〇—五〇	五(一・六七)	七(二・三六)	六(二・〇三)	六(二・〇三)
五〇—一〇〇	一五(五・三三)	三(九・五)	三(一・一)	二(九・九)
一〇〇—五〇〇	一〇(五・六)	三(九・五)	二(七・八九)	三(二・六四)
五〇〇—一,〇〇〇	八(二・三)	八(二・四)	八(二・六四)	八(二・七)

全國普通銀行の株主資本の變化

株主資本	十四年上期末	十四年下期末	十五年上期末	十五年下期末
千圓	七〇(一〇・五)	六四(九・八)	五二(七・一六)	五二(七・四六)
行%	九二(六・九)	八四(六・〇)	八二(七・〇)	八二(七・〇)
百萬元	一五	一三(三・六)	一四(三・六)	一〇(三・六)
五—一〇	二(八・五)	二(八・九)	二(九・九)	二(九・九)
一〇—五〇	一(五・五)	一(五・八)	一(六・七)	一(六・八)
五〇—一〇〇	六(一・七五)	六(一・八)	七(二・三)	七(二・三)

(資料) 何れも東京銀行集會所調査、本邦銀行財務分析

又當時銀行合同の強化策として、銀行定款に規定されてゐる存立期間の満了更改を期に一つの措置が講じられたことは銀行行政の新政策として注目すべきものがある。

即ち、商法の規定に依つて銀行のみならず其の他の法人は何れも定款中に一定の存立期間を有し、これが満了と同時に、更改に際して銀行は、大藏省の許可を要することとなつてゐる關係上、好ましからざる銀行に對しては更改の許可を與へず、自然消滅の措置を採つたことにあるが、これに依つて結局合同の途を選ぶに至つたことである。

金利平準化の進展

地方金融機關の金利平準化運動の目的は中央に比較して地方金利が割高にあるを是正し、これを中央の金利に稍寄せし、以て國債消化に資せんとするものであつた。

事變下の金融政策の圓滑なる運営を期する上に於て、この目標は一層明確となり、賀屋藏相は、十三年五月の全國地方銀行協會總會に左の如く述べて政府の政策を明にしてゐる。

政府の金利政策に就いては、現在の公債利廻を標準として其の水準を保持する方針であり、各種の金利にして十分之に適應せざるものは漸次之が調整を圖らうとするものである。この見地に於て地方に於ける金利を見るときは、預金貸出の兩方面に於て相當之を低下し、所謂低金利に向はしめる必要あるものもあるのである。地方に於て金利の低下し難い原因の一つとしては銀行間及び銀行と他種金融機關との間に於ける預金の爭奪が算へられるのである。銀行間に於て協定利率を遵守され度きことは申す迄もない所である。他種金融機關との競争に就いては政府は地方毎に相互間の協調を促進するやう指導してゐるのであるが、銀行の側としても政府の意の在る所を諒解し進んで協調的態度に出でられんことを切望する。

この金利平準化運動は地方銀行の時局擔當の任務加重するに伴ひ、地方銀行自身からも望む所である總會に於て

一、全國地方銀行協會加盟銀行は貯蓄獎勵に最善の努力を拂ひ、極力公債消化を圖り、以て國策

の遂行に貢献せんことを期す。

一、現時局に於て各種金融機關の金利平準化を圖るは其の必要特に緊切なり、仍て當局に於てはこれが適切なる措置を進められんことを望む。

との決議を行ひ、同協會常任理事永田甚之助氏はこれに敷衍して

政府は本年に於て八十億圓を貯蓄せしめる目標を以て貯蓄獎勵を行つてゐるが、その大部分は金融機關に集まるものと考へられる。然しこの巨額の貯蓄が一地方、一金融機關に偏在することは好ましくないから、各地方、各金融機關に貯蓄が均分する様努められたい。而してその爲には各地方に於ける經濟的自立性を助成することが必要であり、又各種金融機關の間の均衡を維持しなければならぬが、その場合金利特に貯蓄の場合に於ては預貯金利率を調整することが必要で、而もその調整は各種金融機關の別によつて預貯金に對する課稅率が異なるから稅引利廻を基準に稅率の調整を行ふべきである

と述べたことは、これを裏書するものである。又稅引利廻から夫れは考慮すべきである。要望したことは、産業組合系統の金融機關は貯預金利子に對し免稅の恩惠に浴してゐるが爲であつた。

當時各種金融機關の中常に摩擦を生じてゐるのは産業組合系統の金融機關と地方銀行の貯金及び預金利子の問題で、産組系統の金融機關は免稅となつてゐる上に、其の受入れる貯金の利子は地方銀行

の預金利子より高率で、税引利廻りを見ると兩者間に可成りの相違を來し、地方銀行は夙に此の點に苦慮してゐたものである。地方銀行はかゝる情勢から預金吸収の爲に特に高利を附し更に稀には勉強率を附す造るものも生じ、産組對地方銀行の摩擦に際しては一方は其の高利を難じ、他方は勉強率を指摘する有様で泥試合に類することが行はれて來たのである。

これがため、十五年の通常議會に於ける税制改革案に依つて、現在迄無税であつた貯蓄銀行利子並に産業組合貯金利子に對して、三千圓以上のものに百分の五の税率を以て課税することとした。

金利平準化運動は從來から大藏、日銀の指導の下に行はれ來つたのであるが、それは銀行間の協定を主としたものであつたが、今後は銀行間の調整よりも銀行と信用組合との調整に其の重きが置かれたのである。斯くて大藏省では信用組合が農林省の專管であるがため、農林省と共同で十三年春地方長官宛に、信用組合の預金利子と地方銀行の預金利子との調和を保たしむるため、適當に引下を勸奨するやう通牒を發したのである。これと共に大藏省では銀行検査官を地方に派遣し、府縣經濟部長との協力に依つてこれが促進に努力せしめ、其の調整の具體的方法としては、各府縣毎に信用組合代表と銀行側との間に金融懇談會を組織せしめた。この機關が中心となつて金利協定の實行方法を協議せしめることとし、金利水準は大體東京、大阪に於ける乙種銀行の協定率定期預金の三分五厘を目標としたのである。

この調整方針に關し産業組合の單位組合並中金代理所の参加を如何にすべきかが問題となつたが、産業組合中央金庫では十三年十一月各關係方面と協議の結果、左の方針で爲すことに決定、此の旨、地方系統機關に對して通牒を發した。

- 一、信用組合は一町村區域の小規模のものあるのみならず信用事業單營よりも各種事業兼營の組合が大多數にして、地方に於ける金融機關として銀行と同格視すべきものは信用組合聯合會あり、故に金利協定は原則として銀行と信用組合聯合會との利率に就き之を爲すこととし、市街地信用組合其他右協定に直接参加せしむるを適當と認めらるゝ信用組合はなるべく之に参加せしむること
- 二、協定に参加せざる信用組合の利率は其の所在地域の實情によつて異なるべきも、前項の協定利率に近づかしむる様、道府縣に産業組合中央會支部及び信用組合聯合會相協力して指導すること
- 三、中央金庫は金利協定の當事者に非ずと雖も組合金融の中央機關たるを以て金利協定の成立及び之が趣旨の達成に努め地方金利の調整並に國債の消化に努むること

これに依つて地方金利協定の目標は定り、この方針に従つて圓滿裡に協定が進んだのであるが、協定内容は各地方の特殊事情により相當複雑で例外を認めたものが多く、特に信用組合に於ては直ちに

協定率迄の利下を不可能とするものが多いので、これ等は金融懇談會の承認を得て暫定率を認めた。

一方金利協定のため、各府縣毎に組織されつゝあつた金融懇談會は十四年三月設立を見た大阪府金融懇談會を最後として全國にこれが成立を見るに至つたが、これに依つて金利平準化運動も一巡したのである。其の成績を定期預金利率に就いて見るに、金融懇談會組織發達前に比して平均二割方の低下を示し、地方銀行の定期預金利率は左の如くとなつた。

- 一、三分四厘を最高とするもの四縣
- 一、三分五厘を最高とするもの三府十六縣
- 一、三分六厘を最高とするもの十五縣
- 一、三分七厘を最高とするもの一道七縣
- 一、六大銀行は全國的に三分三厘を最高とす

然し、この平準化運動は地方に依り利率が相違し、未だ種々不便を醸し居る現状に鑑み、大藏省では第二次平準化を左の目標の下に行ふことに決定した。

- 一、シンジゲート加盟銀行の本店所在地の最高金利は三分三厘とす
- 一、地方大銀行は最高三分四厘乃至五厘
- 一、其の他の地方銀行は三分五厘

一、地域的特殊性あるもの(例へば北海道)は例外を認める。

一、信用組合聯合會又は信用組合は銀行に準ぜしめる

猶地方金利協定勵行を監視する方法として、各銀行に自肅自戒を要求することは勿論のこと組合銀行の協定規約を履行させる外、大藏省が報告を求め、更に必要に應じて實地調査を行はしむることとした。

此の點に就き 石渡藏相も十四年五月の全國地方銀行協會總會に於て、左の如く述べてゐる。

現下の財政經濟情勢に顧み、低金利の浸潤を圖ることが國債消化、生産力擴充其の他の點より見て極めて緊要でありますので、現在の國債利廻水準を金利の基準として維持し、各種の金利を克く之に適應するやう調整せんとしてゐるのである。之が爲昨年春より地方金利の平準化を圖つて參つたのであるが、此の運動は去る三月を以て全國を一巡し、地方金利は諸君の協力を得て一般に著しく改善せらるゝに至つた。併し乍ら地方に依つては金利の平準化は未だ徹底せざるものもありませんし、又之迄に成立した協定を遺憾なく勵行せしめて行くことを考へねばならない。政府は本年度に於ては、大體地方普通銀行の定期預金利率は之を年三分五厘以内と爲さしむることを目標として地方金利平準化の徹底を圖ると共に、既に成立した協定を遵守勵行せしむることに力を注ぎ度いと考へて居る。

越えて十四年八月には大藏省銀行局長、農林省經濟更生部長連名の下に高率なる地方に對し、當該地方長官宛に通牒を發したことが、更に金利平準化に對し拍車を加へた。

全國地方銀行協會加盟銀行定期預金利率

一、金額

	十四年十二月	十四年九月
三・三分以下	二四六、五五六(七・六)	二二一、六九八(六・九)
三・四同	七五二、七九二(三三・二)	六〇一、四一二(一九・五)
三・五同	一、七二四、四〇九(五三・〇)	一、五一六、四五六(四九・二)
三・六同	二九一、七八五(九・〇)	三八九、九六六(二二・六)
三・七同	一五五、二〇〇(四・八)	一二八、九五五(七・四)
三・八同	三八、三八一(一一・二)	六四、一一九(二・二)
三・九同	一一、七六八(〇・四)	二一、八三五(〇・七)
四・〇同	一一、四五六(〇・三)	二二、一六八(〇・七)
四・〇以上	二〇、〇八六(〇・六)	二九、四二三(一・〇)
合計	三、一五三、四三三(一〇〇・〇)	三、〇八六、〇三二(一〇〇・〇)
二、口數		

三・三以下	一五一、九〇一(七・三)	一三六、〇八四(六・八)
三・四同	六二七、九四三(三〇・三)	四九〇、一一二(二四・六)
三・五同	九三二、九三九(四五・〇)	八五四、〇七〇(四二・八)
三・六同	二二一、七〇六(一〇・七)	二九四、九五二(一四・八)
三・七同	九三、六九六(四・五)	一六四、七五八(七・四)
三・八同	一五、三七〇(〇・七)	二八、七八四(一・四)
三・九同	四、九三九(〇・二)	九、三二七(〇・五)
四・〇同	七、二九七(〇・四)	一三、一八〇(〇・六)
四・〇以上	一八、二三六(〇・九)	二一、二五八(一・二)
合計	二、〇七四、〇二七(一〇〇・〇)	一、九九四、五二四(一〇〇・〇)

(資料) 全國地方銀行協會調査

右の如く、この三ヶ月に於て、金利平準化は大に進捗し、各府縣の地方銀行、信用組合の金利協定は特殊の事情ある地域を除き、定期預金利率は年三分六厘以下となり、有力銀行方面では殆ど三分四厘の目標を達成した。

然るに、東京、大阪では甲種銀行の定期利率年三分三厘に對し、乙種銀行のそれは十一年四月改訂以來三分五厘に据置かれ、銀行に依つては地方支店が三分四厘となつてゐるのに對して本店の方が依

然三分五厘と云ふ不合理なる情勢も見られ、旁々當局の徳慮もあつて、十五年二月に於て、東京、大阪、京都の三都市の乙種協定銀行では定期預金利率を一厘方引下げ、三分四厘以下とし、實施するに至つた。

斯くて、乙種銀行の資金コストは三分半公債よりも一厘方下廻り、公債消化が容易なると、コスト高からの危険なる方面への投資は著しく回避せらるゝこととなつた。金利平準化は公債消化を目的とするものであつたから金銭信託配當率並に無盡掛金最終利廻迄に及んだものであるが、前述の郵便貯金の限度引上を金利平準化の強要に際し、銀行間との摩擦を考慮して撤回したことは金利平準化の順調なる進展を期待したからであつた。

この金利平準化運動は銀行業績の向上を來たせる一面、銀行合同に拍車を加へたものであつた。即ち、高率なる預金層を有してゐたものは地方小銀行であり、信用薄弱なる爲に高率を附してゐたもの丈けに、金利平準化に連れて當該地方の有力銀行に預金が集積せらるゝと共に資金運用の制限に伴ひ、經營困難となり、勢ひ合同に依つて生きる道を見出したからである。これは又銀行合同の進展に依つて漸次高率預金ものは消失したとも云へる。

當時信託會社は銀行等の方面に於ける預金の増加傾向に反して、金銭信託のみは見るべき増加を示さず、これが原因は事變當初のこととして經濟界は未曾有の變動期に直面し、將來の見透し困難なるた

め、比較的長期間制約される金銭信託に資金を固定せしめることを一般に嫌忌する傾向の強いことに基くものであるから、これが是正策として金銭信託の配當率を信託本來の實績主義に依らしむるべきであると要望したが、大藏省は金利の逆轉であるとして、十三年十月不許可としたことは金利平準化の強行を示唆したものである。

然し、右要請は金利平準化の一巡と共に、貯蓄奨励の強化と云ふ立場から十五年六月から金銭信託のボーナス案として實施された。

なほ金利平準化の派生的問題として、金融機關に對する行政監督權の統一が論ぜられ、十二年の結城藏相よりの懸案たる商工省所管の保險會社行政が、十三年一月大藏省と共管となつた外、市街地信用組合が農林と大藏兩省の共管となつてゐる如く、地方信用組合も又共管とすべしと叫ばれた。

預金部手持社債の解放

尨大豫算施行に依つて金融機關に對する資金の蓄積は顯著なるものあり、銀行は其の中心を爲すもの丈けに其の集積振りは驚異すべきものがあるが、これは取りも直さず戰時財政の圓滿なる運営を物語るものである。

全國銀行預金貸出高

昭和十二年上期		昭和十二年下期		昭和十三年上期		昭和十三年下期		昭和十四年上期		昭和十四年下期		昭和十五年上期		昭和十五年下期	
預金	一五、九五三、二〇五	一六、八四一、二八九	一八、五八三、九九〇	二一、一四二、五五五	二三、九五四、六三七	二八、三四七、七二六	三一、二三八、九七一	貸出金	一一、九二〇、一七四	一二、五一〇、四四七	一三、一八二、五五〇	一四、三七五、〇五〇	一五、三六八、三六六	一八、六六二、九三二	二〇、一九〇、九四五
	千圓								千圓						

(資料) 金融事項参考書

右の如く、健全なる足取りを以て推移したものであるが、銀行の中にも経済統制が益々強化されつつある際に於ては、資本の大小、規模の構成内容、預金者層の如何により其の受くる影響は各種で、産業界と同様重点的にならざるを得ない。斯くて、都市有力銀行と地方銀行とは自ら其の経営方針も異なつて來、これに對する行政措置も異なつて來るのである。

地方普通銀行(シ團普通銀行等を除きたるもの)の預金、貸出期末残高

昭和十二年上期	預金	貸出金	差引預金超過
	三、八九三	二、六九〇	一、二〇三
	百萬圓	百萬圓	百萬圓

昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年
下期	下期	下期
四、〇九五	四、八五七	五、三九五
二、七七六	二、九四二	三、〇七四
一、三一九	一、九一五	二、三二一
十三年上期	十三年下期	十四年上期
四、三三四	四、八五七	五、三九五
二、八二五	二、九四二	三、〇七四
一、五〇九	一、九一五	二、三二一
十四年上期	十四年下期	十五年上期
四、八五七	五、三九五	七、三五五
二、九四二	三、〇七四	三、七三四
一、九一五	二、三二一	三、六二一

備考 貸出金にはコール・ローンを含まず

斯く地方銀行に於ける収益の根幹を爲す貸出金は預金の増率と並行せず、専ら有價證券投資に向けられたのであるが、公債が主とされてゐるから其の利潤には妙味なく、貸出金は臨時資金調整法の強化に依つて漸次細りつゝあつたのである。此處に都市有力銀行との間に時局に因る特異な相違點が看取せらるゝのである。

都市有力銀行は軍需産業の活況を背景として貸出は伸張の一路にあり、地方銀行は漸次インフレの地方浸潤に伴ひ預金増加するも地方には有力なる放資先なく、資金の運用難に陥るものが續出したのである。

これがため十三年初頃地方銀行協會では最近地方銀行が高利廻を追ひ不健全なる株式投資の傾向あ

ると、證券投資に就いて地方銀行が地理的に不利の實狀にあるため、證券投資の斡旋機關として協會をしてこれに當らしむること、又は地方有力銀行の東京支店に於て行はしめんと研究を進めてゐたが、前者は協會が財團法人なるがため營利行爲は行ひ得ず、後者は、實際上不可能視されて立消えとなつた。

又一方公債保有率の増大から公債經過利子の利益勘定上禁止緩和要望があつたことは資金運用難を如實に示すものであつた。

然し、地方銀行の資金運用難は資金調整法の強化に依り十三年下期頃から十四年にかけて甚だしくなり、短資市場での鞘取り、單名手形の買漁りとなつて示現し、當局の警告するところとなつたが、何れにしても資金運用難の解決が急務であり、これが解決に依つて之等問題も消滅するものであるから其の緩和策として公社債を多額に發行すれば良いのであるが、一時に多額の公社債發行は技術的其の他の事情に依つて制限を受け不可能なので、こゝに預金部社債解放と云ふことが行はれたのである。

これより先、時局融資を擔當する興銀としても地方銀行の投資難打開と融資々金の擴大化を圖るため、地方銀行のために社債の窓口用賣出額を多くすると共にシ團親引額を可及的に削減して之等申込に割當を多くし、又地方銀行は長期貸付金に充當すべき遊資を抱き乍ら調査機關の不備に依つて、地方時局産業に對する融資を積極的に行ひ得ない實情にあるため、之等と共同して地方的なシンジゲ

ト組織により共同融資を行ふこととし

地方銀行と提携し地方銀行より時局産業に對する共同貸付の希望ある場合には積極的にこれに應じ實現を圖るべし

と興銀各支店に指令を發し、茲に於て、中國及び北陸方面に於て幾多成功を收めた。

之等の措置は一部業者の救済策であるが、地方銀行の投資難は益々加重し、其の結果好ましからぬ投資が行はれつゝある現狀に鑑み、この緩和策として十四年七月に於ける銀行信託懇談會に於て、預金部手持の社債を解放する用意ある旨入間野局長は言明したのである。

斯くて同月、二千四百八十二萬圓の預金部手持社債の解放が行はれたのであるが、其の賣却の條件を左の如くとした。

一、なるべく長期保有すること、既に相當國債を所有しこの上國債投資の困難なるもの及び預金部以外よりの購入困難なるものに解放すること

一、購入後若し賣却したき時は大藏省宛賣却承認願書を提出して許可を得ること、賣却が已むを得ざる場合には預金部に於て再び買上げるか又は賣却の斡旋をする

これに引續き十一月に於ては右條件に依つて第二次解放として千九百二十五萬圓を行つた。資金運用難の緩和問題は斯くの如く、地方銀行の重大問題となつたものであるが、この事は又貯蓄銀行、信

託會社の問題でもあつた。

即ち、低金利の浸潤に依つて貯蓄銀行の資金コストは上昇し、収益面に影響を與へつゝあつたので、十二年七月に於て永年の懸案たる定期積金の中途解約に付き、三分の一未満に限り無利子としたこともこれ故であり、経営合理化のため同年十月頃より定期積金及び据置貯金の期間畫一化を圖りつゝあつたことも又これがためである。なほ又時局に入ると共に貯蓄銀行の協同歩調を強化するため、東京預金利子協約加盟貯蓄銀行に不動貯金、内國貯金の兩行が加盟したことは時局の波が身に迫つたことを反映するものであるが、時局融資の積極化するに伴ひ、貯蓄銀行資金の動員を容易にするため十三年夏より大藏省では貯蓄銀行投資物件委員會の承認を求めず、發行社債が確實と認めれば發表と同時に投資物件として許可することとしたが、右は起債市場の進展を助成せんとするものであつた。然し乍ら貯蓄銀行は法規に依つて其の貸出は嚴重に取締られてゐる上に、資金調整法の強化に依つて益々制肘が加へられることとなつたので、資金運用難は地方銀行より深刻であつた。

貯蓄銀行預金貸出高期末残高

昭和十二年上期	預 金	貸 出
下期	二、〇二七、五三六 千圓	二六六、六一〇 千圓
	二、一七四、四八四	二七九、四五四

十三年上期	二、三五六、三四五	二七五、二五六
下期	二、六三九、二〇八	二八〇、一五〇
十四年上期	二、九九五、四八二	二七〇、一九九
下期	三、四五二、六九四	三二〇、六八六
十五年上期	三、九七四、〇六三	三三三、一四六

(資料) 全國貯蓄銀行協會調査

右の如く、其の貸出は伸びず、預金の増加は主として有價證券投資に向けられたのであつたが、其の證券投資も十四年頃より金融緩慢の情勢から證券賣行良く、地方銀行同様思ふやうに入らないこととなつたため、資金運用難に苦しんでゐたものであるが、地方銀行に對する預金部社債解放に伴ひ、貯蓄銀行もこれに便乗して總額三百五十三萬圓の割當を受けたのである。

この預金部社債解放も一時的の運用難緩和策に過ぎないのであつて、大藏、日銀、興銀の起債當局に於て夫々これが具體案に就き研究を進めてゐたが、地方銀行としても地方銀行有志を以てブロックを結成して社債シ團に参加する案を樹てたが成功せず、結局地方的な銘柄は地方にと云ふ建前から證券會社を通ずる地方への賣却割當の外、特に地方的な銘柄に就いては地域を限定して同方面の地方銀行にのみ振向けることとしたのである。

然るに第二次歐洲戦争の勃發に依つて、前述の如く、生産力擴充資金は一層需要旺盛となると共に、九・一八の價格停止令は農産物價を指定しなかつた結果、農産物の急騰及び經濟活動の旺盛に伴ふ資金需要の激増に依り地方銀行の貸出も急激に膨脹し、資金運用難の聲も解消するかに見えながら、資金調整の強化、運轉資金の統制實施等の金融統制の全面的發動に依つて頭打ちとなり、後述の興業債券の地方銀行割當の一方策の前提として、興銀では興業債券發行に際して、各地方銀行の國債保有額と睨み合せて發行額の何割かを地方銀行に割當てることに十五年春より實行した。

第八章 松隈秀雄局長時代

(在任十五年五月—同年十二月)

事變三ヶ年を経過して戦時經濟に對する諸矛盾は輻輳露呈するに至り、松隈局長在任當時は一層これが深刻化し、金融界は時局下に於ける最悪の事態を呈したのである。この間同局長は銀行行政に對して初めてと云ひ乍らも好くこれに善處し、大過なからしめ、金融界の自發的行爲乍らも全國金融協議會の結成迄に達せしめたのは注目すべきことであらう。

第一節 經濟諸統制の強化

第二次近衛内閣の成立

第二次歐洲戦争を契機として、戦時經濟に胚胎する諸矛盾は漸く表面化し、經濟界は混沌たる様相

を呈するに至り、こゝに於て事變處理並に國際情勢に對應するための強力新政治體制の確立要望の聲は漸次熾烈化し、遂に右要請に基き十五年七月第二次近衛内閣が成立した。

近衛内閣は八月一日新政治體制の指導理論と組織大綱を盛つた基本國策要綱を發表した。

先づ其の根本方針は皇國を核心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するにありとし、その重心を支那事變の完遂に置き、これに處するためには國內態勢の刷新を圖り、國家統制を強化して自給自足圈確立を目指したのであつた。

この方策は九月末の日獨伊三國同盟の締結に依り一層鮮明となり、この方針に従つて各種の經濟工作は經濟諸機構の編成替、經濟諸統制法規の強化となつて現出し、就中金融統制は一段と進展し、後述の如く全國金融協議會の結成、銀行等資金運用令の公布と迄發展した。

廣瀨大藏次官の登場

近衛内閣の組閣に參じた河田藏相は、預金部資金局長の廣瀨豊作氏を次官に起用したことは當然の人事と云ひ乍ら、最も時勢に適せる人事であつた。

即ち、廣瀨氏は理財局長、主計局長、預金部資金局長を歴任し、大藏省の樞要位置を占めてゐたものだけに其の手腕が期待されたのであるが、預金部資金が時局下偉大なる功績を擧げつゝあることか

ら、河田藏相の好き相談相手として其の資金統制は漸次預金部中心主義に移行して行つたことは注目すべきであらう。

預金部資金は前述の如く、郵便貯金の増加並に貯蓄債券發行の増加に伴ひ、其の増勢は特に顯著なるものがあつた。

預金部資金蓄積高

	十二年六月末	十六年六月末	比較(増)
郵便貯金及振替貯金	百萬元 三、六一〇	百萬元 八、四九二	四、八八二
各特別會計其他預金	四三四	七四二	三〇八
預金部積立金	六二三	一、〇一五	三九二
預金部収入金	五二	九七	四五
復興貯蓄債券及貯蓄債券収入金預金	七四	七六七	六九三
合 計	四、七九五	一一、一一五	六、三二〇

この四ヶ年に六十三億餘圓の激増は他の金融機關に見られざるところであり、金融部門として一大勢力を有し、金融統制の強化に連れて預金部中心主義への移行は蓋し當然の措置と云はねばならぬ。この結果、金融法規の漸次改正強化に伴ひ預金部資金への聯携は特に高調されたのである。

資金統制の前進

これより異、大藏當局は歐洲戰爭を契機として表面化せるインフレの進行に對して金融通貨政策の重點をインフレ抑制策に置くこととし、極力金融機關の貸出に對して警戒を加へ、松隈局長は七月に於ける銀行信託懇談會に於て、四半期末の個人別貸出残高が二十萬圓以上なる場合、各期經過後三週間以内に、日銀本支店を經由して大藏省に報告を徴することの銀行局長通牒を發する旨諒解を求むると共に、銀行に對する増配許可は、原則として、七分を最高とし、嚴選主義で臨むことを言明したことは現在迄の金融機關に對する寛大なる方面に向つて資金統制の前進を意味するものであつた。猶又、十五年度物資並に勞務總動員計畫の決定に伴ひ、これ等と密接なる關聯性を有する資金統制計畫を七月の閣議に於て決定したことは根本的資金統制政策を樹立せんとする意圖を示唆するものであつた。

河田藏相に於てはこの點一層明確となり、資金統制は一段と計畫性が昂揚せられたのである。即ち、藏相は新任報告のため、西下の車中に於て、

一一、公債政策 本年一月以來七月迄の公債消化成績は九割八分に相當するが、今後も公債の消化に就いては發行總額を消化するばかりでなく更に進んで今日迄賣れ残つて日本銀行の手持とな

つてゐるもの迄も減少せしめ積極的に通貨の收縮を圖る意氣込みである。然し法律による強制消化とか、強制貯蓄の様なことは目下の所やる必要はない様に思ふ。

一、資金統制計畫 十五年度の資金統制計畫はさきの閣議で決定を見たが、今後の調整方針は高度の重點主義を實行し、又會社の經理統制に對しても積極的な指導監督をなし之と共に貯蓄増加の爲に團體組合等に對して個別的指導方針を實行し、貯蓄組合の普及に特に力を注いで資金の蓄積及び運用の兩方面に互つて全面的且つ綜合的に各種の手段を講じて生産力擴充資金の圓滑を期すると共にインフレーションの防遏に積極的努力を拂ひ度い、今度資金統制の重要資料として預金五千萬圓以上を保有する銀行に對して向後六ヶ月に互る預金吸收並に貸出の見込に關する報告を徴取し資金統制の一材料にすることとした。

この談話の如く、大藏省は資金統制計畫の基礎資料として普通銀行の新規蓄積資金の運用に關する報告を左の如き方針で徴取することとなり、十五年六月末現在に於ける預金總額五千萬圓以上を有する普通銀行五十九行に對してこれを行つた。

報告書記載要旨

一、預金増加豫定額

二、新規貸出豫定額及び同豫定額の預金増加豫定額との比率

- 三、有價證券（國債及び社債については區分すること）の新規投資豫定額及び同豫定額の預金増加豫定額に對する比率
- 四、投資豫定額中特に大口のものに就いては説明附記のこと
- 五、期初に於ける報告を提出した銀行は更にその期間中に於ける新規預金増加並にその運用実績を報告することを要する
- 六、提出期限八月二十日

右に依つて大藏當局の意圖するところは、報告徴取に依つて、資金統制計畫を充實せしめると同時に、調査の結果不適當と認められるものに對しては適切なる運用を指導せんとする積極的意志を有したのであつた。

當時地方銀行に對する興業債券の特別割當を行つたのも右に準ずべきものであらう。

起債計畫委員會の設置

資金統制の強化に依つて地方銀行は手許資金豊富なるに拘らず、適當な投資物なく、投資難に陥りつゝある一方、國際情勢の緊迫化から生産力擴充資金の需要は旺盛を極め、興銀のこれに對する貸出は盛行を示し、興業債券の發行高も一路膨脹し、これが消化は愈々重大となるに鑑み、地方銀行の投

資難を緩和し國債投資を容易ならしめ、併せて興銀の生産力擴充資金調達を確實ならしむるため、地方銀行に左の如き方針で興業債券を特別割當のことに起債當局と地方銀行協會との間に於て八月決定した。

地方銀行に對する興業債券特別割當に關する件

一、目的

- (イ) 地方銀行の投資難を緩和し國債投資を容易ならしむること
- (ロ) 日本興業銀行の所要資金の調達を確實ならしむる反面地方銀行の資金を間接的に時局に緊要なる方面に活用せしむること

二、實施要領

- (イ) 全國地方銀行協會加盟銀行に對し十六年六月迄に總額三億五千萬圓を目途とし、其の増加預金額の一定割合に相當する資金を以て計畫的に興業債券の引受を爲さしむること
- (ロ) 日本興業銀行は從來の十五年期限の政府保證興業債券の外、期限五年の政府保證割引興業債券を發行し兩者を適宜組合せて地方銀行に特別割當を爲すこと
- (ハ) 地方銀行が本計畫に依り引受けたる特別割當興業債券は日本銀行より貸出を受くる場合の見返とする場合の外原則として轉賣、質入等の處分を禁止すること

斯くて總額三億五千萬圓の興業債券は利付並に割引共半々とし、地方銀行協會幹旋の下に大體協會理事銀行四十九行に於て引受けられたのである。

これと共に地方銀行協會では興業債券の圓滑なる拂込を期し、興業債券の拂込資金に對し、興業に預託制度を設けることとした。

この地方銀行の興業債券特別割當制を第一歩として、起債當局は公社債發行及び消化を一層計畫化する必要を認め、金融市場の状況とを照應して十五年第四、四半期の起債計畫を最初金融證券を除き十億圓を突破してゐたのを、六億五千萬圓に壓縮し、種目別、月別の發行額並に消化方法を數字的に確立したのである。

今回の決定に當つては、公社債の發行を資金必要の緩急度に從つて適宜調整決定すると共に、之が消化に就いても郵貯増加豫想並にシ團銀行預金増加豫想額、其他各方面の資金の動きを十分睨み合せて、預金部引受、シ團親引、一般公募分等を計畫的に決定したもので、更に官廳資金の出勤に對しては、昨年の預金部社債買入額は總發行高の一〇%餘に過ぎなかつたのを今回は總發行額の四〇%に當る二億五千萬圓の巨額を引受乃至買入れることにした。このことは、直接國家資金が社債消化に乗出し、生擴資金を賄はんとするに至つたこと、金融梗塞の一因となつてゐる資金の國庫引揚を、かかる政府資金による社債買入に依つて再び市場に還元を圖らんとするものであること等の見地から特に注目された。

この起債計畫の樹立に對し、十月に於て社債引受シ團でも、當局の右起債計畫に全面的に協力を爲すため、これが消化促進に就き協議の結果、親引増加、賣殘社債融資、シ團擴大等の既定方針を一層積極的に實行に移すと共に、更に引受シ團各員は親引すべき社債及び現在所有する社債の賣放ちを自制すること、シ團各員に於て資金の必要を生じた時は情勢に應じ官廳資金の放出或は日銀融資を受けることの二方針を決議した。

又下引受業者たる證券引受會社に於て手持となり又は市價維持のため、買入れたる社債に對し、シ團に於て適當の方法によりて資金を融通することとしたが、これは當時の起債市場の情勢を推察しての結果であつた。

然して、起債計畫の樹立は計畫經濟の進展に伴ひ、一層切實となるに鑑み、大藏省では銀行、理財、預金部資金の各局と日銀、興銀關係者を網羅する起債計畫委員會を設置することとなつた。この委員會は官制上の委員會とはせず關係先の連絡を密にして、起債計畫を樹立せんとするもので、十六年第一、四半期から本格的に實行された。

これに關聯して興銀では十五年十二月、内部機構を改革するに至つたが、新機構の要點は左の如きものであつた。

一、資金部門として貸付、證券の兩部を置き、業種別の下部組織を有する査業部の活動と相俟つて融資業務の圓滑敏速を期する

一、査業部に共同審査課を設けて今後漸増を豫想される共同融資の要求に備へる

一、貸出の急増に對應して資金部を設置、資金獲得に萬全を期する

一、總務部を置いて本支店を統轄連絡せしめる。

一、人事部を新設、人的配置に遺憾なきを期する。

この機構改革は共同融資の盛行に依つて齎されたものである。即ち、事變勃發以來の生産力擴充資金の續行に因り資金需要は依然旺盛を極め、殊に重點主義の強化に依つて事業資金需要も大口化する傾向となり、随つて従來の如き各金融機關の單獨融資では必要資金を十分供給することが、事實上不可能となり、且つ金融機關としても危険を分散する必要から共同融資の形式を採ることが好ましいので、かゝる形式の貸付が激増しつゝあつたが爲である。運轉資金に就てもかゝる點が看取されたが何れも金融新體制の一の形式とも見らるべきものである。

當時、三菱、三井、住友等の巨大財閥は組織替を行つたが、右は民間資本の導入を其の目的としたものであつて、従來其の傍系會社の擴充資金に對して單獨融資を行つてゐたのを、興銀と共同融資を採るに至つたことは資金需要の大口化を證左するものである。

銀行等資金運用令の公布

新政治體制の要請と外交政策轉換に伴ひ、經濟諸政策は改正強化が加へられることになつたが、大藏省に於ける總動員法第十一條に基く會社利益配當及び資金融通令も施行後の情勢の變化に顧み、利益配當の制限方法を更に合理的ならしむると共に經費支出、資金運用其他經理の指導監督を徹底強化して新たな事態に對處せしめる一方、會社職員給與臨時措置令も臨時措置として施行後一ヶ年を限度として施行したものであるが、時局の緊迫化はこれの廢止を許さず、その強化すらも必要とする現狀に鑑み、兩者を併合し改正補強の上、十月勅令第六百八十號並に閣令第十三號で會社經理統制令及び施行規則を公布實施した。

この改正に依つて資金融通令は別の法規に依つて取締る必要と、前述の如く金融機關の有する資金を計畫的且つ效果的に運用し又現在迄統制外にある流動資金をも取締るために別に權限を必要と認められるに至つたので資金融通令と合して銀行等資金運用令が新に國家總動員法第十一條に基いて立法化せられた。

右法律は十月勅令第六百八十一號で公布、同施行規則は十一月大藏、農林、商工、拓務省令第一號で公布され、一部は即日實施、流動資金等の全面的發動は十六年一月一日よりとされた。同運用令の

要點は

- 一、金融機關の資金運用計畫の變更又は指定
- 二、事業設備資金以外の資金、即ち流動資金の貸出統制
- 三、融資命令の擴充

の三點にあるが、其の運用に就いて十一月の金融懇談會の席上、松隈局長は「當局として運用上十分手心を加へる用意を持つてゐる」旨の言明があり、廣瀬大藏次官は公布と同時に左の談話を發表した。政府は、今回金融機關の流動資金貸出の調整を行ふこととなつたが、この調整の趣旨は投機思惑、買溜等の不健全なる用途に充てられる資金の貸出を抑制せんとする點に存するのであつて、一般事業の運営に必要な資金の貸出を抑制せんとするものでない。流動資金の貸出に就いては前年の実績の範囲内ならば制限を設けず、実績なき者に對しては一定の金額を限つて自由とし、只その実績又は自由限度を超える貸出のみに付許可を要することにしたのであるが、是は実績又は自由限度を超える貸出を抑制せんとする趣旨でないから、その用途等を審査し、これが不適當ならざる限り、速かに之を許可する方針である。

斯くの如くこの貸出調整のために事業の運営上通常必要な資金の調達に不便を蒙る心配はないのであるから、單に借入の実績増加を圖るため、徒らに現在必要ならざる流動資金の借入をも行ふが如きことは嚴に慎まれない。

なほ前年実績の範囲内の貸出は自由であるといつたが、是は借主が當然その限度迄の借入を爲し得る権利があるといふことではないのは勿論であつて、金融機關等は手許資金の都合等のため、貸出を爲し得ない場合もあらうから、この點は誤解のないやうにせられたい又一方金融機關等に於ては以上申述べたやうな本令の精神を正しく理解し、事業會社の事業運営上是非共必要とする資金の貸出迄も貸出するが如きことのないやうに注意せられんことを希望する。

右の如く、流動資金の貸出に就いては実績主義を採用せるもので、必要資金に對しては何等の制限を加へるものでなかつたが、右法令第二條に於て

主務大臣資金の運用を適正ならしむる爲、必要ありと認むるときは金融機關に對し資金の運用に關する計畫の變更を命じ又は命令の定むる所に依り資金の運用方法を指定することを得と規定し、金融機關に對する資金運用計畫の指揮權が大藏大臣に於て有することとなり、金融機關の自由性は著しく剝奪せらるゝに依つて金融機關の驚愕は大きかつた。

然るに之は前述の資金統制計畫の實施に伴ふ金融機關よりの資金運用計畫の提出に依つて、受理後の處理に於て其の資金計畫を合理的ならしむる爲、設けた規定であつて、施行規則に依つて其の運用も大藏省預金部への預入、國債又は政府保證債券の應募、引受又は買入に限定せられ、計畫の範囲内

て之等に就いて運用が行はれ、其の埒外に出るものでなかつた。故に國家補償の問題は寧ろ第七條を受けてをり、後述の總動員法改正に伴ふ運用令改正は第七條を中心として行はれたことに依つて視はれるのである。

斯くて、運用令施行の結果は單に流動資金に就いてのみの統制であり、融資命令も従前と變りなく興銀の外、朝鮮殖産銀行が指定された丈であつた。

然し乍ら、本運用令は金融統制が從來の事業設備資金のみならず流動資金の統制に迄及んだ點に於て劃期的の重要性を持つものと云ふべく、臨時資金調整法と相俟つて我が國の資金統制は完璧化の基礎を固めたものである。

猶、注目すべきことは同令に依る貸出制限には預金の自由性を尊重し、其の見返り貸出には何等の制限を加へてゐないことである。

即ち、流動資金貸出調整の規定を設くるに當つて、預金、貯金其他これに準ずるものを擔保とする貸出は總て調整の範圍外とし、預、貯金引出に對しては何等の拘束、制限を加へる意思なきを明らかにしたのである。これは云ふ迄もなく預金引出制限の如きは一應預金の減少を阻止し得ることとなるが、大局的に見れば預金の増加に重大なる支障を及ぼすものであるからである。

當時金融統制の強化から預金の引出制限を爲すのではないかとの流説が行はれ、政府當局がしばし

々否定するところであり、河田藏相も十五年九月の東京銀行俱樂部晚餐會席上

最近政府に於て預金の自由性に再検討を加へ近く預金の引出を制限すべしと云ふが如き説をなすものがある様に聞いてゐるが預金の自由性は申す迄もなく貯蓄増加の基礎をなすもので、これに制限を加へるが如きことは全然政府に於て考慮し居らざる所であると言明したことに依つても之れが肯定され得るのである。

組合金融に對する統制強化

信用組合の貯金は近年産業組合の活潑化と貯蓄獎勵運動により、顯著なる増勢を示し、國內金融に於ける有力なる地位を占めつゝある情勢に鑑み、農林省では十一月、産業組合施行規則を改正し、組合の内容堅實化を圖ると共に組合金融に對する統制を強化し、十二月一日より施行したが、其の規則改正の要點は

- 一、信組及信聯に對し年二回資金計畫書を提出せしむ
- 二、信組(市街地信組を除く)及信聯は貯金總額の十分の一以上を拂戻準備とし、上級系統機關への貯金、郵貯又は國債證券として運用せしむ
- 三、信組、信聯の餘裕金の管理運用方法を法定す

- 四、市街地信組の貯金總額の三分の一に付、其の管理運用方法を法定す
 - 五、市街地信組に對し工業組合、同小組合、商業組合、同小組合の加入を認む
- 以上の五點であるが、これ等は何れも組合金融を戦時下金融國策の要請する處に合致せしむる當然の措置であつた。

この結果として、信用組合の有力なる一面を相當する市街地信用組合協會では、新體制運動として新に法人組織に依る市街地信用組合中央會、全國市街地信用組合聯合會の設立を決定すると共に産組中金、商組中金を合併した協同組合中央金庫の實現を提唱する旨聲明し、事業方針を左の如く決定したのは注目すべきであらう。

- 一、機構改革 單行法による市街地信用組合法制定の促進、指定市街地範圍の擴大、市街地信用組合の合併實現

一、經營部面 組織活動の活潑化の促進、金融統制の強化に對應する組合經營の合理化

なほ右改正令施行と共に、井野農林次官、廣瀬大藏次官は連名を以て地方長官宛に其の施行に關する注意事項を示達するところあり、これに續き、未だ地方金利中には高率なるものあるに鑑み、これが一層の引下げと從來金融懇談會に加入し居らざるものもこれに加入せしめるため、十二月農林省經濟更生部長、大藏省銀行局長連名で地方長官宛に通牒を發した。

- 一、金融懇談會には信用組合(兼營を含む)にして從來協定に加入し居らざるものを全部加入せしむること、但し協定の協議には郡別に代表者を定め參加せしむる等の方法を講ずること、信用組合聯合會は従前通り懇談會には加入するも産業組合の金融統制上の必要を考慮し、貯金の種類に依りては金利協定を爲さざることを認む等適當の方法を講ずること
- 二、定期預(貯)金据置貯金利率に就ては銀行、信用組合を通じ年三分四厘以下を目標として引下を指導督勵すること
- 三、市街地に於ける信用組合の定額(積金)貯金利率は年三分以下を目標として引下ぐる様指導すること、農村に於ける信用組合に就ては集金扱のものは右に準じ、然らざるものについては定期貯金利率に準じ引下ぐる様指導すること
- 四、日歩預(貯)金に付銀行、信用組合を通ずる協定なき地方にありては當座預(貯)金日歩二厘以下、通知預(貯)金日歩七厘以下を目標とする協定を爲さしめ、協定あるも右目標より高きものは尠くとも右標準迄引下ぐる様指導すること

今回の金利平準化通牒は地方銀行と信用組合の金利協定に依存するも、從來と相異せることは金利引下の目標を判然せること、組合系統機關の金利が下位機關程高率であり、下位機關が上級機關を利用することによつて、却つて逆鞘となるのを改善せんとするものであつた。この通牒に依つて金利平

の整備を圖ると共に、輸出原材料輸入資金の充實を期する爲め、日銀の外國爲替基金をリンク商品以外の輸出商品の輸入にも適用したのである。

この外第三國との貿易を促進する爲め、特殊保税工場の税關手續の簡易化を圖るところあつた。近衛内閣に於ては之れを裏付けする爲め、金の集中を一層強化することとし、金の強制買上に關する大藏省令を十月公布し、又資金特別會計から金に關する必要な事業を行ふ法人に融資することに同月右特別會計法を改正した。之れは又國際情勢の緊迫化を物語るものである。

然し、未だ貿易對策は第三國との交易に一縷の望みをかけてゐたものであるが、我國爲替政策は國際情勢の緊迫に連れて一大轉換が豫想せられつゝあつた。

英米依存性より脱却

歐洲戰爭の漸次熾烈化に連れて、英國の爲替政策は次第に強化せられると共に、所謂磅ブロック間の貿易は窮窟化する一方、多年の國際決済市場たる立場を有した倫敦は其の機能を消滅し、磅の外貨轉換性は薄らぎ、磅は最早世界通貨なる價值を失ふに至つた。

之れが豫定の下に十四年に於て爲替相場の對英基準を對米基準に変更したのであるが、去ればとて紐育が其の安全性を有してゐるかと思ふと現在の處紐育それ自身は自由市場であり、弗の外貨轉換性

にも何等の制限がないが、日米通商條約の廢棄等の非友好的措置竝に歐洲戰局の進展から其の自由性には相當の制約が豫想せられるのみならず、米國の對歐洲態度より考へて參戰せる場合に於ては其の自由性の喪失すらも考へられる。

右觀點から、大藏省爲替局に於ては極力英米貨依存性を尠なかしめんとする方策が講ぜられ、民間との協力に依つて圓爲替に依る貿易を逐次其の範圍擴大すると共に日本を盟主とする日滿支を一體とする經濟建設の昂揚は圓爲替中心主義への移行を示唆するものであつて、由來經濟的に優位にある國の通貨が爲替取引に於て用ひられるものであることを想起せば猶ほ更その感を深うするである。

之れに關聯して現行爲替管理法を改正強化することとなり、十一月より實施したが、其の内容は

一、從來關、滿に對し無爲替輸出品が殆ど管理法關係取締りの埒外にあつたのを調整し、原則として無爲替輸出品も要許可方針とした。

一、從來本邦と關東洲竝に舊滿鐵附屬地向圓爲替取組に關し特例の設けがあつたものを廢止した。

一、對外送金に就ても一段と取締を強化した。

一、本邦銀行券による海外よりの持込金を全部要許可とした。

點が改正眼目となつてゐるが、其の要旨は爲替管理の強化に連れ、二、三殘されたる緩和規定を惡用

して取締りを逸脱するものを防止すると共に計畫經濟の進展に依り關滿一體の觀念の下に於て關東州と滿洲國とを管理法により差別してゐたのを是正せんとするものであつた。

之れは又、十一月に發表された政府の日滿支經濟建設要綱に依り明にされた。

尙ほ、十二月の地方長官會議の席上、星野企畫院總裁が今後の貿易産業政策に就て

今後の物動計畫の實施に就ては一方に於ては貿易計畫に再檢討を加へ、輸入先の轉換を策し、中南米並に佛印、蘭印の諸地域よりの供給獲得に努め、更に盟邦獨伊兩國との經濟提携に依る貿易の促進を圖る等、貿易政策の一大轉換を斷行し、同時に他方に於ては、重要資源の東亞共榮圈内、殊にその根幹たるべき日滿支の圏内に於ける自給力の急速なる擴充に重點を置きて徹底したる方策を實行し、以て新事態に對處すべき體制を整へるのであると述べ、我國經濟の行くべき一般的方向を示したことはこれを裏書するものである。

第三節 中小商工業者轉廢業對策

不景氣の招來せる原因

我國經濟界は事變勃發以來二ヶ年間は大體順調の推移を辿つて來たが、既述の如く十四年秋を契機として戰時經濟に對する惡材料は輻輳して現はれ、經濟面は善惡兩面に深刻に作用し、全般的に不景氣の様相はよりよく露呈するに至り、十五年九月頃には最も最惡なる事態を醸した。

即ち、事變來軍事費の巨大なる不生産的消費は物資需給を益々窮窟化し、生産力の發展を阻害する要因となり、又一面生産力擴大は相當大規模に行はれたるとは云へ、固定資本の擴張には不均衡と質的劣弱性が伴ひ、物動計畫に凹凸が生じ、之れが爲め生産の増大は停滯した。而も以上原因の外に原料資材、燃料、動力、勞働力の不足が加つて工業生産は愈々減退し、之れに伴ふ利潤率も減少傾向に轉じた處に、歐洲戰爭が勃發し、米英の經濟壓迫となり、貿易に強く依存する我國經濟は意外に大きな打撃を受けた。輸出貿易は愈々不振に陥り原料資材の輸入は益々困難になつた。纖維工業等の輸出産業の製品ストックは激増し、各纖維工業は相次て操短を行ひ、輸入原料等に依存する産業も原料不足から其の操短の必要は必至となるに至つた。

斯る工業生産減退傾向に對處する爲め、所謂不要不急産業に對し製造禁止或は資材配給の停止等の形で政府の統制は益々強化され、此の方面からも生産の減少は見受られた。當時行はれた七・七禁令乃至は新政治體制の要請に基く生産並に配給部門の統制確立は之れを一層深刻ならしめ、資金薄弱なる中小商工業者が受けたる影響は甚大なるものがあつた。

更に十四年の暮から政府並に日銀が行つた信用膨脹抑制政策は、さなきだに産業の不況の爲めに生じたであらう。金融市場の梗塞に拍車を加へ、産業の不況は金融の梗塞を生ぜしめ、金融の梗塞は産業の不況の度を深め、互に因となり果となり事態を悪化せしめた。

斯る現象は手形交換高の減少傾向に依り看取されるところであるが、不渡手形が七月頃より増加を辿つてゐるのは之れを最も端的に示したもので、其の度合の深刻さを雄辯に物語るものであらう。

全國不渡手形

月	枚		金額	
	十四年	十五年	十四年	十五年
一月	一〇	六	一三	三二
二月	一〇	一五	五	四八
三月	四	四	七	九
四月	六	五	八	五
五月	一四	二二	三四	三八
六月	一〇	一四	一二	八二
七月	一六	二七	二九	一一一
八月	一一	三〇	二〇	三三五

(資料) 東京手形交換所調

月	枚	金額
九月	一一	二五
十月	一二	三八
十一月	一四	四二
十二月	一五	四二
合計	一三五	二六〇

中小企業の金融救済策

輸出入臨時措置法に基いて公布された所謂七・七禁令は贅澤品と見做される高級品並に統制外商品にして高價なるものを目指して製造並に販賣を禁止したものであるが、之れと前後して全国的に小賣商品に對する公定價格、停止價格、協定價格による物價統制が愈々嚴重となつた。之れ等は何れも取りも直さず物價下落を意味し、中小商工業者の扱品が主たるもの丈に其の影響は深刻であつた。

この禁令に依つて現在迄の原料仕掛品は値下りを來し、製品は販路を杜絶される結果、金融の途は絶たれると共に資金の返還を要求されることとなる。こゝに於て中小商工業の救済は切實なる問題となつた。

斯くて、大藏省は之れ等中小商工業者の困難を打開する爲め、商工中金を通じて預金部資金を融通するを始めとして、庶民金庫に於ける轉廢業資金の貸付限度擴張、特銀等に依る積極的融資を行ふ一方、犠牲産業者の納税に手心を加へることとし、市中銀行並に地方銀行に對して貸出回収を手控へることを要望したるに對し、後述の金融協議會に於ても十一月に、

中小商工業に關する諸對策は刻下の緊急要事たるに鑑み、金融機關は時局の進展に伴ひ中小商工業者に對する金融疏通に更に十分の意を用ゆると共に各々其の機能に應じて政府の對策實行に協力すること

の申合せを行ひ政府の對策に協力するところあつた。

又他方金融梗塞を緩和する爲めに、後述する工作が政府に依つて施されたのである。

一方企業合同促進策として臨時資金調整法に特例を設け、不急不用の事業でも時局の要請に依り整理合同する場合には會社新設を許容することとし、又集團轉業を容易にする爲め、組合制度の外に新に有限會社制度を採用することとした。この外輸出滞貨の累増から豫算外契約として輸出滞貨損失補償制度が設置せられたのも右に資したものである。

然し、斯る措置は應急的なものと一應は是認せられるけれども、中小商工業者の再編成は重點主義の強化に依る物と人を時局産業に動員せんとするものであり、この政策が國策上絶対に必要である

限り之れに依つて生ずる犠牲産業が資金の供給によつて完全に救済される道理はない筈である、斯る見地から計畫性ある轉廢業對策の確立が焦眉の急となつた。

斯くて、近衛内閣に於ける經濟閣僚會議に於て恒久的なる施設として、國民職業指導所、國民勤勞訓練所、國民更生金庫の三機關の設置案が決定された。國民職業指導所並に國民勤勞訓練所は既設機關の利用と特別團體の新設に依つて行ふものであるが、國民更生金庫は轉廢業を爲さんとする者の資産、負債の整理を促進し、其の更生を圖る爲め、資金の融通を行ふ専門金融機關である。然し、國民更生金庫は其の性質上、政府の損失補償が附隨するもので立法事項として議會に提案しなければならぬので、それ迄の暫定的措置として全國金融協議會の出捐金百萬圓と政府出資百萬圓都合二百萬圓で十一月に財團法人として設置された。

第四節 業績向上を辿る特殊銀行

時局の影響に依つて各銀行の業績は著しく好轉しつゝあるが、就中特殊銀行は其の使命の益々重大化するに従ひ、一路成績は向上し、特に興銀は既述の機能擴大から貸付金の増大に伴ふ運用利益率の急増、起債界の活況に依る手数料収入の激増等に依つて其の良好化は驚異すべきものがある。この機會に於て同行は、不良資産の償却を行ひ、以て内部充實を圖りつゝあつたが、永年懸案たる對支共同

融資の自行負擔分を十五年上期決算に於て完全に償却したことは注目すべきことであつた。

即ち、第一次世界大戦當時の所謂西原借款は大正末期に於て政府に於て大體損失補償し解結を遂げたが、それ以外の對支融資のシンジケート銀行融資分の内、興銀負擔分二千三百萬圓は償還不能として滯貨となつてゐたのである。これに就ては從來よりも消却を行ひ來つたのであるが、近來收益の増大に連れて、この消却金額も増加せしめ、遂に十五年上期に於て全部償却済と爲したのである。斯くて、二十數年來の問題も完全に解消し、目星しい内部的缺陷も消滅することとなり、今後の完全償還が大に期待されるのである。

これと軌を一にし、鮮銀は業務擴大に對應して十五年四月に引續き十月に於て、第三回未拂込株金五百萬圓を徵收するに至つたことは、普通銀行よりも特殊銀行の方が戦時下に於ける金融がより重點的に行はれつゝあるを示唆するものであり、其の金融が國家的要請に基くものが多分に含んでゐることを意味し、之れは戦時下金融の特色を爲すものである。又勸銀では事變債券發行事務の繁忙から従來債券部に於て行つてゐた貯蓄、報國兩債券の發行事務を別離し、十五年八月に事變債券發行部を新設せることは之れが一證左であつた。尙ほ右發行部は大東亞戰爭勃發に依つて貯蓄、報國の兩債券も戦時債券と改められるに伴ひ、其の名稱も十七年一月に戦時債券發行部と改稱された。

第五節 金融緩和和工作

金融梗塞の原因

第二次歐洲大戦を契機として、インフレ進行が惹起せられたのに對し、政府並に日銀當局は金融通貨政策の重點をインフレ抑制策に置くこととし、既述の如き各種の對策が採られ、之れが金融梗塞の一大誘因となつた。

既述の對策の外に政府の生産力擴充に對する方針が資金側面より重點主義を強化することとなつた結果、新設よりも既存設備の擴充による生産能率の向上を期したる爲め、資金調整法に依る拂込、増資件數が新設よりも増大する現象も見られ、之れは又、金融機關の貸出抑制を一層制限する結果を招來し、政府に於ける十五年豫算節約額の決定も又それに拍車をかけたものである。

然し乍ら、金融梗塞の最大原因としては政府資金撤布超過額の減少並に公債消化第一主義への移行が擧げ得るのである。

政府資金撤布超過額並日本銀行の國債市中賣却高 (單位百萬圓、△印減)

月	政府資金撤布超過額			日銀の國債市中賣却高		
	十五年	十四年	比較	十五年	十四年	比較
一月	二六六	二五五	四	二二二	三九	△二六六
二月	一六七	二七一	△一〇四	一九	一九	〇
三月	二八九	三〇二	△一三	一五	一〇	五
四月	四九七	三〇七	△一八〇	一六	一〇	六
五月	四四四	三〇七	△一三七	一六	一〇	六
六月	五六一	三〇七	△二〇四	一六	一〇	六
七月	一七〇	三〇七	△一三七	一六	一〇	六
八月	二九四	三〇七	△一三	一六	一〇	六
九月	二六六	三〇七	△一四一	一六	一〇	六
十月	三三六	三〇七	△二二九	一六	一〇	六
十一月	三六六	三〇七	△一五九	一六	一〇	六
十二月	一三三	三〇七	△一七四	一六	一〇	六
合計	四、六八九	五、三三四	△六八五	二、七五五	二、四七	三三八

即ち、政府資金撤布超過額は國家信用の放出を意味し、市場資金を潤澤ならしむるものであるが、之れに反して日銀の手持公債賣却は夫れ丈け市中より資金引揚げを行ふものであるから超過額の減少

並に公債賣却の盛行は何れも市場資金收縮の作用を爲したのである。

然し、この場合、國債消化が民間に蓄積されて来る餘剰資金の範圍内で行はれた時は、市中消化が如何に巨額に上つても金融市場を壓迫すると云ふことはあり得ないのであるが、當時の状況は寧ろ反對で、市場資金の需要を充すべく普通銀行の預金は他金融機關に比して鈍化傾向にあつた。

各種金融機關に於ける預、貯金の對前期増加比率

昭和十三年上期	普通銀行	貯蓄銀行	郵便貯金	金銭信託
下期	一〇・五%	八・四%	八・一%	二・九%
十四年上期	一〇・四	一一・〇	九・九	六・六
下期	一一・一	一三・五	一三・〇	六・五
十五年上期	一七・〇	一五・三	一三・七	六・七
下期	一〇・四	一五・一	一七・〇	五・一
十五年下期	一一・六	一一・一	一一・八	六・六

之れに就ては統制の強化に依る資金蓄積ルートの變化が有力なる原因を爲してゐるのである。

即ち、地方銀行にありては農産物配給部門の確立に伴つて米穀買上資金が信用組合に集中せらるゝ一面、農産物價の追躰高による農村收入の増大、労働者階級の所得増加等に依つて大衆に基礎を置く

郵便貯金、貯蓄銀行預金或は信用組合預金が著しく増加し、之れに反し都市銀行に於ては増税の結果多額の資金が國庫に引揚げられ、或は政府の註文品に對する代金支拂の遅延、又は重點主義の強行、七・七禁令、輸出不振に基く財界の再編成及び反動的傾向等幾多の原因が重つて普通銀行預金の伸び方が鈍化したのである。

それにも拘らず生産力擴充資金の需要は依然衰へざるのみならず公債消化の強行に依つて銀行手許は窮乏化し、勢ひ貸出は手控へられざるを得ないこととなり、金融市場は當然梗塞化を餘儀なくせられたのである。

全國普通銀行貸出高並國債保有増加高

	貸出金 百萬元	保有國債 百萬元
昭和十五年第一、四半期	三七〇	二五二
第二、四半期	七八六	四六七
第三、四半期	三四九	二一〇
第四、四半期	八九六	四一〇
合 計	二、四〇一	一、三三九

他方、金融梗塞の原因としては金融部門の外に、更に重要にして、より本質的な要因が作用して

ゐたのである。

これは十四年秋以來露呈し初めた物價不足を主因とせる生産の停頓乃至減退傾向、經濟諸統制の強化に伴ふ商取引の全般的不振、歐洲大戰の擴大に伴ふ貿易不振に依る輸出産業部門の打撃、七・七禁令に基く消費材生産部門の打撃及之れ等に伴ふ滯貨の激増、重點主義の強化に伴ふ中小産業部門の衰退、更に時局産業部門に於ても資材側面の制約と利潤統制の強化等に依る利潤率の低下等産業界一般に反動的沈滞傾向が表面化し、その結果、産業界に於ける銀行貸付資本の一部に固定化が起り、又産業自身の授信能力にも著しい低下が起きた。

斯る現象に伴ひ、金融機關としても當然警戒的態度に出でざるを得ない譯であつて、この結果は新規貸出に對し漸次警戒的態度を採ると共に、更に進んでは一部既往貸出の整理回収すら行はんとする傾向が現はれた。而して斯る銀行授信の收縮は當然産業界不振に拍車をかけ、資金蓄積、貯蓄源泉を益々縮少せしめ、之れが因果關係によつて金融梗塞を加重すると云ふ現象を呈したのである。

金融緩和和工作

斯くして金融並に産業の兩側面に於て金融梗塞の諸要因が推積し、金融逼迫が濃化しつつあつた際、九月末の日獨伊三國同盟が成立し、其の心理的影響も加へ年初來の金融梗塞は其の極に達し、不

急不要産業方面は勿論、緊急産業と雖も重點主義の圏外にある中小産業に於ては、強度の金融難に陥り、金融情勢は最も悪化せる場合に直面するに至つた。

斯くの如き事態は事變遂行途上、早急に打開さるべきものであり、殊に三國同盟成立の新事態に對處し高度國防國家を完成する爲め、經濟再編成を遂行すべき過渡的段階に於ては絶對的に排除すべきである。ここに於て金融當局は從來の金融政策に再検討を加へ、インフレ防止の金融引締策を抛棄して、金融緩和和工作に積極的に乗出すに至つた。

斯くして既述の諸對策が決定されたのであるが、其の中心的緩和和工作として河田藏相は九月末開催の全國金融協議會役員會に於て政府の方針を左の如く闡明した。

新規に事が發生すると兎角神經過敏になり貸出回収、放資の見送り、證券の賣急ぎ等が行はれ勝ちであり、經濟界に好ましからぬ影響を起し易い。従つて、金融機關としては相戒め、相提携し、進んで經濟界に資金を潤澤に供給し、十分の安心と希望を抱かしむるやう仕向けられ度い。政府としても金融緩和の爲め可成り多額の預金部資金その他政府資金を放出して、金融機關の手續を潤澤ならしむると共に、日本銀行をして常に必要に應じて金融機關の貸出資金を敏速に供給せしむるの用意を整へてゐる

右の方針に依つて政府は先づ預金部資金二億圓を金融市場に放出することに決定、九月末のコール

資金五千萬圓を始めとし、シ團の社債前貸肩替りに九千七百五十萬圓、證券業者背負込社債の買上げに二千八百萬圓、合計一億七千五百萬圓餘の放出を行つた。

之れと同時に、インフレ阻止の見地から遅延せしめてゐた政府支拂を積極的に促進することとし、軍事費を中心とする政府の一般支拂の進捗を圖り、一時中止してゐた軍事費の前拂制を復活した。又起債計畫を壓縮し、預金部引受を多くし市場還元を圖つたのも金融緩和和工作の現れとして見る事が出来るであらうし、之れより曩、六大都市以外にも預金部資金の短期貸付を開始したのも右の一方策であつた。

斯くの如き政府の積極的緩和和工作は實質的にも心理的にも相當の功を奏し、十月以降の金融市場は一應の平靜を取戻し、十六年一月に於ける金融懇談會に於ては津島日銀副總裁をして

年末金融は何等特別の年末對策を採ることなく平穩に越年し、年初の情勢も亦順調に推移してゐると報告せしめた。

日本銀行券の驚異的膨張

他方、日銀券の發行高は年初來政府のインフレ抑制策が強行せられたにも拘らず、累増の一途を辿

り、殊に九月以降の金融緩和工作在が、積極的に採用されてからは膨張傾向は一層甚しく、遂に十五年末の最高発行高は四十九億三千萬圓と空前の巨額に達し、限外発行高も二十二億二千八百萬圓に上つた。之れと同時に日銀公債保有高も著しく増加して年末所有高は三十九億四千八百萬圓の驚異すべき數字を示し、何れも何等かの措置が加へられることは必至となつた。

日本銀行券各年十二月三十日現在発行高 (單位千圓)

昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	兌換券發行現在高	制限外發行高
一、九六五、一九〇	二、三九九、〇七八	二、八五八、六〇八	三、八一七、七五二	四、九三〇、一三九	四一六、八四七	五九八、〇七六
					六五七、三二一	一一一六、四六五
						二、二二八、八五一

(資料) 金融事項参考書

斯く通貨流通高が著しく膨張した原因としては十四年秋以來のインフレ進行を挙げ得ることが出来るが、然し、十五年中に於ける通貨膨張の主たる原因は物資配給の不圓滑に基く賣惜み買溜の傾向が盛んとなり、又配給機構の變化、現金収入の増大等から從來の掛取引て行はれてゐたものが現金取引

となり、現金取引それ自體に巨額の通貨を必要としたこと、又農民所得が急増した爲め、農村に於ける通貨滞留量が増大した等にあるが、又之れが原因して年末頃から各金融機關に於ける資金蓄積量が減退し初めたのは注目すべきことである。

之れが對策として七月に於て、從來納税小切手は一口納付金額百圓以上は支拂銀行の支拂保證を要したのを改正し、この百圓を一萬圓に擴張し、一萬圓を超過する場合に限り支拂保證を必要とすることにした。

この外、米穀の國家管理に依り集荷、管理、買上の操作に伴ひ農村に一時集中的な米穀代金の流入が行はれ、農村インフレに拍車せんとする傾向あるに鑑み、農林省經濟更生部長、大藏省國民貯蓄獎勵局長連名で地方長官宛「昭和十五年産販賣米の國家管理に伴ふ貯蓄獎勵に關する」通牒を發し、管理米に對する代金の支拂に付ては振替計算によりこれを貯金に振向くる等管理米の集荷に支障を及ぼさるる方法により管理米代金の貯金吸収に適宜の措置を講ぜられ極力通貨膨張を抑止する様

と管理米代金の振替拂ひを指示したのであつた。

第六節 全國金融協議會の結成

金融新體制の理念

政治、經濟を通じて所謂新體制運動が澎湃として起るや、金融界も之れに即應する新體制を整備することゝなつたが、其の金融新體制の理念は結城日銀總裁に依つて九月の銀行信託懇談會席上明にされた。

事變勃發以來金融界は公債消化、生贖資金供給の二大目的完遂を目標とし、政府の金融統制施設に順應して國民資金の蓄積を圖ると共に資金供給の圓滑に努め、通貨の不適正なる膨張を阻止し、戰時經濟の運行に支障なからしめんことを期し、今日迄大體順調に經過して來たが、金融業者はその使命を自覺し公益優先の理念の下に今後一層その持場持場に於て確固たる心構を以て對處することが肝要である。之れに就て特に留意すべき點を述べれば

一、金融機關の職能は國家公共奉仕にある。このことは各種産業に就ても同様であると考へるが、各種産業が、今日の如く統制を受けなかつた時代に於ても金融機關は特殊の法制に依つて規律され、

周密なる統制組織の下に運営され來つたことに徴しても明瞭である。右の次第であるから戰時經濟下に於ては特に資金運用上國策遂行に協力し、苟くも不急不要部に資金が流入するが如きことを極力抑制すべきである。

二、次に業務の遂行に計畫性を附與することである。生産配給消費その他の部面が益々計畫性を加ふるに連れ、又資金調整も一層強化されること、豫想されるので業務運行の萬全を期する爲め、今後その經營には一段と計畫性を附與することが必要である。

三、次に金融機關の連絡提携に就て一言したい。金融機關に於ては各々業種に従ひ實際業務上の協定は勿論、相互連繋の機構も略ぼ整備して居るが、更に一層有効に活用すると共に異種金融機關又は團體間の連絡に就ても、更に之を緊密ならしめ、全金融機關が一致結束して重大使命の達成に邁進することが刻下の緊喫の急務なりと信ずる。

之れを要約すれば其の基本的理念は、金融の公共性に鑑み、資金運用は公益優先の國家的見地より之れを爲すべきであり、戰時經濟の運用は計畫性を附與して初めて圓滑に運営されるものであるから、金融も一定の計畫を樹立すべきで、之れが爲めには各金融機關の連絡提携に依つて實現されるべきものであるとされたのである。

金融新體制は之れより幾、即ち十四年十月、東京銀行俱樂部晚餐會席上青木前藏相に依つて述べら

れてゐるのを想起しやう。

支那事變を最大の目標として進むと同時に現下國際情勢に鑑み、我國にとつて基本的國力の充實を圖ることが急務中の急務で、之には各階層舉げて協力することが必要である。殊にこの重大事業を果すには國內のみならず、日滿支一體となつて、この偉業達成に進まねばならぬ。之れには幾多の手段方法を以てしなければならぬが心掛としては國民が公私の生活上私を忘れ、總てを國家の公事と考へることが必要である。而して各方面に國家の統制が強化しつゝある折柄、金融界のみは保守的自由主義の殘壘に立籠つてゐると云ふ非難もあるが、金融界に對しては自由經濟時代から他の方面に比較して統制が進み、國家的公共性が浸み込んでゐる。例へば銀行法にして然り、又外國爲替管理法の如きにしても國家總動員法に匹敵する統制法が以前からあり、従つて金融界のみ統制が後れてゐると云ふ世論は當らぬ。併し世情は非常な變化を遂げつゝあり、昨日正しかつたことも今日は必ずしも正しいとは云へず、國力の飛躍的發展を達成するには一段と金融機關の公共性國家性を發揮する必要があるを以て時代に遅れぬやう心掛け、時代に適應した機構の下に協力を切望す。

右の如く、新機構の下に公共性の發揮を要望せるものであるが、近衛首相の新政治體制運動の擡頭に依り金融新體制は一段と發展し、結城日銀總裁に依り其の基本條件が具體化されたのである。

金融協議會の結成

右要請に基き十五年四月には毎年一回開催されつゝあつた全國手形交換所聯合會を常設機關と爲すところあつたが、新體制運動の進展に伴つて結城日銀總裁の闡明せる金融新體制の理念に基き日銀を中心として左の既存十團體に依り九月、全國金融協議會が結成された。

全國手形交換所聯合會、全國地方銀行協會、全國貯蓄銀行協會、農工銀行同盟會、信託協會、生命保險會社協會、産業組合中央金庫、證券引受會社協會、ビルブローカー協會、全國無盡中央會

其の後、協議會構成メンバーに庶民金庫、恩給金庫等の特殊法人も加へられ、後述の如く活潑なる動きを見せるに至つたが、右協議會に對する政府當局の態度は官界新體制の構想が未だ具體化せざる爲め終始して不即不離なる立場を以て望んでゐたものであつた。

金融改善策

斯くて、金融協議會は設立後、具體的な金融改善問題に對しては、それ／＼審議機關を設け、ある場合は政府に建言し、或る場合には自主的に問題の解決を圖りつゝあつたが、十六年一月迄に協議會

役員會で決定された主なる事項は左の如くである。

「九月」一、國債消化に關する申合せを行ふ。

一、起債市場對策決定と時局對策に關する申合せを爲す。

「十月」一、各種金融機關會合の整備統合策と金融改善具體策の樹立。

「十一月」一、全國金融協議會と經濟新體制との聯關に對する要望並に國民更生金庫基金寄附の件を決定し、中小商工業金融に關する申合せを行ふ

「十二月」一、配給機構變更に伴ふ金融機關相互間の機能調整並に中小商工業金融改善策の決定
「一月」一、國際情勢緊迫に伴ふ重大事態對處方の決議並に政府に對する希望申合せを行ひ又經濟新體制實施に關する研究に参加すること及び日本興業銀行に於て研究中の投資會社設立案を支持すること

右決定事項の内毎年別々に會合が行はれてゐた各金融機關の總會は金融協議會の總會に統一され、恒例の大藏大臣、日銀總裁の演説も協議會のみとなつたが、日銀の金融懇談會は今後金融機關別に行ふこととなつたことは特異なる點であつた。

第九章 相田岩夫局長時代

(在任十五年十二月—十六年十二月)

國際情勢の險惡化に伴ひ、國內態勢の整備強化は一層推進せられ、産業界再編成と併行して金融機構の整備擴充は第七十六議會を契機として實現せられたると共に、金融界の臨戰態勢も亦完成されたのである。斯る態勢に導かれたために、大藏省は常に指導的立場に立ち、金融統制會設立の構想を取纏め、之を中核とする金融統制の基本方向を確立したことは、相田局長の偉大なる功績であると共に同局長の手に依つて非常時金融對策が樹立されたことは特筆大書すべきであらう。

第一節 三發券銀行の發券機能改革

第七十六帝國議會

三國同盟締結後新な國際情勢の推移に備へ、高度國防國家建設を目指す第二次近衛内閣の性格を明らかにする第七十六議會提出の十六年度歳出豫算額は前年度に比し一層の重點主義と節用主義との徹底を圖りしと雖、事變處理の完遂を期する爲、前年度より豫算額は三十一億七千二百萬圓の増加となつた。

一般並臨時軍事費兩會計豫算總括 (單位百萬圓)

歳出	十六年度	十五年度	比較(増)
一般會計	七、九九五	六、一七三	一、八二一
臨時軍事費	五、八八〇	四、四六〇	一、四二〇
一般會計より臨時軍事費へ繰入	六七〇	六〇〇	七〇
純計	一三、二〇五	一〇、〇三四	三、一七二

〔備考〕十六年度臨時軍事費の内十億圓は十五年度分なるも第七十六議會で決定せるものなれば便宜上これを十六年度に計上す

斯る政府豫算の膨脹は戰時態勢への突入を意味し、國防經濟態勢の再強化は愈々必至となり、經濟統制は一段と進捗されたが、就中、今議會を中心として臨戰態勢の完璧は一應こゝに整備さるゝに至つたことは注目すべきである。

即ち、國家總動員法、外國爲替管理法、臨時資金調整法等の各法律改正を初めとし、國民貯蓄組合

法、國民更生金庫法の設定、兌換銀行券條例のみならず朝鮮銀行及び臺灣銀行法の臨時特例に關する法律並にこれに續く不動産銀行法の改正等一として重要ならざるものなく、この議會を契機として臨戰態勢の整備は成つたのである。

然るに年初以降の國際情勢の險惡化は月と共に激化し、内閣も三度更迭を見、十一月に於ては時局に對處すべく臨時議會が開催され、追加豫算四十三億圓並に新增稅案等が通過する等、各方面に亘り只管國防の強化と重大事態に備へる對策が講ぜられ、所謂決戰態勢の完成に邁進しつゝあつたが、遂に十二月八日米英に對して戰を宣するに至つた。

日本銀行發券制度の改正

事變勃發以來我が國內外の經濟情勢は著しい變遷を來し、これに伴ひ銀行券の發行狀況も既述の如く顯著な推移を示して來たが、これに即應するため、事變勃發以來既に日銀券に就いては十三年及び十四年の兩度に亘り保證發行限度の擴張が行はれたのである。

然るに依然限外發行は恒常化せると、内外經濟情勢の緊迫化から、從來の發券制度を其の儘に存置することは實情に副はぬ許りてなく、却つて今後の通貨政策遂行上障害となると認められるに至つたので、かねて懸案の發券制度改革案は愈々第七十六議會に提案、十六年三月法律第十四號を以て「兌

換銀行券條例の臨時特例に関する法律」として公布、四月一日より施行された。

右の改正の要點は

- 一、銀行券の正貨準備發行と保證發行との區分を停止し全額保證發行とすること
- 二、銀行券の發行限度は大藏大臣がこれを定めること(但し制限外發行の制度は存置する)
- 三、銀行券の種類は大藏大臣がこれを定めること
- 四、銀行券の發行高に關する廣告は大藏大臣の定むる所に依りこれを爲さしむること

以上四點に要約されるものであるが、この法律は恒久的の立法でなく、事變終了後一年内に廢止する臨時的措置であつた。この法律施行に依つて兌換券條例第二條の規定は當分の間其の適用は停止せられ、又既述の十三年法律第六十四號に依る保證發行限度の臨時擴張に關する法律は廢止せられた。右改正の主旨は經濟界の趨勢を考慮し兌換券發行限度に弾力性を附與したること、金兌換停止に依る金と通貨との關係を過當評價する危險を包藏してゐる從來の制度を改めたるもので、管理通貨の體制に一步進めたものである。

而して發行限度に關しては大藏大臣が定めることとなつたが、其の目標に就いて相田局長は議會に於て左の如く答辯しこれを明らかにした。

最高發行高は通貨の健全性を保持すると同時に經濟界の必要とする通貨量を圓滑に供給し得るが

如き數量を標準とする。而して此の數量を決定するためには内外諸般の經濟情勢、生産、配給、物價、國家財政、金融、一般取引、通貨、銀行券の發行趨勢を睨み合せて決定する。最高發行限度を法律に規定せず大藏大臣の指定としたのは、法律に各般の標準を規定しても結局空文化する恐れがあるためである。大藏大臣の最高發行高決定は毎年一回の豫定である。決定に際しては日銀當局の意向を充分に尊重する

即ち、我が國內外諸般の經濟金融情勢に對應し、且つ政府各般の經濟金融政策と睨み合せて發行限度が決定せられるのである。斯くして十六年度中に於ける兌換銀行券の最高發行限度は四十七億圓と決定を見た。

又この改正に依つて注目すべきは制限外發行税の算定方法が變更されたことである。從來の制限外發行税は十五日以上制限外發行が繼續された場合に於て課税されてゐたのを、今回に於ては一日でも制限外發行が出現した時、發行税を納付せしむることに改正した點である。

今回の改正は臨時的制度ではあるが、一應戰時下の金融通貨體制を整へたものと云ふことが出来るが、然し乍ら、我が國當面の通貨政策としては、此の發券制度の改正のみを以て足れりとなすことを得ないのは明らかであつて、發券制度は直接にはいはば通貨の發行、即ち供給の側からする通貨の規制であり、従つて今日の經濟情勢の下に於てはそれのみを以てして通貨政策に全きを期することの困

難なることは云ふ迄もないところであり、又日本銀行制度其のものも従来よりも屢々改正の要が叫ばれてをり、戦時態勢下に入り益々切實となつたことは論なきところであるが、この最高発行限度の採用も兌換券は十月末に至り三千四百餘萬圓の限外発行の出現となり、遂に賀屋藏相も全般的の日銀條例の改正を企圖し、十一月の第七十七臨時議會に於て

日本銀行條例は極めて古く、今日の時勢に照して必ずしも適當でないから、成案を得次第の通常議會に其の改正案を提案すべく準備してゐると云はしむるに至つた。

鮮、臺銀行券の發行制度改正

日銀券の發行制度改正に伴ひ鮮銀券並に臺銀券の發行制度も十六年三月法律第十五號で改正が行はれ、四月一日より實施された。

この改正は日銀券の發行制度改正と大體同様であるが、たゞ鮮銀券及び臺銀券には日銀券と異なる特殊の性質及び事情があるので、この特異性に應じて若干日銀券とは其の制度を異にする點が見られるが、何れも臨時的措置として行はれたことは日銀券と同様で、鮮銀券と臺銀券とを同一視して一本の法律に依つて爲されてゐることは臨時的措置なる方策を一層明らかにしてゐる。

其の日銀券と異なるところは左の二點である。

一、銀行券發行に對する兌換物件の保有割合に關し大藏大臣は必要な命令を爲し得る
一、銀行券の保證物件中に「日本銀行に對する預け金」を加へたこと
従來の鮮銀券並に臺銀券の發行制度は日銀券と同様、支拂準備發行と保證發行とに區分してゐたのを停止すると共に、兩銀行券の發行限度及び其の發行高に關しては大藏大臣がこれを定めることとしたのである。

これと共に十二年の金準備評價法の制定に依り兩銀行の保有する金銀準備は極めて少額となり、其の支拂準備は殆ど全部が日銀券を以て充當せらるゝ現狀に鑑み、兩銀行券の日銀券に對する兌換性を確保するために大藏大臣は必要に應じ兩銀行券の銀行券發行高に對し一定割合の日銀券又はこれと經濟上同視すべき物件を保有すべきことを命じ得ることとした。然し、これは既に従來から銀行監督上の立場から兩銀行に對し一定割合の兌換物件を保有すべきことを命じ來つたところであつて、従來の實質上の措置を法律上に明文化したものに過ぎないものであつた。

又日本銀行に對する預け金はこれを經濟上より見れば日銀券と實質的に異なるところがないから之を兩銀行券發行の保證物件中に加へることとしたが、これは他方兩銀行券が現在發行準備として保有する多數の日銀券を不必要な退藏から解放して日銀券の發行高を實際流通量に相應せしむる措置でも

あつた。

斯くて四月一日實施と共に鮮臺券支拂準備充當額として日銀に特別保管されてゐた日銀券の大部分は同日解除されて一應鮮臺兩行の日銀への當座預金に振替へられた。

同時に、十六年度中の鮮臺券の最高發行高は日銀券の最高發行高決定と共に朝鮮銀行券六億三千萬圓、臺灣銀行券二億四千萬圓と告示せられた。

右改正と共に最近に於ける鮮銀、臺銀の業績は既述の如く、經濟力の發展から一路向上し、これを反映して其の銀行券發行高は漸増の傾向を示し、兩行に於ける銀行券發行の特權に基く利益は相當巨額を算する現狀に顧み、この特權に對する報償として利益金の一部を政府に納付せしむるため兩銀行法の改正法律案を第七十六議會に提案した。

これが内容は鮮銀に於ては其の前身たる韓國銀行當時から設けられてゐた現行納付金制度を整備擴張するものであり、臺銀にありては新に納付金制度が採用されたものである。

右法律は通過と共に前者十六年三月法律第十六號後者は同第十七號で公布せられ、同年下期から適用せらるゝこととなつたが、其の法文は同一であることは兩者の機能が又同一であることを示すものである。

朝鮮、臺灣兩銀行法改正法律案

朝鮮銀行(臺灣銀行)は毎營業年度に於て利益金より左に掲ぐる金額を控除したる殘額の四分の一を政府に納付すべし

一、拂込資本金額に對する年六分に相當する金額

二、前條の規定に依り積立つべき金額の最少額に相當する金額

利益金より前項第一號及第二號の金額並に前項の規定に依る納付金額を控除したる殘額が利益金の十分の一を超過するときは其の超過額の三分の一を更に政府に納付すべし

而して今回制定の利益金の納付率と、現行日銀の納付率との間に差等があるのは納付金制度は發行權に對する利益を納むるを主眼とするもので、日銀の利益は大部分これに依るものであるが、鮮、臺兩行は普通銀行業務を營み、これより生ずる利益もあり、又其の基礎に於ても差もあるからである。

第二節 不動産銀行の機能擴大

不動産銀行の業法改正

所謂不動産銀行として現在日本勸業銀行、農工銀行及び北海道拓殖銀行があつて、夫々不動産金融

の分野に就いて重要な役割を演じてゐることは既述の如くであるが、これ等銀行の十五年末に於ける貸付金総額は既に十八億圓を突破し、其の資金に充當するための債券發行高亦十億圓の多きに及ぶに至つた。

不動産銀行の貸付金並債券發行高 (單位千圓)

	日本勸業銀行	農工銀行	北海道拓殖銀行	合計
年賦貸付	八九四、九一	一〇四、六五	九八、八八	一、〇九八、四四
定期貸付	二六六、六三	四八、二六	一五、一〇一	三五〇、〇〇
短期貸付	六七、七三	一三、三六	一七〇、九八	三五一、〇七
計	一二九、三六	一六、三〇	三五、八六	一、八〇一、五二
債券發行高	八四、四五	一〇八、二八	九、四五	一、〇六六、二八

「備考」一、短期貸付中にはコールローンを含まず、二、勸業の債券發行高は勸業債券發行高のみなり。

而も事變下に入ると共にこれ等不動産銀行に要求されつゝある任務は加重して來たのであるが、一方勸業銀行法及び農工銀行法は明治二十九年、拓殖銀行法は明治三十二年の制定に係るもので、制定の當初は不動産銀行の堅實な發展を期するため、其の業務に對し嚴重な制限を設けることを主眼としてゐたから、其の後に於ける時勢の進運並に各銀行の信用力の増大に伴つてこれ等の法律に依る制限

は漸次嚴に過ぎることとなり、其のため必要の都度屢々これに改正を加へて來たが、今猶其の體裁及び内容に時局に沿はないものが多々ある現状である。

其の結果、現在の狀況に於ては法律に依る桎梏が却つて銀行本來の活動を阻害する現状ともなつたので、これ等不動産銀行の充分なる活動を圖り、積極的に其の機能を發揮せしむるためこれ等の法律に改正を加へることとし、第七十六議會に提案するに至つた。

今回の改正はこの多年の懸案を解決し、法律が各不動産銀行の業務に對し加へてゐる制限の中で、これ等銀行の現状及び今日の一般經濟情勢に鑑み嚴に失すると認められるものを緩和し、不動産銀行をして一層時局に即應した活動を爲さしめんとするものである。

右法律は十六年三月に、

一、日本勸業銀行法中改正法律(第三十九號)

一、農工銀行法中改正法律(第四十號)

一、北海道拓殖銀行法中改正法律(第四十一號)

として公布、即日施行された。

改正の項目は十餘に上るのであるが、これを事項別に列擧すれば左の如くとなる(括弧内は該當銀行名)

- (一) 貸付の擔保を爲し得るものの範圍を擴張したこと
 - イ、水産業のため貸付を爲す場合に於ては漁船を抵當とすることを得るものとしたこと(勸、農、北)
 - ロ、法律の規定に依り一箇の物と看做される財團は總て日本勸業銀行法又は北海道拓殖銀行法の適用上之を不動産と看做するものとしたこと(勸、北)
 - ハ、預り金又は營業上の餘裕金を以てする手形の割引又は短期貸付の擔保中に林産物を加へるものとしたこと(勸、農)
 - (二) 貸付の方法及び期間に關する制限を緩和したこと
 - イ、年賦金に就いては元利均等なることを要する旨の規定を削除して單に年賦償還のみならず廣く各種の割賦償還方法をも認めるものとし、之に伴つて法文中に年賦とあるを割賦に、据置年限とあるを据置期間に、年限間とあるを期間内に改めるものとしたこと(勸、農、北)
 - ロ、山林を抵當とする貸付に就いては定期償還貸付の期間を二十ヶ年迄伸張し得るものとしたこと(勸、農、北)
 - ハ、農業者、工業者又は漁業者十人以上連帶無抵當貸付の制度を擴張して農業者、林業者、工業者又は漁業者五人以上連帶無抵當貸付を認めるものとしたこと(勸、農、北)

- ニ、財團を抵當とする貸付を爲さんとする場合に於て財團設立に關する登記又は登録の申請が爲され、其の財團の設定せられることが確實であると認められるときは抵當權設定の登記又は登録の完了前にあつても貸付を爲し得る旨の規定を設けるものとしたこと(勸、農)
- ホ、預り金又は營業上の餘裕金を以て特別の法令に依り設立され、農林又は水産に關する事業を營む法人で大藏大臣の認可を受けたものに對し手形の割引又は當座預金貸越を爲し得るものとしたこと(勸)
- (三) 市街地貸付及び預り金に關する制限を緩和したこと
 - イ、市街地貸付金額に關する制限額計算の基礎に積立金總高を加へるものとしたこと(勸、農)
 - ロ、定期預り金及び公金預り金以外の預り金の總額に關する制限額計算の基礎に積立金總高を加へるものとしたこと(勸、農)
- (四) 有價證券投資の範圍を擴張したこと
 - 預り金又は營業上の餘裕金を以て國債證券又は大藏大臣の認可を受けた有價證券の應募、引受又は買入を爲し得るものとしたこと、但し國債證券以外の有價證券の保有額は預り金の總額を超過し得ないものとしたこと(勸)
- (五) 賣出債券に關する登記事項の簡略化を圖つたこと

賣出債券に就いては其の毎年末に於ける未償還額の合計額を登記する以外には中間變更登記を省略するものとしたこと(勸)

斯くの如く廣汎に渉る改正を行ひ、不動産銀行の活動に資するに至つたが、當時農工銀行法規に依る貸付制限を超過し得る地方を擴張したのもこれがためである。

不動産融資補償法の改正

不動産融資及び損失補償法は既述の如く、七年當時の金融梗塞狀況を打開するために制定されたもので、銀行の有する不動産固定資産を資金化して其の活動を圓滑ならしめ、依つて以て金融の疏通を圖ることを目的としたものである。

即ち、勸銀、農銀、北拓は銀行から不動産資金融通の申込を受けた場合に於て金融の疏通を圖る爲に必要ありと認めたまは、之に應じて資金の融通を爲し得ることとし、之に依つて損失を受けたときは一億圓を限度として政府より其の補償を受け得ることになつてゐるのである。

立法當初は其の融通期間及び融資期限はそれ／＼施行の日より三年及び十五年と云ふことになつてゐたが、其の後に於ける經濟界の情勢により右融通期間並融資期限に就いては十年及び十三年の二回に亘り、それ／＼三年の延長を行つたものである。

然るに本邦の銀行は不動産金融に放資する場が多きと、この法のあるため地方人心が安定してゐる實情に鑑み、寧ろ恒久的の施策とした方がよいと當局では考へてゐたが、猶研究の餘地があるため、更に右融通期間及び融通期限を議會の協賛を経てそれ／＼三年宛延長することとし、右改正法律案は十六年三月法律第四十三號で公布施行された。

なほ本融資に依る損失に就いては政府の補償を受けることとなつてゐるが、これが損失及び其の額は不動産融資損失審査會がこれを決定することになつてゐたのを、今改正に依つて右審査會を廢止し、日本銀行特別融通及び損失補償法に依る特別融通損失審査會とした。

第三節 爲替政策の戰時體制への移行

外國爲替管理法の根本的改正

十六年四月法律第八十三號で外國爲替管理法改正法律案が公布施行と共に其の施行規則たる從來の三個の大藏省令が廢止せられ、これに代つて新統一令として外國爲替管理法施行規則が大藏省令第十號で公布、一部は即日實施、全面的發動は七月よりとせられたが、右省令の實施に依つて八年以來の

我が國爲替管理政策は從來の平時的體制から完全なる戰時體制へと移行したのであつて、變轉常なき現下の國際情勢に對處して貿易爲替政策の圓滑なる遂行に遺憾なきを期するためには適切なる措置であつた。

右に對する左の政府の提案理由はこれを雄辯に物語つてゐる。

現行外國爲替管理法は、昭和八年五月施行以來、數次の改正に依り之を補整したので現在では主として國際收支の均衡を目的とする平時的爲替管理の形態としては略々完備致したが、歐洲戰爭の勃發並に三國條約の締結等、世界政局の變動に伴ふ複雑なる情勢に應じ、本邦對外經濟力の維持伸張を圖る爲にはなほ十分でない。仍て更に之を補強する必要を生ずる。即ち交戰國其の他の諸國は國防の強化、國力の充實を圖る爲、夫々貿易若しくは爲替に關し強度の統制措置を實施し、全く自國本位の政策に専念致して居る。斯かる情勢に對處するには、我が國の側に於ても、亦對外決済方法に關する統制範圍を擴充致し、外貨資産に付其の保全的措置又は活用方法を講じ、或は又我が對外權益擁護のため有效適切なる措置を執る等の必要が増大する。然るに現行法には是等に關する規定を缺いて居るから、今改正に於て之を追加すると共に、從來に於ける運用の經驗に徴し追加補整の必要ある事項をも此の際併せて改正せんとするものである。而して其の改正の要點を擧ぐれば左の如くである。

一、在外財産又は外貨資金等に關し之が保全的措置又は活用方法を講ずる爲必要なる統制を加へ得ることとした點

二、外國との決済又は外國間の決済に關し其の方法、條件其他必要なる事項を命じ得る規定を新たに設けた點

三、外國居住者、本邦に居住する外國人又は外國系本邦法人等の本邦内に於ける財産の取得若しくは處分を新たに取締ることとした點

四、爲替銀行を通じないで對外決済をする爲の本邦内若しくは外國に於ける支拂若しくは其の受領又は外國に於てする支拂の本邦内に於ける委託を新たに取締ることとした點

五、日本銀行其他政府の指定する者に對し本法の施行に關する事務の一部を取扱はしめることとし、當該事務に従事する日本銀行其他政府の指定する者の職員は之を公務員と看做す等の規定を新たに設けた點

六、本法の施行に關する事務に携つて居る者又は携つた者が本法に依る職務執行上知り得た秘密を漏洩又は竊用したときは之を處罰する規定を新たに設けた點

七、從來現行法運用の經驗に徴し追加補整を必要と認めたる事項

斯くの如く多岐に涉つてゐるものであるが、爲替管理は國の内外に跨る複雑なる經濟現象を取締の

對象とし従つて其の事態は刻々變化する性質のものであるから、法律に於ては單に爲替管理の對象となる事項の範圍及び限界のみを規定するに止まり、これが實際の取締は臨機命令の定むるところに委任してゐるのである。この委任命令は大藏省令の形式に依つて規定されてゐるのであるから、省令はそれだけ複雑多岐に涉つてゐる。省令に新たに規定された事項は大體左の通りである。

- 一、主として爲替銀行を通じない對外決済方法を取締るため各種取引又は行爲を許可事項となし得ること
- 二、在外財産の節約活用を圖るため各種取引又は行爲を許可事項としたこと
- 三、外國爲替銀行又は爲替ブローカーの要許可事項を擴大したこと
- 四、在外資金の充實増強を圖る爲在外資金に就いて本邦への取寄義務を課したこと
- 五、外貨収入の確保を圖るため保險會社又は海運業者が保險料又は運賃を受領する場合は第三國通貨に依るべきこととなしたること
- 六、對外送金に關する不要許可事項の範圍を縮小すること
- 七、旅行者の旅費携帯に關する不要許可限度を關東州及び滿洲國、中華民國、第三國等の三地域に區分して規定したこと
- 八、必要に應じ政府の行政處分に依り具體的措置を採り得る權限を附與した規定を新たに設けたこと

斯くて今後の情勢の推移に依つてこれ等の運用に依り迅速機宜の措置が執られることとなり、更に實質上の取締を政府の行政處分に委任した權限規定が重要な役割を演ずることとなつたのである。

外國爲替損失補償金の設定

右外國爲替管理法の改正に伴ひ、政府の命令權が擴大せられた結果、これが實際の發動に依つて生ずることあるべき爲替銀行、貿易業者の損害に就いては別途五億圓を限り豫算外國庫の負擔となるべき契約に依り政府補償の方法が講ぜられた。

これに就いて政府は議會に於て左の如く答辯し、補償金の目的、使途、五億圓算出の基礎を明らかにした。

- 一、外國爲替損失補償金は二つの目的を以つてゐる。一つは輸出補償の制度其の他いろ／＼の意味をもつ點、他の一つは外國爲替損失補償金独自の分野である。
- 一、輸出補償法の問題については輸出手形を銀行が買取つてから手形が落ちる迄の、さまざまの事項から生ずる危険を政府に於て一部負擔する仕組となつてゐる。しかるに輸出貿易振興のためには、たゞその期間内の危険を負擔する制度のみでは不十分であつて、銀行が手形を買取る

場合に、やはり爲替上の取引が起つて来る。なほ又手形が落ちた後でも、銀行としては外貨資金其の他の關係に於て、今日の國際情勢に於ては多分の危険がある。それらの危険をカバーするの爲外國爲替損失補償金の一つの目的である。

一、もう一つの独自の分野と云ふのは、爲替の損失補償の方は全く貿易に關係なく生ずる場合が多いので、本邦側の外貨資産、外貨債権、かういふものに就いて今日の前途不安なる國際情勢の下に於て、色々の危険が豫想されるのでそれらカバーする意味を以つてゐる。

一、五億圓の算出の基礎については、どういふ危険がどういふ事態に於て生ずるかと云ふことに就いては中々豫測しかねる事項も多々あるが、大體想像してゐるのは爲替の豫約の取極めから生ずる相場上の變動、又銀行が持つてゐる海外の財産、外貨債権、外貨資金、かういふものによつて生ずる損失と云ふやうな大きな項目に就いて、從來の實績から計畫し今後の見透しを付けて、大體五億圓程度のもので十分であると思つて立案したものである。

更にこれを附言すれば、最近の如き國際情勢の下に於て對外取引を行つて行く爲には或る程度の危険は避けることが出来ないものであるが、去りとて之がため我が國の對外取引が萎縮することは斷じて許されず、寧ろ輸出の振興、商權の維持伸張等のため積極的措施を講じて行くことが是非必要なのである。これがため政府に於ても國家的見地より外國爲替銀行其他對外取引を爲す者に對し、

爲替管理法の規定に依り外國爲替、外貨債権其他在外財産等に關し必要な命令を爲す場合も豫想せらるゝのであるが、斯様な場合に於て萬一所有者が損失を受けた時には政府としてもこれを補償する必要がある、又斯様な政府の損失補償と云ふ後楯がなくしては最近の様な激甚なる戰時國際經濟戰に對處して遺憾なきを期し難いからである。

而してこれが損失決定に就いては外國爲替管理委員會に諮問して政府がこれを定めることとし、從來の外貨評價委員會はこれに吸収併合された。

輸出補償法の改正

斯る措置は十五年十二月の閣議決定に基く「貿易振興應急對策要綱」に依つて明らかにされ、輸出補償制度の擴充、戰時保險範圍の擴大、爲替管理制度の改正を内容として應急措置が採られたのであつたが、これ等は何れも法律改正の手續を要する關係上、第七十六議會に於て具現されたのである。

輸出補償法に就いて一言すれば、既述の如く同法は五年八月實施され、爾來同法に基いて爲替銀行が輸出手形を買取つて損失を蒙りし場合に於て政府がこれを補償すると云ふ仕組に依つて貿易業者に金融、保險の途を講じ、以て輸出貿易の積極的増進を圖つて來たのである。然るに從來の輸出補償法も舊爲替管理法と同じくいはば平時的のものであつて、戰時に於て貿易業者の危険負擔を軽減し、輸

出貿易の積極的振興を期するためには、輸出補償の保險的機能の擴充が必要とされるに至つた。斯くの如き趣旨に依つて輸出補償法は改正されたのである。

其の改正の要點を摘記すれば、先づ第一に從來の甲種補償、輸出業者に金融上の便宜を與へるものと乙種補償、保險的損失を填補するものの區別を廢し、總べて保險的補償に統一したこと、これに伴つて第二は甲種補償の不渡手形に就いて從來銀行は貿易業者に對する遡及權行使の義務を負ひ、従つて手形振出人は償還を要したが、今回これを免じて貿易業者の危險負擔を輕減したこと、第三は政府の損失補償の限度引上げ、即ち從來の甲種八割、乙種七割を一律に九割とし、これに應じて輸出補償金も増額されたのである。

斯くして輸出補償法の改正並に外國爲替損失補償制度の採用に依り貿易業者の負擔は著しく輕減され、輸出増進策は一應完壁化を來したのである。

然るに國際情勢は緊迫化の度を深めるに伴ひ、斯る措置のみでは不十分なるがため、五月の閣議で「輸出損失補償制度擴充要綱」として、政府は輸出貿易の振興を圖る爲、二千萬圓を限度として豫算外國庫負擔となるべき契約を爲すの件を附議決定したが、この新制度は左の如き諸點に於て種々なる特殊性を有してゐるものである。

一、輸出補償法との相違 補償法の契約の相手方は爲替銀行であるが、今回の補償は買取會社等

の貿易團體に對して行はれる。又補償法が輸出荷爲替取組後、即ち船積後の分に對してのみ補償が行はれてゐたが、今回の補償は船積前の商品に對し行はれる。

一、輸出資金及び輸出品製造前貸損失補償制度との相違 前貸損失補償が政府と損失契約を締結せる銀行より資金を借りてゐる業者の損失に對し當該銀行に補償を爲すのに對し、今回の自己資金により調達した商品の輸出上の損失に適用される。即ち前者が中小商工業者であるに對し、今回は自己資金に依つて貿易を爲しつゝある専ら大資本業者を眼目とせる點が異なる。尙買取機關が買取つた商品は第三國への輸出義務を負はされてゐるが、事情により商工大臣の認可を受けて、圓ブロックへの輪移出も認められ、其の場合にも補償法の規程は適用される。

右の措置と共に外國爲替管理法の全面的發動は何れも貿易振興對策として採られたのである。

外國爲替管理法の全面的發動

外國爲替損失補償制度の初動として、十六年三月に於て磅爲替豫約取消に適用されんとした。之は十五年春の對英爲替レートの變動の爲、其の當時振出した磅手形豫約の決濟で相當の損害を蒙つたものがあり、それが爲同年秋以來決濟を延期したものを大藏當局と爲替銀行の協議に依つて業者の豫約を一應取消し、之に依つて生ずる損害を政府で補償せんとしたが他の便法で補償した。

斯る措置は第三國との貿易關係の悪化を意味するものであるが、之と共に國際情勢の緊迫化に伴ふ各國の強制措置或は債務者側の事情により本邦在外財産の凍結せらるゝもの増加の傾向にあると且それら在外財産は戦時下に於ける保全は緊急を要するものあるに鑑み、同月に於て外國爲替管理法に基く「在外凍結財産調査規則」を公布、その凍結状態を明確にし、外交交渉に依る解決處理に資することとなつた。

當時米國に於ける資産凍結令の全面的發動が傳へられると共に英國に對する武器貸與法案の成立に依り米國の戦争態度は一段と積極性を加へ、その經濟的地位は益々重大となつて來たが、之に對する我が國の爲替政策の動向如何と云ふに河田藏相は第七十六議會の施政演說中に於て圓の米貨基準堅持不變方針を明らかにし、且既述の如く圓爲替中心主義への移行を示した。即ち

從來我が國の爲替資金操作は英米兩市場を決済の中心として參つたのでありますが、最近は相手國との直接決済に移行しつつあるのであります。今後に於きましては更に一步を進めて圓を中心とする決済を普及せしめんとする心算でございます。

と述べ、多事多難なる現在の國際經濟情勢に處する圓の方針を明らかにしたが、これが具體化として、十五年十二月に於ける「日、蘭印金融協定」に見る正金とジャバ銀行の金融協定となつた。

又十六年五月に入つては半歳に渉る難澁なる交渉を経て日、佛印經濟會商の妥結なり正金と印度支

那銀行間に於ける貿易決済方法に關して第三國通貨を仲介とせず兩行間に設けられた特別勘定を通じて行はれたことは、之を實證的に示したものである。この交渉は我が國の將來を卜する重大意義を含んでゐたことを忘れてはならない。

即ち、三月に於て我が國の調停に依り泰、佛印間の紛争が終局を告げたことは我が外交史上に特筆大書さるべきものであるが、之に依つて我が國を含めた大東亞の新秩序、我が國が理想とする大東亞共榮圈建設が其の實現の第一歩を踏み出したことに重大意義が認められるのであるが、之が成果に依つて、さしも難澁を極めた日、佛印經濟協定妥結の端緒となつたのである。

又この月を契機として我が爲替政策は一段と進展し、外國爲替損失補償制度は極度に活用され、爲替政策に於ては最早戦時状態に突入せる手段が講ぜられた。之は「英貨爲替取引安定措置」として六月一日より實施された。

之は磅及び磅系爲替取引を安定せしめ、同時に之を計畫的に運用する爲に採られたもので、其の方は英貨爲替の持高を集中する爲に正金に集中勘定を設け、其の集中勘定に生ずる損失は政府が補償するものであつて、磅爲替相場の變動による危険を政府が負擔し、爲替業者は危険を回避する代りに其の取引に於ては單に一定の手數料を得るに止ることとなつた。この措置は又七月より米系通貨にも適用された。右は爲替相場の國家管理に移行を示すものであらう。

これより曩、大藏省は十五年六月より輸出爲替豫約取組制を實施する一方、外國爲替銀行の輸出爲替買取承認制を擴大、米洲及び比律賓にも適用し、輸出貨物代金の確實なる回収を圖るところあつたが。これに依り輸出買取承認制は圓ブロック及びソ聯を除く全世界に適用されることとなり、外國爲替の全面的集中と共に我が國爲替管理は最終的段階に到達せるものと云へよう。

資産凍結令の發動

斯くて國際關係は微妙なる動きを見せ、松岡外相の訪獨に依る所産として日ソ間の通商並に貿易協定の成立なると雖、十四年以來交渉中であつた日、蘭印經濟交渉は英米陣營の壓迫に依つて遂に六月不調となり、これに引續き日、佛印間共同防衛協定に基き我が國が佛印に向つて進駐を開始するや、米國は愈々對日敵性の本性を現はし、遂に在米資産凍結令を本邦に迄及ぼすに至り、これに續き又加奈陀、英國等も夫々資産凍結を發表した。同時に蘭印も資産凍結を發表し、本年初より實施せられて來た正金とジャバ銀行間の金融協定も停止せらるゝ運命となつた。

これに對し今日あるを豫期してゐた我が政府は直に外國爲替管理法に基き七月二十八日「外國人關係取引取締規則」を公布、報復的手段を講ずるに至り、滿洲國及び中華民國も同一步調をとつてこれに處した。而して其の運用方針は相手國の取締と照應して緩嚴の差を設けた。

斯くて外國人關係取引取締規則の適用の指定國として米國及び其の領地全體、比律賓、加奈陀、英本國を告示し、引續き香港、和蘭國及び蘭領印度、英領ボルネオを追加し、八月に入つてからはオーストラリア聯邦、ビルマ及び英領馬來、印度、ニュージールランド、南アフリカ聯邦、英領ケニヤ及びウガンダ等に及び、十月は又タンガニカ英國委任統治領が追加された。

斯る國際情勢に對して我が國は大東亞共榮圈の確立を目指して共榮圈の一翼を爲す泰國と物資交流の圓滑化を期する爲、前大藏次官大野龍太氏を泰國に派遣して交渉を行はしめたが、これが成果として七月末に於て正金と泰國銀行間に一千萬バーツ(邦貨約千六百萬圓)の借款契約が成立した。又これより曩、蒙疆銀行と本邦シンジケート團との間に千五百萬圓の借入契約更改なり、日華提携の第一歩として國民政府に借款三億圓を供與したことは何れも東亞共榮圈の健全なる育成に資したのであるが、斯る情勢に依つて世界各國は日獨伊樞軸聯盟乃至は英米反樞軸陣營の何れかに旗色鮮明をせざるを得ない様相を呈するに至つたのである。

而して英米の資産凍結に依る我が國への影響に就いて賀屋藏相は十一月の臨時議會の豫算總會に於て「大體日本の資産に於て海外に凍結せられましたものは約九億圓でありまして、外國の資産に於て日本の凍結致したものが四億圓で日本の凍結を被つた方が多い譯であります」とその状況を明らかにし、更に「この結果は御承知の様に所謂第三國貿易と云ふものは殆ど止つてしまひます、色々の海外

拂にも差支へを生じて居ります」と其の影響の少からざる旨を述べたが、次に「併し乍ら日本の外債は十四億圓あります」と結局差引き九億圓程得する、そして「利子は凍結國に對しては其の凍結を解除する範圍に於てのみ支拂を致してゐる」と説明した。

斯くの如くにして貿易通商に於ては最早戰時状態に入り、從來の觀念に基く貿易なる語は一應清算過程に入りつゝあつた。

第四節 貯蓄奨励の前進

貯蓄奨励の強化

第七十六帝國議會を経た十六年度豫算總額は百三十二億圓と前年度に比し三十一億圓の増加と亦々尨大なる豫算額となつた。然も十六年度は増税が行はれない關係から、歳入計畫は勢ひ赤字公債によらざるを得なく、其のため公債發行豫定額は七十五億七千四百餘萬圓となり、十五年度豫定額に比し五億五千餘萬圓の増加となる上に、第七十六議會で成立した臨時軍事費第一次追加豫算十億圓の財源に充てらるゝ公債金九億九千七百餘萬圓も當然十六年度中の發行となる譯であるから、十六年度中の

公債發行豫定總額は八十五億七千餘萬圓の巨額を算することとなつた。

斯くの如き尨大豫算施行に伴つて政府資金の撤布は増大する爲、過剩購買力の吸収、低物價の維持、公債市場消化等惡性インフレ防止に關する諸對策は一層強化されたのであつて、これがため第七十六議會に提出された後述の貯蓄組合法は貯蓄奨励助成の一方策であり、貯蓄消化の具體策でもあつた。

同時に十六年度に於ける政府の貯蓄目標も前年度より十五億圓増加の百三十五億圓（國債消化七十五億圓、生産力擴充資金の調達六十億圓）と決定され、各金融機關に於ける貯蓄目標もシンジケート銀行團三十二億、地方銀行二十二億、貯蓄銀行十四億、信託會社三億五千萬、産業組合十二億圓と引上げられると共に政府は郵便貯金の預入限度二千圓を三千圓に引上げる一方、切手貯金の復活を圖り其の目標達成のために一層の努力を爲すところあつたが、當時臨時資金調整法を改正し興業債券の發行限度を十億圓より二十億圓に、貯蓄債券の夫れを五億圓より十億圓と改正し、七月よりは小口資金の吸収策として短期の額面一圓の特別報國債券の發行を計畫するに至つたことも之が一助であつた。

斯る政府の貯蓄奨励の積極的意圖は各金融機關に反映して貯蓄目標の引上となつたが、全國金融協議會でも早速これを取り上げ、四月の第七回役員會で金融改善特別委員會で決定せる左の貯蓄奨励具體策を採擇決定せることは注視すべきである。

貯蓄獎勵具體策に關する件

貯蓄の吸収に就いては金融機關は常に最大の努力を拂ひつゝある處なれども、目下非常の時局に際會し通貨殊に一般大衆の手許現金著しく増加せり、而も物資統制、配給機構の編成替に伴ひ現金取引の風習漸く盛ならんとするの情勢に於ては悪性インフレーション防止乃至物價對策としても更に一層の努力を拂はざるべからず

貯蓄獎勵の具體策に就いては現下の事態に鑑み差當り左記各項の如き之が實施の緊要なるものあるを認む

一、金融界が常に平靜を保ち預貯金(以下預金と稱す)者をして聊かたりとも不安の念を抱かしめざるは貯蓄獎勵上最も必要なり、預金者の本來用心深きは止むを得ざる處にして其の心理状態は尊重せざるべからず、經濟並金融對策に就いては常に此の點に注意し以て不時の波瀾を回避する様努むるの要あり、近時種々の議論行はるゝに連れ、時に或は預金者の心理に不安を與ふるもの無さを保し難く、如斯は貯蓄増加に最大の障礙を招く虞あり、一般民心殊に預金者に無用の刺戟を與ふる如き言論又は記事等は當局に於て充分に取締あらんことを希望す

他方貯蓄が公債消化、生産力擴充等高度國防國家建設に最も緊要なる所以を今一層國民全般に徹底理解せしむる方策を講ぜられんことを望む

二、預金の増加には利廻の向上を捷徑とするも低金利は目下不動の國策にして利率の改變の如き議論の餘地なし、然れども低額預金利子税の減免は貯蓄の増加に資すること大なり、此の意味に於て此の度制定の國民貯蓄組合法に於て一定の貯蓄預金に對し免稅せられたるは當を得たる處にして同法の目的達成には金融機關に於て全面的に協力すべきも其の施行細則の決定に當りては更に適當なる考慮を拂はれんことを望む

尙貯蓄獎勵の効果を完ふせんには更に進んで一般低額預金に對し減免稅の途を講ずるを適當と認む、仍て此の點に付當局に於て具體的考慮を拂はれんことを望む

三、預金の吸収には預金者の便宜のために成るべく多數の店舗を設けざるべからず、殊に目下貯蓄の獎勵は大衆を主眼とせざるべからざるを以て出張所又は派出所等の簡單なる預金取扱店を可成多數に設置せしめ預金に限り簡易迅速に取扱はしむることとせば其の效果大なるものあるべし、但店舗の配置は重複を避くる様充分注意すべきものとす

四、現在の物資配給機構は現金取引を増加し勢ひ個人の手許金の増加を餘儀なくせしめ爲に貯蓄を阻害するの實情なり、殊に現金取引への移行は徒に通貨の流通高を増大せしめ種々の悪作用を招來するの虞あるを以て其の取引量の減少に努めざるべからず、之が對策として左記諸事項に就いて適當なる考慮を拂はれんことを希望す

- 一、小切手による納税を一層廣く實行せられたること
 - 二、政府の支拂に當り日本銀行を通ずる綜合振込制を可成廣く利用せらるゝこと
 - 三、物資の配給を圓滑ならしめ物價の安定、消費の規正等に就いて一段の工夫を廻らされたこと。尙配給機構の變更後に於ても卸賣、小賣共に可成信用取引を維持すること
 - 五、金融機關に於ける大衆預金の取扱に就いては必然的に人員並諸用紙類其の他事務用品の需要増大するを以て此の點に付適當なる取扱を與へられんことを望む
- 右の外貯蓄切手の創設及び年金、生命保險の活用並に生命保險料免稅額の引上等に就いても研究の要あるものと認む

右の内預金者の便宜を圖るため簡易店舗の新設を要望したことは、從來と雖も支店數が多くある銀行程預金増加の趨勢が著しいことは規定の事實であり、各金融機關の希望するところであるが、然し人的物的側面より相當の制約を受けつゝある現在、支店、出張所等の規模を有するものは容易ならざるため、貸出業務を附屬せざる郵便局の補完的意味を持つ簡易店舗を希望せるもので、大藏當局も銀行のこの種店舗の新設を許容することとなり、又信託會社にもこれが設立を認めるに至つた。

而して其の新設は六大都市並に北九州等の所得増加せる地方を中心として認めることとし、十六年十二月の第一回決定は普通銀行、地方銀行並に信託會社を通じて百二十ヶ所が認可された。

これより幾、六月に於て獨ソ開戦を契機として國際情勢は一大變化を來し、延いては我が國內情勢にも變化を齎し、七月に至り第二次近衛内閣は突然總辭職を執行、顔觸れを改めて第三次近衛内閣の成立となつたが、幾何もなく又もや内閣更迭し、十且東條内閣が誕生した。

斯る情勢は國際情勢の緊迫化を物語るものであつて、高度國防國家體制の整備は愈々急務となると共にこれに對する經費支辨のため十一月第七十七臨時議會が開催せられた。

右議會に提出された十六年度追加豫算額は臨時軍事費特別會計三十八億圓、一般會計五億千五百餘萬圓が計上され、これに對する歳入計畫は購買力吸収を目的とする間接稅中心の増稅案と新規公債發行額三十五億七千餘萬圓とて賄ふこととなつた。これに依つて貯蓄獎勵も又前進せざるを得なかつた。即ち、賀屋藏相は十二月の全國金融協議會役員會の席上

現在の緊迫した國際情勢の下に於きましては、軍事費を中心とする歳出の膨張、延いては國債の増加は避け難い所であります。従つて購買力の吸収は愈々其の重要性を加ふるものであります。今後一段の工夫を凝らして其の増強に努力せねばなりません。今回の増稅案も、又本月初より實施しました煙草の値上も、共に此の趣旨に出たものであります。更に國民貯蓄獎勵計畫に就きまして一層之を強化することが肝要でありまして、本年度の貯蓄目標額百三十五億圓は之を増加する必要があるものと思はれます

と述べ、貯蓄奨励の強化と貯蓄目標の変更を示唆し、貯蓄目標は斯くて公債追加發行分だけ乗せられて百七十億圓と變更せられ、増加額は全部國債消化とせられた。

又これより異、貯蓄の強化の方策として大藏省高等官に付試験的に俸給の一部を振替拂とし、十二月には貯蓄組合法施行規則を改正する一方、郵便貯金利率を段階的に差等を設け、長期的なものを優遇する定額貯金の創始等もこれが一助であつた。

國民貯蓄組合法の制定

事變以來政府の巨額なる資金撒布に伴ひ、大藏省は十三年より國民貯蓄奨励局を設置して國民貯蓄の奨励に努力し、從來其の一助として任意組合に依る貯蓄組合を結成せしめて來たが、其の組合数は十六年三月末に於ては五十三萬組合、三千六百萬人、金額二十億圓と推算せられ、一層これが助成の要あると尨大豫算の施行に依り益々緊要の度を高めるに至つたので、此の際貯蓄組合を整備擴充して、貯蓄奨励運動の核心たらしめんとし、第七十六議會に國民貯蓄組合法を提出したのである。

右法律は從來の國民貯蓄組合に法的根據を與へ其の形態を整へ、組合が斡旋する貯蓄の種類、方法を決定し、これに適當なる指導監督を加へて貯蓄者を保護すると共に組合及び組合貯蓄に一定の特典を與へて、組合の發達、貯蓄の増強を圖らんとするを以て趣旨とするものであるが、見方により又運

用の仕方に依つては一種の強制貯蓄となり得るもので、我が國の貯蓄奨励運動は之を以て全く劃期的段階に突入したと云ひ得るのである。

斯くて協賛を経て三月法律第六十四號で國民貯蓄組合法は公布せられ、右に關する附屬勅令及び同法施行規則は大藏省令で六月公布、二十日より施行を見、免稅要件に關する事項は七月一日より實施し、これと共に前述の郵便貯金の限度引上も同日より施行となつた。

この貯蓄組合法は夫々各自の適合する資格に於て組合に加入する場合の便宜を供すると共に組合の指導上或は法律の運用上各種の組合に依り多少取扱を異にする關係から地域組合、職場組合、産業團體組合、其の他の團體組合に分ち、其の貯蓄の種類及び方法は從來貯蓄と認められてゐる銀行預貯金、金銭信託、信用組合貯金、無盡、生命保險、郵便貯金、郵便年金、簡易生命保險、國債及びこれに準ずるものとした。

而して、貯蓄組合の助成策として左の特典を與へてゐる。

(一) 組合に對する特典

一、補助金及び獎勵金の交付

二、印紙税の免除

(二) 組合貯蓄に對する特典